

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)		第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)	
用語	意味	用語	意味
1～32 (略)	(略)	1～32 (略)	(略)
33 データ伝送サービス	当社のデータ伝送サービス契約約款(以下「データ伝送サービス契約約款」といいます。)に基づいて主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス	33 削除	
34～99 (略)	(略)	34～99 (略)	(略)
100 固定無線通信網	固定無線アクセス方式(降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「固定無線アクセス方式に起因する事象」といいます。))となる場合があるものをいいます。)によるデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(固定無線基地局伝送路収容装置、固定無線通信網終端装置(固定無線通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。))、その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属装置に限ります。)	100 削除	
101 固定無線基地局伝送路	固定無線宅内設備(固定無線基地局との間で固定無線アクセス方式によりデータ通信を行うものをいいます。))と固定無線基地局伝送路収容装置との間の電気通信回線設備であって、固定無線基地局、光信号端末回線及び光信号電気信号変換装置により構成されるもの	101 削除	

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) (略)	(略)
(1)－2 MDF又は当社の局内スプリッタ	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。))との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。))の他事業者側端子又は他事業者のDSL装置と当社の局内スプリッタの間の当社配分架の他事業者側コネクタ
(1)－3～(1)－4 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) (略)	(略)
(1)－2 MDF	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。))との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。))の他事業者側端子
(1)－3～(1)－4 (略)	(略)

(2) 端末回線を収容する伝送装置	端末回線(以下この欄において固定無線通信網に係る電気通信設備を含みます。)を収容する伝送装置(伝送速度の制御が可能なものに限ります。)と他事業者の設置する交換設備若しくはその付属設備との間の当社配分架の他事業者側端子若しくはコネクタ、当該伝送装置の他事業者側端子又は端末回線を収容する伝送装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
-------------------	---

(2) 端末回線を収容する伝送装置	端末回線を収容する伝送装置(伝送速度の制御が可能なものに限ります。)と他事業者の設置する交換設備若しくはその付属設備との間の当社配分架の他事業者側端子若しくはコネクタ、当該伝送装置の他事業者側端子又は端末回線を収容する伝送装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
-------------------	--

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3
1～5(略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えるを得ないとき等の特別な事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
- (2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。)が0.5に満たないとき

7～8(略)

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3
1～5(略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えるを得ないとき等の特別な事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
- (2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。)が0.5に満たないとき

7～8(略)

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が

(相互接続点の設置)

第 10 条の 4 接続申込者は、前条第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 1 項第 1 号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表 3（様式）様式第 5-2 の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から 9 ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第 5 項又は第 6 項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第 1 項に規定す

現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要すものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、他事業者ラックといいます。）現に設置している他事業者ラックがあるときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができないと判断した理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第 9 項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量に係るものとします。以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1) 他事業者ラックが新たに設置できるとき

(2) 他事業者ラックが現に設置されているときであって、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置できるとき

(3) 当社ラックにおいてその接続に必要な装置等を設置できるスペースが確保できないこと

(4) 接続に必要な装置等をその当社ラックに設置することにより、当社ラックの強度不足若しくは損壊等、当社ラックの機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること又は当社ラックに設置するその他の装置の損壊等、その他の装置の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること

(5) 第 5 項第 3 号から第 9 号に規定する条件のいずれかに該当すること

12 第 4 項及び第 7 項の規定は、第 9 項の場合に準用します。

(相互接続点の設置)

第 10 条の 4 接続申込者は、前条第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 1 項第 1 号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表 3（様式）様式第 5-2 の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から 9 ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第 1 項

る相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3 (略)

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

第3章 協定の締結手続き等

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1)～(3) (略)

(4) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人(民法第34条の規定により設立された法人をいいます。)の確認を受けていること。

第3章の2 一括申込み

(一括申込み)

に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3 (略)

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合又は同条第12項により同条第7項の規定を準用し通知をした場合に準用します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

第3章 協定の締結手続き等

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1)～(3) (略)

(4) 一般社団法人テレコムサービス協会の確認を受けていること。

第3章の2 一括申込み

(一括申込み)

第 37 条の 5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 10 条の 13（電柱添架の申込み）第 2 項又は第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 2 項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないもの含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

- (1) 第 10 条の 3 第 1 項
- (2) 第 10 条の 13 第 1 項
- (3) 第 34 条の 2 第 1 項
- (4) 第 10 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 2 第 1 項

第 9 章 接続等の一時中断、停止及び中止

（接続の中止）

第 61 条 1～2 （略）

2 当社は、前項の規定により接続を中止するときは、接続の中止に係る技術的条件の変更認可申請の 1 年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。

3 当社は、協定事業者が DSL 回線と接続する場合において、DSL 回線を含む端末系伝送路設備（以下この条において「端末回線伝送路設備」）を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則 4 年前（期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。）までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社が DSL 回線を撤去する際には、撤去前に利用している DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線（光信号方式のものに限ります。）を使用した新たな代替サービス等（以下この条において「代替サービス」）を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。

(1) ～ (2) （略）

(3) 第 1 号及び第 2 号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合（協議が調わない場合であって、事業法第 35 条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第 155 条の規定に基づく電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」といいます。）による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。）

第 10 章 料金等

第 2 節 接続料金の支払義務

（定額制の網使用料の支払義務）

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

- (1) （略）
- (2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1-1 第 3 欄、第 6 欄、第 8 欄及び第 9 欄に係るものに限ります。）、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から

第 37 条の 5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 10 条の 13（電柱添架の申込み）第 2 項又は第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 2 項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないもの含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

- (1) 第 10 条の 3 第 1 項
- (2) 第 10 条の 13 第 1 項
- (3) 第 34 条の 2 第 1 項
- (4) 第 10 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 2 第 1 項
- (5) 第 10 条の 3 第 9 項

第 9 章 接続等の一時中断、停止及び中止

（接続の中止）

第 61 条 1～2 （略）

3 当社は、協定事業者が端末系伝送路設備（電気信号を伝送するものに限るものとし、DSL 回線及び音声帯域回線を含むものとします。以下この条において「端末回線伝送路設備」）と接続する場合において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則 4 年前（期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。）までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社が DSL 回線を撤去する際には、撤去前に利用している DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線（光信号方式のものに限ります。）を使用した新たな代替サービス等（以下この条において「代替サービス」）を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。

(1) ～ (2) （略）

(3) 第 1 号及び第 2 号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合（協議が調わない場合であって、事業法第 35 条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第 155 条の規定に基づく電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」といいます。）による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。）

第 10 章 料金等

第 2 節 接続料金の支払義務

（定額制の網使用料の支払義務）

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

- (1) （略）
- (2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1-1 第 3 欄、第 6 欄及び第 9 欄に係るものに限ります。）、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から

起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。）

- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）

- 2 料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

- 3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。）、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。）及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。）及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定（故障回復時間に係るものに限ります。）を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

（手続費の支払義務）

ら起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。）

- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）

- 2 料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

- 3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。）、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。）及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定（故障回復時間に係るものに限ります。）を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(29) (略)

(30) 当社が、第 34 条の 4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ア欄（通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの）と組み合わせて提供するものに限ります。）、ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。）を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31) (略)

(32) 当社が、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 8 欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対し、これらの機能に係る当社の電気通信設備（以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。）の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。

(33)～(34) (略)

（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）

第 78 条の 3 接続申込者が、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 1 項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第 10 条の 4（相互接続点の設置）第 2 項若しくは第 4 項又は第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 4 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み（接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。）を、第 10 条の 3 第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4（違約金）第 4（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）第 1 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) 相互接続点の設置の申込み（前号に規定するものを除きます。）を、第 95 条第 1 項第 1 号に規定する建設請負契約を締結した日又は同条第 3 項に規定する自前工事の申込みが当社に到達した日から工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4 第 4 第 2 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

2 前項第 1 号の場合において、接続申込者が、第 95 条第 2 項の規定により、設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に係る費用（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）

第 95 条 第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項又は第 6 項の規定により相互接続点を設置

します。

(1)～(29) (略)

(30) 当社が、第 34 条の 4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ア欄（通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの）と組み合わせて提供するものに限ります。）、ウ欄又はエ欄に限ります。）を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31) (略)

(32) 削除

(33)～(34) (略)

(35) 当社が、接続申込者が光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査したとき。

（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）

第 78 条の 3 接続申込者が、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 1 項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第 10 条の 4（相互接続点の設置）第 2 項若しくは第 4 項又は第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 4 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み（接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。）を、第 10 条の 3 第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4（違約金）第 4（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）第 1 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) 相互接続点の設置の申込み（前号に規定するものを除きます。）を、第 95 条第 1 項第 1 号に規定する建設請負契約を締結した日又は同条第 3 項に規定する自前工事の申込みが当社に到達した日から工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4 第 4 第 2 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

2 前項第 1 号の場合において、接続申込者が、第 95 条第 2 項の規定により、設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に係る費用（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）

第 95 条 第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 6 項又は第 11 項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から 6

可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合（以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。）及び第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。）及び第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日（第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日を行い、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日を行います。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

第16章 雑則

（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1) (略)

(2) 磁気媒体により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(3)～(5) (略)

ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合（以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。）及び第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日（第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日を行い、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日を行います。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

第16章 雑則

（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式（当社は、情報の授受に用いる媒体等の方式について、みなし契約事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。以下この項及び次項において同じとします。）により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により回答します。

(1) (略)

(2) 当社が別に定める方式により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(3)～(5) (略)

- 2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以降のものに限ります。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報（この条、第 68 条（手続費の支払義務）第 1 項第 9 号及び料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第 8 欄において「契約者情報」に含みます。）を磁気媒体により回答します。
- (1) 磁気媒体により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。
 - (2) (略)
 - (3) 磁気媒体により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

- 2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以降のものに限ります。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報（この条、第 68 条（手続費の支払義務）第 1 項第 9 号及び料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第 8 欄において「契約者情報」に含みます。）を当社が別に定める方式により回答します。
- (1) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。
 - (2) (略)
 - (3) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通路設定機能を利用するサービス又はデータ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄若しくは第8欄、2-1の2、2-6又は2-6の2に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～タ (略) チ 2-1-1-1第4欄(7)欄及び(イ)②欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ツ～ネ (略)
(8)-2～(9) (略)	(略)
(10) 通路設定伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-6に規定する通路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、ATM専用サービス（以下「ATM専用」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2 (略)	(略)
(10)-3 データ伝送機能に係る料金の適用	ア データ伝送機能（ATM方式により符号の伝送を行うものであって、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの通信の区別がタイプ1のものに準ずるものに限ります。以下同じとします。）については、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスのサービスクラス（クラス1（網が通常状態にある場合に上限伝送速度による通信を行うことができるものをいいます。以下同じとします。）、クラス2（網が通常状態にある場合に最低伝送速度による通信を行うことができるものであって、かつ網に余裕がある場合に上限伝送速度による通信が可能であるものをいいます。以下同じとします。）の区分があります。）、上限伝送速度及び最低伝送速度の区別に準じて2-6の2に掲げる料金額を適用します。 イ 単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる通信用建物において、第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第5-2欄に規定する箇所接続する場合は、2-6の2-1に掲げる料金額に2-6の2-2に掲げる料金額を加えた額を

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄、2-1の2又は2-6に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～タ (略) チ 2-1-1-1第4欄(イ)欄及び(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ツ～ネ (略)
(8)-2～(9) (略)	(略)
(10) 通路設定伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-6に規定する通路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2 (略)	(略)
(10)-3 削除	

	適用します。
(10)-4～(12) (略)	(略)
(12)-2 端末回線伝送機能及びデータ伝送機能の組み合わせ	端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能については、データ伝送サービスに準じて該当する機能を組み合わせ適用します。
(12)-3～(23) (略)	(略)
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2(料金額)2-1-1-1第4欄ア(7)欄若しくは(イ)②欄又はイ(7)欄若しくは(イ)②欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。
(25) (略)	(略)
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用(帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。)、高速デジタル伝送及びATM専用に適用します。ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約(専用契約(高速デジタル伝送サービス又はATM専用サービスに係るものに限ります。)、LAN型通信網契約又はデータ伝送契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。)の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p>

(10)-4～(12) (略)	(略)
(12)-2 削除	
(12)-3～(23) (略)	(略)
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2(料金額)2-1-1-1第4欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。
(25) (略)	(略)
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用(帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。) 及び高速デジタル伝送に適用します。ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約(専用契約(高速デジタル伝送サービスに係るものに限ります。) 又はLAN型通信網契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。)の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p>

旧

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ 削除		(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,200円</u>	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,200円</u>	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,236円</u>	
ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに <u>1,500円</u>		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに <u>1,500円</u>	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに <u>1,545円</u>	
イ 4線式のもの		1 回線ごとに	<u>3,090円</u>		
ウ～エ (略)		(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能				

新

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ 削除		(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,522円</u>	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,522円</u>	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,568円</u>	
ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに <u>1,485円</u>		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに <u>1,485円</u>	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに <u>1,530円</u>	
イ 4線式のもの		1 回線ごとに	<u>3,059円</u>		
ウ～エ (略)		(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能				

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合		① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	193円	
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	193円	
			(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,528円	
					B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,528円	
				② 電話重畳する場合	C AB以外のもの	1回線ごとに	1,574円	
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	46円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）		(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合		① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	532円
						② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	532円
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,867円
						B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,867円
	② 電話重畳する場合	C AB以外のもの	1回線ごとに	1,913円				
		A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	385円				
				B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	385円		

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) (4)以外の場合		① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,525円	
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,525円	
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,571円	
			(4) 電話重畳する場合		① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	77円	
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	77円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）		(7) (4)以外の場合		① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,769円
						② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,769円
				(4) 電話重畳する場合		③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,815円
						① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	321円
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	321円		

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,063円</u>	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,063円</u>	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	<u>1,095円</u>	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りません。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>277円</u>	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>277円</u>	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>870円</u>	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>870円</u>	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	<u>896円</u>	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りません。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>307円</u>	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>307円</u>	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

			月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	176 円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) ～ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	327 円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.038 円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-1-2 加算料

			月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	158 円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) ～ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	338 円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.366 円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りませ。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	174 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	180 円	
(ウ) (7) (イ) 以外のもの	185 円			

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りませ。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,379 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 109,378 円	—

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りませ。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	172 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	178 円	
(ウ) (7) (イ) 以外のもの	183 円			

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りませ。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,766 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 140,064 円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/s タイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	277円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	277円
		ウ アイ以外のもの	285円
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	657円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	657円
		ウ アイ以外のもの	677円

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 削除		
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,185円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,185円
		ウ アイ以外のもの	1,221円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	230円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	230円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	237円
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	592円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	592円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	610円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	425円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	425円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	438円
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,042円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,042円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1,073円

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0896円		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0637円		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,083,333円		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002839円	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00003292円	
		ウ 削除	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00003634円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00004259円	

2-3~2-4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1064円		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0813円		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	11,583,333円		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00003508円	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00004011円	
		ウ 削除	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00004490円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005227円	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能
2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能
2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	1.038 円 —
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	327 円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	1.038 円	

2-5 中継伝送機能
2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能
2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	1.366 円 1.366 円 —
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	338 円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	1.366 円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	料金額	備考	1回線ごとに月額	
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	-	16,758円	14,967円
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		12,769円	10,732円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	96,811円 15,842円 16,145円 16,758円	95,020円 14,153円 14,424円 14,967円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	115,966円 23,191円 23,645円 24,547円	112,385円 19,813円 20,198円 20,966円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	134,966円 154,069円 192,276円	129,594円 146,907円 181,533円
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	230,483円 306,897円 421,513円	216,159円 285,411円 389,288円
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	421,513円 536,135円 142,125円 144,957円 150,618円	389,288円 493,167円 103,589円 103,609円 107,650円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	879,993円 1,242,961円 1,133,748円	804,800円 1,133,748円 1,027,919円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,586,819円 327,298円 333,834円 346,902円	1,445,381円 235,579円 240,279円 249,679円
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,286,195円 108,273円 110,429円 114,734円	116,349円 103,629円 105,690円 109,811円
ウ A.T.M.専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	126,195円 108,273円 110,429円 114,734円 108,273円 110,429円 114,734円	116,349円 103,629円 105,690円 109,811円 103,629円 105,690円 109,811円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	148,001円 120,737円 123,139円 127,946円 120,737円 123,139円 127,946円	129,542円 111,449円 113,667円 118,100円 111,449円 113,667円 118,100円
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	185,386円 142,490円 145,326円 151,003円 139,787円 142,570円 148,140円	152,158円 125,075円 127,565円 132,544円 123,533円 125,992円 130,909円
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	225,884円 161,776円 164,999円 171,446円 159,073円 162,242円 168,583円	176,659円 137,395円 140,132円 145,603円 135,853円 138,559円 143,968円
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	260,152円 180,590円 184,189円 191,390円 177,887円 181,433円 188,523円	197,391円 149,243円 152,217円 158,162円 147,701円 150,644円 156,528円

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	料金額	備考	1回線ごとに月額	
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	-	15,530円	14,149円
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		13,458円	9,890円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	50,806円 14,688円 14,971円 15,530円	49,425円 13,386円 13,641円 14,149円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	64,784円 22,786円 23,227円 24,112円	62,026円 20,182円 20,572円 21,354円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	78,599円 92,526円 120,375円	74,460円 87,005円 112,096円
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	148,227円 203,929円 287,478円	137,186円 187,367円 262,637円
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	371,032円 176,102円 179,611円 186,630円	337,908円 144,854円 147,738円 153,506円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	621,684円 886,263円 1,136,915円	563,719円 802,076円 1,027,888円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,136,915円 561,451円 572,667円	1,027,888円 437,421円 446,156円
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	595,100円	463,628円
ウ 削除				

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	291,307円	216,238円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	199,168円	160,855円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	203,139円	164,061円	
			保守の区別が上記以外のもの	211,084円	170,471円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	191,059円	156,229円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	194,870円	159,342円		
		保守の区別が上記以外のもの	202,486円	165,568円		
		保守の区別が上記以外のもの	322,460円	235,084円		
	6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	220,449円	174,009円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	224,845円	177,478円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	233,639円	184,414円
				保守の区別が上記以外のもの	206,934円	166,299円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	211,063円	169,613円	
保守の区別がタイプ1-2のもの			219,315円	176,241円		
保守の区別が上記以外のもの			10,551円	6,382円		
保守の区別が上記以外のもの			8,787円	5,355円		
(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	8,960円	5,462円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	9,312円	5,676円	
			保守の区別が上記以外のもの	5,408円	3,427円	
		エコノミークラスのもの	5,515円	3,496円		
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	786,648円	515,901円	
	セカンドクラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	607,003円	409,633円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	619,130円	417,814円	
			保守の区別が上記以外のもの	643,389円	434,175円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	444,823円	317,113円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	453,709円	323,443円		
		保守の区別が上記以外のもの	471,478円	336,104円		
		保守の区別が上記以外のもの	1,832円	1,108円		
	(4) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,300円	1,373円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,350円	1,400円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,441円	1,455円	
		エコノミークラスのもの	933円	593円		
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	951円	605円	
保守の区別がタイプ1-2のもの			987円	628円		
保守の区別が上記以外のもの			942,415円	610,135円		
保守の区別がタイプ1-1のもの			802,607円	526,289円		
エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-2のもの	818,647円	536,803円		
		保守の区別が上記以外のもの	850,727円	557,831円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	524,198円	367,463円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		534,672円	374,800円			
保守の区別が上記以外のもの		555,615円	389,475円			

2-6-1-2 加算料

		区分	料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	170円	2,399円
		専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	660円	1,923円
		64kbit/s又は高速デジタル伝送に属するもの	170円	2,399円
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	160円	2,263円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	2,308円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	2,399円
		保守の区別が上記以外のもの	340円	4,798円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	320円	4,526円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	330円	4,617円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	340円	4,798円
		保守の区別が上記以外のもの	510円	7,196円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	680円	9,595円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,020円	14,393円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,360円	19,190円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,040円	28,785円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	3,050円	43,178円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,070円	57,571円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,840円	54,312円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,920円	55,398円
保守の区別が上記以外のもの	4,070円	57,571円		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,120円	100,749円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10,350円	146,326円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,400円	189,504円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	6,320円	121,818円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	6,450円	124,254円		
保守の区別が上記以外のもの	6,700円	129,127円		

--	--	--	--	--

2-6-1-2 加算料

		区分	料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	310円	3,427円
		専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	2,150円	2,531円
		64kbit/s又は高速デジタル伝送に属するもの	310円	3,427円
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	290円	3,233円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	300円	3,298円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	310円	3,427円
		保守の区別が上記以外のもの	610円	6,854円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	580円	6,466円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	590円	6,595円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	610円	6,854円
		保守の区別が上記以外のもの	920円	10,281円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,230円	13,708円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,840円	20,562円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,460円	27,416円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	3,530円	41,124円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	5,330円	61,686円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,380円	82,248円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	6,960円	77,592円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	7,100円	79,144円
保守の区別が上記以外のもの	7,380円	82,248円		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	12,910円	143,933円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	18,750円	209,046円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	24,280円	270,731円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	15,610円	204,610円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	15,310円	208,702円		
保守の区別が上記以外のもの	15,910円	216,887円		

ウ A.T.M専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	680円	13,076円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	320円	6,168円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	330円	6,291円	
			保守の区別が上記以外のもの	340円	6,538円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	320円	6,168円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	330円	6,291円	
			保守の区別が上記以外のもの	340円	6,538円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,270円	24,518円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	640円	12,336円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	650円	12,583円	
	保守の区別が上記以外のもの	680円	13,076円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	640円	12,336円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	650円	12,583円			
	保守の区別が上記以外のもの	680円	13,076円			
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,200円	23,130円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,220円	23,593円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,270円	24,518円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,120円	21,588円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,140円	22,020円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,190円	22,883円	
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,390円	65,381円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,680円	32,382円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,710円	33,030円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,780円	34,325円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,600円	30,840円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,630円	31,457円			
	保守の区別が上記以外のもの	1,700円	32,690円			
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,320円	83,361円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,180円	41,634円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,200円	42,467円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,290円	44,132円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,080円	40,092円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,120円	40,894円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,200円	42,498円	
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,170円	99,706円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,640円	50,886円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,690円	51,904円	
	保守の区別が上記以外のもの	2,800円	53,939円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,400円	46,260円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,450円	47,195円			
	保守の区別が上記以外のもの	2,540円	49,036円			
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	6,020円	116,051円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,200円	61,680円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,260円	62,914円	
			保守の区別が上記以外のもの	3,390円	65,381円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,800円	53,970円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,860円	55,049円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,970円	57,208円	
		(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	290円	5,535円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	4,556円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	4,647円	
	保守の区別が上記以外のもの	250円	4,829円			
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	140円	2,628円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	140円	2,681円			
	保守の区別が上記以外のもの	140円	2,786円			
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	18,660円	359,594円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	13,600円	262,140円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	13,870円	267,383円	
			保守の区別が上記以外のもの	14,420円	277,868円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	8,800円	169,620円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	8,980円	173,012円	
			保守の区別が上記以外のもの	9,330円	179,797円	
		(4) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	50円	961円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	60円	1,234円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	70円	1,258円	
	保守の区別が上記以外のもの	70円	1,308円			
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	20円	454円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	463円			
	保守の区別が上記以外のもの	20円	481円			
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	22,900円	441,320円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	19,040円	366,996円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	19,420円	374,336円	
			保守の区別が上記以外のもの	20,180円	389,016円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,800円	208,170円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	11,020円	212,333円	
	保守の区別が上記以外のもの	11,450円	220,660円			

ウ 削除				
---------	--	--	--	--

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	14,168円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,933円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	94,221円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	110,787円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	127,196円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	143,710円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	176,738円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	209,765円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	275,820円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	374,902円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	473,985円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	771,232円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,084,994円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,382,241円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	13,508円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,249円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	48,784円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	60,743円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	72,536円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,440円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	108,248円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	132,056円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	179,671円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	251,094円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	322,517円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	536,784円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	762,957円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	977,225円		

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

				1回線ごとに月額		
		区分	料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	4,437円		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	7,745円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	11,053円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	14,361円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	20,977円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	27,593円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	47,441円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	90,445円		
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	133,449円		
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	169,837円		
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	202,917円		
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの	235,997円		
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの	245,921円		
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの	255,845円		
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの	269,077円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	279,001円			
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	10,193円	
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	18,892円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	13,964円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	32,290円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	26,071円	
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの	55,678円	
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	38,277円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	81,016円	
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	49,723円	
				最低伝送速度が2Mbit/sのもの	106,357円	
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	60,574円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	131,663円	
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	69,837円	
				最低伝送速度が3Mbit/sのもの	157,002円	
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		77,874円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	178,438円				
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	83,432円				
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	199,874円				
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	89,056円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	219,358円				
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	95,142円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	238,842円				

2-6の2 削除

2-6の2-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの 上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,076円		
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	2,152円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	3,228円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	4,304円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	6,456円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	8,608円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	15,064円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	29,052円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	43,040円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	54,876円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	65,636円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	76,396円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	79,624円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	82,852円		
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	87,156円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	90,384円		
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,948円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	5,778円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,175円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	10,136円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,113円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	17,743円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,083円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	25,985円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	15,806円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	34,228円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	19,336円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	42,459円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	22,349円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	50,701円		
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	24,963円		
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	57,674円		
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	26,771円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	64,646円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	28,600円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	70,984円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	30,580円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	77,321円			

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	220円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	224円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	60円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア 削除	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	32.08円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ 削除	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	9.99円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	130円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	135円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	24円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア 削除	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	20.80円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ 削除	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	4.70円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合	1 番号ごとに	7.81 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	10.16 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合	1 番号ごとに	8.54 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	5.99 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 (略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.6311 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.7335 円	——

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	2.3624 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	2.0766 円	——

2-10-2 (略)

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) DSL 回線管理 機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	62円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	70円	_____
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	26円	_____
(14) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	70円	_____
(16) IP通 信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	70円	_____
(17) 端末回 線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	70円	_____
(17)-2 下部 端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	70円	_____
(18) 光信号 分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	70円	_____
(19) 光信号 局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	327円	_____

2-1-1 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) DSL 回線管理 機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	72円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(ア)欄及びイ(ア)欄に係るもの	1回線ごとに月額	80円	_____
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	26円	_____
(14) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	80円	_____
(16) IP通 信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	80円	_____
(17) 端末回 線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	80円	_____
(17)-2 下部 端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	80円	_____
(18) 光信号 分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	80円	_____
(19) 光信号 局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	338円	_____

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,038円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	70円	—

2-1-2 端末間伝送等機能
2-1-2-1 基本額

1回線ごとに月額

区 分		減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条(標準的接続箇所)表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同となる機能	ア～イ(略)	(略)	専用サービス契約約款の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額
		ウ ATM 専用に係るもの	8.6%	
		エ (7)(4)以外のもの (4)連絡調整業務なしの場合	21.6%	

2-1-2-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	ア～エ 削除	—	—
	ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	179,185円
	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	188,450円

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,366円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	80円	—

2-1-2 端末間伝送等機能
2-1-2-1 基本額

1回線ごとに月額

区 分		減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条(標準的接続箇所)表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同となる機能	ア～イ(略)	(略)	専用サービス契約約款の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額
		ウ 削除	—	
		エ	—	

2-1-2-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 特別	第5条(ア～エ) 削除	—	—

タで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	10,613円	——
-----------------------------	--------------------------------------	-----------	---------	----

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	22,492円	——

收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	10,427円	——
--------------------	--	--------------------------------------	-----------	---------	----

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	43,889円	——

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備考
(1)～(17) (略)	(略)	(略)
(18) 番号送出機能	当社の加入者交換機の事業者番号対応部及び伝送装置等を利用して、無線呼出し事業者に着信する通信を接続する機能	無線呼出し事業者に適用しません。
(19)～(51) (略)	(略)	(略)
(52) 通話モード別回線選択機能	中継交換機において、通話モード種別（音声又は64Kb/s 非制限デジタル通信をいいます。）を分離し、通話モード種別ごとの協定事業者の伝送路設備に接続する機能	
(53)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) 故障情報等提供機能	データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するための機能	

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.309
	電力設備	0.869
	伝送機械設備	0.239
	無線機械設備	0.258
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.076
	土地及び通信用建物以外	0.003
共通割掛費比率		0.085

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.055
		中継伝送機能	0.038
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.086
		(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.042	
	中継系交換機能	0.052	
	中継伝送機能	0.035	
	通信料対応設備合計	0.041	

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備考
(1)～(17) (略)	(略)	(略)
(18) 削除		
(19)～(51) (略)	(略)	(略)
(52) 削除		
(53)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) 削除		

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.312
	電力設備	0.810
	伝送機械設備	0.248
	無線機械設備	0.091
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.057
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.086

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.073
		中継系交換機能	0.084
		中継伝送機能	0.065
		通信料対応設備合計	0.072
		データ系設備合計	0.094
		(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.046	
	中継系交換機能	0.057	
	中継伝送機能	0.036	
	通信料対応設備合計	0.044	

		データ系設備合計	0.084
繰延資産比率			0.0094
投資等比率			0.0014
貯蔵品比率			0.0076
他人資本比率			0.438
自己資本比率			0.562
他人資本利率			0.0091
自己資本利益率			0.0050
有利子負債以外の負債の比率			0.078
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0068
利益対応税率			0.4282
貸倒率			(略)

		データ系設備合計	0.085
繰延資産比率			0.0108
投資等比率			0.0013
貯蔵品比率			0.0082
他人資本比率			0.459
自己資本比率			0.541
他人資本利率			0.0072
自己資本利益率			0.0027
有利子負債以外の負債の比率			0.134
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0046
利益対応税率			0.4239
貸倒率			(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考	
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) VPN 工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>2,547円</u>	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>3,172円</u>		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録 工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>1,735円</u>	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>2,123円</u>	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(18) メンバ ーズネッ トサービ ス登録工 事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	<u>4,124円</u>	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	<u>4,755円</u>	
				平日深夜	<u>5,476円</u>	
				土日祝日昼夜間	<u>4,935円</u>	
				土日祝日深夜	<u>5,656円</u>	
				廃止の場合	1回線ごとに	
		平日夜間	<u>3,755円</u>			
		平日深夜	<u>4,324円</u>			

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考	
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) VPN 工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>2,534円</u>	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>3,156円</u>		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録 工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>1,726円</u>	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>2,112円</u>	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(18) メンバ ーズネッ トサービ ス登録工 事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	<u>4,103円</u>	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	<u>4,741円</u>	
				平日深夜	<u>5,471円</u>	
				土日祝日昼夜間	<u>4,924円</u>	
				土日祝日深夜	<u>5,653円</u>	
				廃止の場合	1回線ごとに	
		平日夜間	<u>3,744円</u>			
		平日深夜	<u>4,320円</u>			

				土日祝 日昼夜 間	3,898円				
				土日祝 日深夜	4,466円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		746円	特定中継事業者に適用します。			
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		176円	特定中継事業者に適用します。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,823円	特定端末系事業者に適用します。			
(22)～(24) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,110円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,280円			
					平日深夜	1,474円			
					土日祝日昼夜間	1,328円			
					土日祝日深夜	1,522円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	679円
					平日夜間	783円			
					平日深夜	902円			
					土日祝日昼夜間	813円			
					土日祝日深夜	932円			
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティング番号等	加入者交換機に登	ア ルーティン	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティン	平日昼間	1,110円			

				土日祝 日昼夜 間	3,888円				
				土日祝 日深夜	4,464円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		742円	特定中継事業者に適用します。			
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		175円	特定中継事業者に適用します。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,788円	特定端末系事業者に適用します。			
(22)～(24) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,104円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,276円			
					平日深夜	1,472円			
					土日祝日昼夜間	1,325円			
					土日祝日深夜	1,521円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	676円
					平日夜間	781円			
					平日深夜	901円			
					土日祝日昼夜間	811円			
					土日祝日深夜	931円			
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティング番号等	加入者交換機に登	ア ルーティン	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティン	平日昼間	1,104円			

削除工事費	録されたルーティング番号又は契約番号等を削除するに要する費用	グ番号のみを削除する場合		グ番号ごとに	平日夜間	1,280円			
					平日深夜	1,474円			
					土日祝日昼夜間	1,328円			
					土日祝日深夜	1,522円			
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	576円
					平日夜間	664円			
					平日深夜	765円			
					土日祝日昼夜間	690円			
					土日祝日深夜	790円			
					イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ア) (イ)以外の場合		1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間
	平日夜間	1,434円							
	平日深夜	1,651円							
	土日祝日昼夜間	1,488円							
	土日祝日深夜	1,705円							
	(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	576円					
平日夜間			664円						
平日深夜			765円						
土日祝日昼夜間			690円						
土日祝日深夜			790円						
(26)-2 ルーティング番号	加入者交換機に登	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティン	平日昼間	2,220円	ルーティン		

削除工事費	録されたルーティング番号又は契約番号等を削除するに要する費用	グ番号のみを削除する場合		グ番号ごとに	平日夜間	1,276円			
					平日深夜	1,472円			
					土日祝日昼夜間	1,325円			
					土日祝日深夜	1,521円			
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	573円
					平日夜間	662円			
					平日深夜	764円			
					土日祝日昼夜間	688円			
					土日祝日深夜	790円			
					イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ア) (イ)以外の場合		1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間
	平日夜間	1,429円							
	平日深夜	1,649円							
	土日祝日昼夜間	1,484円							
	土日祝日深夜	1,704円							
	(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	573円					
平日夜間			662円						
平日深夜			764円						
土日祝日昼夜間			688円						
土日祝日深夜			790円						
(26)-2 ルーティング番号	加入者交換機に登	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティン	平日昼間	2,208円	ルーティン		

変更工事費	録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用			グ番号ごとに	平日夜間	2,559円	定した協定事業者に適用します。		
					平日深夜	2,947円			
					土日祝日昼夜間	2,656円			
					土日祝日深夜	3,044円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,001円
								平日夜間	1,154円
								平日深夜	1,329円
								土日祝日昼夜間	1,198円
								土日祝日深夜	1,372円
								イ (略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,400円	_____			
				平日夜間	16,225円	_____			
				平日深夜	18,310円	_____			
				土日祝日昼間	16,746円	_____			
				土日祝日夜間	16,746円	_____			
				土日祝日深夜	18,830円	_____			
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	10,717円	_____	
		平日夜間	12,357円	_____					
		平日深夜	14,230円	_____					
		土日祝日昼間	12,825円	_____					
		土日祝日夜間	12,825円	_____					

変更工事費	録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用			グ番号ごとに	平日夜間	2,552円	定した協定事業者に適用します。		
					平日深夜	2,944円			
					土日祝日昼夜間	2,650円			
					土日祝日深夜	3,043円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	996円
								平日夜間	1,150円
								平日深夜	1,327円
								土日祝日昼夜間	1,195円
								土日祝日深夜	1,372円
								イ (略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,288円	_____			
				平日夜間	16,133円	_____			
				平日深夜	18,244円	_____			
				土日祝日昼間	16,662円	_____			
				土日祝日夜間	16,662円	_____			
				土日祝日深夜	18,771円	_____			
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	10,662円	_____	
		平日夜間	12,320円	_____					
		平日深夜	14,216円	_____					
		土日祝日昼間	12,795円	_____					
		土日祝日夜間	12,795円	_____					

ウ	(7) 利用者内壁の面に既に設置された成盤屋配線を端の限ります。以下(イ)欄において同じとします。)	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	土日祝日深夜	14,696 円	_____		
				平日昼間	5,656 円	_____		
				平日夜間	6,074 円	_____		
				平日深夜	6,551 円	_____		
				土日祝日昼間	6,193 円	_____		
				土日祝日夜間	6,193 円	_____		
				土日祝日深夜	6,670 円	_____		
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日昼間	7,579 円	_____
						平日夜間	8,291 円	_____
		平日深夜	9,104 円			_____		
		土日祝日昼間	8,494 円			_____		
		土日祝日夜間	8,494 円			_____		
		土日祝日深夜	9,306 円			_____		
		(イ) 利用者内壁の面に新たに成盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合			1 工事ごと	平日昼間	6,521 円
				平日夜間	7,078 円		_____	
				平日深夜	7,714 円		_____	
				土日祝日昼間	7,237 円		_____	
				土日祝日夜間	7,237 円		_____	
				土日祝日深夜	7,872 円		_____	

ウ	(7) 利用者内壁の面に既に設置された成盤屋配線を端の限ります。以下(イ)欄において同じとします。)	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	土日祝日深夜	14,689 円	_____		
				平日昼間	5,521 円	_____		
				平日夜間	5,943 円	_____		
				平日深夜	6,426 円	_____		
				土日祝日昼間	6,064 円	_____		
				土日祝日夜間	6,064 円	_____		
				土日祝日深夜	6,547 円	_____		
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日昼間	7,434 円	_____
						平日夜間	8,154 円	_____
		平日深夜	8,977 円			_____		
		土日祝日昼間	8,360 円			_____		
		土日祝日夜間	8,360 円			_____		
		土日祝日深夜	9,182 円			_____		
		(イ) 利用者内壁の面に新たに成盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合			1 工事ごと	平日昼間	6,399 円
				平日夜間	6,962 円		_____	
				平日深夜	7,606 円		_____	
				土日祝日昼間	7,124 円		_____	
				土日祝日夜間	7,124 円		_____	
				土日祝日深夜	7,767 円		_____	

				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	8,444 円 9,295 円 10,267 円 9,538 円 9,538 円 10,509 円	— — — — — —
(28) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,872 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	8,085 円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,413 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	7,781 円	—		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,872 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	12,124 円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,413 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	10,311 円	—		
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,697 円	—		

				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	8,312 円 9,172 円 10,156 円 9,419 円 9,419 円 10,402 円	— — — — — —
(28) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,837 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	8,043 円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,406 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	7,742 円	—		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,837 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	12,062 円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,406 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	10,258 円	—		
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,653 円	—		

(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(35) 光信号分岐末端回線接続工事費	光信号分岐末端回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	4,160 円 4,698 円 5,313 円 4,812 円 4,812 円 5,466 円	—
(36) 光信号分岐末端回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐末端回線を収容するための光信号分岐末端回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	1,368 円 1,445 円 1,534 円 1,464 円 1,464 円 1,556 円	—
(37) 光信号分岐末端回線設置等加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	930 円 1,993 円 1,195 円 1,195 円 2,258 円	—
(38) 融着接続工事費	光信号末端回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間 土日祝日昼間	3,190 円 3,818 円	—

(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(35) 光信号分岐末端回線接続工事費	光信号分岐末端回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	3,981 円 4,468 円 5,025 円 4,588 円 4,588 円 5,165 円	—
(36) 光信号分岐末端回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐末端回線を収容するための光信号分岐末端回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	1,337 円 1,411 円 1,495 円 1,432 円 1,432 円 1,516 円	—
(37) 光信号分岐末端回線設置等加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	924 円 1,980 円 1,188 円 1,188 円 2,244 円	—
(38) 融着接続工事費	光信号末端回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間 土日祝日昼間	3,174 円 3,809 円	—

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,065 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	6,993 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,053 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,258 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,317 円

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,034 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	6,972 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,045 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,241 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,313 円

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第 21 欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第 1 欄に掲げる手続費を適用します。
(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2-1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに 1 掲載あたり	89 円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに 1 掲載あたり	220 円	—
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1 登録ごとに 1 番号あたり		220 円	—
(5) お客様情報照会書作成手続費	第 98 条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第 99 条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 3 項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続に要する費用	1 件ごとに		224 円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用 IP 通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続に要する費用	1 件ごとに		(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第 21 欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合、 <u>第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 9 項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第 1 欄に掲げる手続費を適用します。</u>
(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2-1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄並びに第 36 欄に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに 1 掲載あたり	88 円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに 1 掲載あたり	221 円	—
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1 登録ごとに 1 番号あたり		226 円	—
(5) お客様情報照会書作成手続費	第 98 条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第 99 条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 3 項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続に要する費用	1 件ごとに		223 円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用 IP 通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続に要する費用	1 件ごとに		(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用		1 件ごとに		17.19円	みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合は	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1 内訳項目ごとに	(略)	_____
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	(略)	_____
	イ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空調調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1 平日	9,655円	_____
				1 夜間	11,133円	
				1 平日	12,820円	
				1 土日祝日	11,555円	
				1 土日祝日	13,241円	
				1 平日	10,220円	_____
				1 平日	11,783円	
				1 平日	13,569円	
				1 平日	12,230円	
				1 平日	10,167円	_____
				1 平日	11,748円	
				1 平日	13,556円	
				1 平日	12,201円	

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用		1 件ごとに		21.84円	みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合は	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1 内訳項目ごとに	(略)	_____
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	(略)	_____
	イ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空調調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1 平日	9,606円	_____
				1 夜間	11,099円	
				1 平日	12,808円	
				1 土日祝日	11,528円	
				1 土日祝日	13,234円	
				1 平日	10,167円	_____
				1 平日	11,748円	
				1 平日	13,556円	
				1 平日	12,201円	

	あつて、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回 ご と に	土日 祝日 深夜 平日 昼間 平日 夜間 平日 深夜 土日 祝日 昼夜 間 土日 祝日 深夜	14,014 円 7,715 円 8,895 円 10,243 円 9,232 円 10,579 円	
	エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1 回 ご と に		9,601 円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		1,013 円	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		637 円	
(13) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1 回 線 ご と に		691 円	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		940 円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1 回 線 ご と に		716 円	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用		1 変 更 ご と に		44 円	

	あつて、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回 ご と に	土日 祝日 深夜 平日 昼間 平日 夜間 平日 深夜 土日 祝日 昼夜 間 土日 祝日 深夜	14,007 円 7,675 円 8,868 円 10,233 円 9,211 円 10,574 円	
	エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1 回 ご と に		9,552 円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		1,008 円	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		634 円	
(13) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1 回 線 ご と に		688 円	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		935 円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1 回 線 ご と に		712 円	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用		1 変 更 ご と に		36 円	

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,162円	—
			(イ) 加算額	②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	710円	—
				伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	807円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに	1,619円	—	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—	
	(イ) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むもの)の調査を行う場合	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—		
(16)~(20) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	9,571円	—	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	928円	—	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	1,923円	—	

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,131円	—
			(イ) 加算額	②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	706円	—
				伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	803円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに	1,611円	—	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—	
	(イ) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むもの)の調査を行う場合	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—		
(16)~(20) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	9,522円	—	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	923円	—	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	1,913円	—	

(23) 光信号 端末回線の 事前照会に 係る情報調 査費	光信号端 末回線に 関する情 報（第10 条の2 （事前照 会）第2項 第8号に 係るもの に限りま す。） を提供す る場合に 要する費 用	ア 提 供可 能時 期の 調査 に要 する 費用	(7) 光信号端末回線 （既に設置された当 社の光屋内配線を除 きます。）に係る情 報を提供する場合	1区間ご とに	<u>4,155円</u>	_____
			(イ) 既に設置された当 社の光屋内配線に係 る情報を提供する場 合	1区間ご とに	<u>12,330円</u>	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ご とに	<u>2,778円</u>	_____
(24) 自前工事 調整等作業 費	接続申込 者が接続 に必要な 装置等を 設置又は 撤去する 場合にお いて、その 設置に付 随する設 計、工事調 整、接続に 必要な 装置等の 設置又は 撤去の結 果の確認、 その撤去 に伴う設 備情報の 変更管理、 その他の 作業に要 する費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が 設置する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>48,538円</u>	_____
			(イ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか2種類以上 に接続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>33,721円</u>	_____
			(ウ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか1種類に接 続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>20,227円</u>	_____
			(エ) 複数のキャビネ ットラックに設置 された、1の接続申 込者に係る接続に 必要な装置等相互 間を接続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>18,086円</u>	_____
		イ 接続 に必要 な装置 等の設 置の結	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が 設置する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>8,509円</u>	_____

(23) 光信号 端末回線の 事前照会に 係る情報調 査費	光信号端 末回線に 関する情 報（第10 条の2 （事前照 会）第2項 第8号に 係るもの に限りま す。） を提供す る場合に 要する費 用	ア 提 供可 能時 期の 調査 に要 する 費用	(7) 光信号端末回線 （既に設置された当 社の光屋内配線を除 きます。）に係る情 報を提供する場合	1区間ご とに	<u>4,133円</u>	_____
			(イ) 既に設置された当 社の光屋内配線に係 る情報を提供する場 合	1区間ご とに	<u>12,267円</u>	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ご とに	<u>2,764円</u>	_____
(24) 自前工事 調整等作業 費	接続申込 者が接続 に必要な 装置等を 設置又は 撤去する 場合にお いて、その 設置に付 随する設 計、工事調 整、接続に 必要な 装置等の 設置又は 撤去の結 果の確認、 その撤去 に伴う設 備情報の 変更管理、 その他の 作業に要 する費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が 設置する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>48,290円</u>	_____
			(イ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか2種類以上 に接続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>33,549円</u>	_____
			(ウ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか1種類に接 続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>20,123円</u>	_____
			(エ) 複数のキャビネ ットラックに設置 された、1の接続申 込者に係る接続に 必要な装置等相互 間を接続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>17,993円</u>	_____
		イ 接続 に必要 な装置 等の設 置の結	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が 設置する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>8,466円</u>	_____

		果の確認に要する費用	(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,230円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,490円	_____
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,399円	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ア) (イ)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,265円	_____
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,832円	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,355円	_____
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	10,154円	_____	
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,242円		

		果の確認に要する費用	(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,188円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,456円	_____
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,366円	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ア) (イ)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,233円	_____
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,818円	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,328円	_____
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	11,536円	_____	
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	6,971円		

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>2,326 円</u>	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>49 円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>96 円</u>	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>752 円</u>	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>298 円</u>	
(29) き線点情報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>17,438 円</u>	_____
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1 電柱ごとに	<u>716 円</u>	_____
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,437 円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>12,937 円</u>	
(32) 接続工事等時刻指	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1 件 平日 間	<u>6,750 円</u>	_____

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>2,332 円</u>	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>53 円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>109 円</u>	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>753 円</u>	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>312 円</u>	
(29) き線点情報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>17,396 円</u>	_____
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1 電柱ごとに	<u>712 円</u>	_____
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,430 円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>12,871 円</u>	
(32) 接続工事等時刻指	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1 件 平日 間	<u>6,716 円</u>	_____

定手続費			ごと	平日夜間	16,622 円	
			に	平日深夜	27,654 円	
				土日祝日昼間	8,078 円	
				土日祝日夜間	17,252 円	
				土日祝日深夜	28,561 円	
				月額	1,566,000 円	
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,566,000 円	_____	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,226 円	_____	
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,729 円		
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,080 円		左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,590 円		
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,080 円		_____
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,899 円		

定手続費			ごと	平日夜間	16,572 円	
			に	平日深夜	27,627 円	
				土日祝日昼間	8,059 円	
				土日祝日夜間	17,212 円	
				土日祝日深夜	28,547 円	
				月額	1,604,000 円	
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,604,000 円	_____	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,214 円	_____	
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,715 円		
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,070 円		左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,577 円		
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,070 円		_____
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,884 円		

(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,569,785円	—
-----------------------	---	----	------------	---

(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,581,768円	—
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	7,241円	—

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) 故障情報等提供に係る登録手続費	データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するために必要となる情報を登録するときに要する費用	1件ごとに	—

2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.107

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.309
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) 削除			

2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.110

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.337
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.079
	発電設備	0.796
	電源設備及び蓄電池設備	0.860
	空気調整設備	1.999
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.032
自己資本利益率		0.0504

(3) (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.088
	発電設備	0.731
	電源設備及び蓄電池設備	0.800
	空気調整設備	2.089
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.038
自己資本利益率		0.0505

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	917円	17,011円	
	富山南	691円	16,638円	
	和合	167円	9,099円	
	水尻	455円	22,445円	
	呉羽	758円	4,783円	
	富山水橋	317円	8,473円	
	富山北	544円	22,958円	
	高岡	394円	21,162円	
	高岡市外	332円	11,490円	
	高岡立野	467円	6,298円	
	戸出機械棟	418円	17,440円	
	新湊機械棟	395円	15,177円	
	堀岡	222円	14,108円	
	魚津	315円	14,967円	
	水見	404円	7,430円	
	富山湊川	440円	12,167円	
	黒部別	461円	11,570円	
	鷹波	623円	12,292円	
	小矢部	399円	10,697円	
	大沢野別	348円	5,445円	
	上滝	201円	7,580円	
	上市	221円	8,126円	
	入善	404円	5,546円	
	婦中	308円	11,301円	
	小杉	415円	9,489円	
	太閤山	437円	3,367円	
	大門	486円	14,811円	
	富山平	71円	13,308円	
	井波	201円	5,717円	
	福野	412円	12,295円	
	富山福光	419円	6,720円	
	富山岩瀬2	401円	7,961円	
	高岡伏木	393円	10,087円	
	高岡中田	299円	10,244円	
	富山柳田	523円	20,718円	
	梅檀野	119円	12,546円	
	富山立山	225円	13,718円	
	宇奈月	126円	15,636円	
	富山朝日	151円	32,495円	
	越中八尾	251円	22,533円	
	富山古里	433円	17,383円	
	城端	312円	7,027円	
	富山福岡別	430円	6,540円	
	津沢	269円	19,722円	
	入善南	121円	21,938円	
	石川県	鳴和	955円	21,076円
		金石	817円	11,136円
金沢弥生		906円	13,262円	
入江		1,060円	13,050円	
額		992円	12,591円	
金沢森本		600円	18,892円	
粟ヶ崎		1,260円	9,046円	
金沢3		1,151円	27,630円	
七尾		383円	27,577円	
徳田		239円	13,348円	
和倉		776円	12,560円	
石川小松		588円	19,500円	
符津		439円	14,724円	
中海		487円	7,701円	
輪島		267円	37,842円	
珠洲		195円	10,353円	
石川加賀		364円	14,468円	
片山津		245円	8,024円	
山代		262円	17,667円	
羽咋		445円	17,129円	
邑知		261円	15,971円	
松任		471円	13,659円	
山中		966円	7,322円	
根上別		389円	13,341円	
寺井2		414円	11,152円	
辰口		594円	3,505円	
鶴来		948円	18,557円	
金沢西		819円	18,049円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	1,116円	17,485円	
	富山南	676円	17,674円	
	和合	158円	9,226円	
	水尻	447円	23,399円	
	呉羽	734円	5,275円	
	富山水橋	307円	7,784円	
	富山北	505円	22,761円	
	高岡	390円	21,730円	
	高岡市外	336円	9,477円	
	高岡立野	454円	5,171円	
	戸出機械棟	404円	15,474円	
	新湊機械棟	368円	16,346円	
	堀岡	207円	13,723円	
	魚津	271円	14,780円	
	水見	387円	6,680円	
	富山湊川	395円	11,941円	
	黒部別	457円	22,287円	
	鷹波	604円	20,104円	
	小矢部	388円	10,682円	
	大沢野別	324円	5,974円	
	上滝	200円	8,086円	
	上市	210円	8,522円	
	入善	399円	5,594円	
	婦中	307円	11,320円	
	小杉	412円	11,064円	
	太閤山	443円	3,199円	
	大門	475円	15,882円	
	富山平	70円	12,440円	
	井波	192円	6,098円	
	福野	365円	11,378円	
	富山福光	373円	6,779円	
	富山岩瀬2	386円	7,167円	
	高岡伏木	355円	28,023円	
	高岡中田	294円	24,364円	
	富山柳田	469円	20,584円	
	梅檀野	110円	15,147円	
	富山立山	223円	13,823円	
	宇奈月	122円	14,865円	
	富山朝日	143円	31,698円	
	越中八尾	246円	45,036円	
	富山古里	383円	16,317円	
	城端	271円	7,258円	
	富山福岡別	430円	7,734円	
	津沢	280円	21,723円	
	入善南	163円	20,632円	
	石川県	鳴和	1,024円	23,877円
		金石	748円	40,160円
金沢弥生		925円	13,292円	
入江		1,008円	12,555円	
額		863円	11,821円	
金沢森本		585円	19,677円	
粟ヶ崎		1,220円	9,740円	
金沢3		1,408円	25,382円	
七尾		367円	29,588円	
徳田		223円	12,656円	
和倉		813円	11,436円	
石川小松		536円	20,895円	
符津		400円	16,141円	
中海		458円	6,969円	
輪島		261円	38,612円	
珠洲		240円	11,764円	
石川加賀		353円	14,063円	
片山津		213円	7,699円	
山代		271円	18,170円	
羽咋		406円	17,573円	
邑知		248円	17,833円	
松任		487円	14,459円	
山中		981円	6,578円	
根上別		400円	13,661円	
寺井2		425円	11,416円	
辰口		568円	3,862円	
鶴来		910円	20,643円	
金沢西		839円	20,172円	

	野々市	714円	8,047円
	津幡	489円	13,711円
	石川河北	767円	17,252円
	志雄	136円	14,531円
	押水	121円	13,034円
	田鶴浜	285円	14,812円
	鳥屋	301円	14,898円
	石川中島	212円	18,083円
	石川鹿島	235円	14,768円
	能都	463円	25,719円
	屢川	390円	16,719円
	粟津	225円	14,591円
	美川	425円	9,377円
	七塚木津	198円	12,542円
	内灘	521円	19,822円
	石川	256円	11,150円
	石川高松別	201円	10,220円
	富来	135円	19,559円
	穴水	308円	44,004円
	羽咋志賀別	221円	10,198円
	宝立	113円	10,450円
	久江	202円	11,097円
	鹿西	288円	15,737円
	門前	35円	18,955円
	柳田	192円	11,198円
	石川内浦	137円	15,800円
	能都小木	170円	7,172円
	金沢2	1,151円	28,040円
	町野	277円	8,289円
	鹿島能登島	358円	21,814円
福井県	福井2	591円	16,051円
	福井南	818円	11,681円
	麻生津	521円	9,081円
	敦賀	659円	15,537円
	武生局舎2	287円	9,536円
	福井小浜2	673円	15,636円
	東小浜	348円	28,372円
	福井大野	282円	9,749円
	福井勝山	286円	11,236円
	鯖江	471円	12,199円
	鯖江西	205円	24,678円
	福井松岡別	536円	4,909円
	福井三国	343円	6,963円
	芦原	148円	7,059円
	丸岡	384円	14,294円
	春江別	403円	9,571円
	山東	435円	59,078円
	上中	322円	15,762円
	福井高浜別	676円	10,490円
	福井東別	805円	10,586円
	福井森田	425円	9,361円
	西安居	109円	25,128円
	福井坂井	149円	8,352円
	福井朝日別	254円	15,301円
	福井清水	178円	17,491円
	福井	591円	32,321円
	足羽別	343円	6,183円
	河和田	187円	10,581円
	永平寺	374円	16,531円
	金津別	281円	9,616円
	今立別	389円	8,615円
	福井三方別	171円	16,124円
	美浜	186円	25,940円
	大飯	600円	28,075円
	今庄	404円	17,323円
	福井河合	225円	3,114円
	福井鶴	239円	14,450円
	五分市	487円	17,129円
	上志比	229円	19,867円
	福井池田	346円	17,406円
	南条	541円	18,275円
福井宮崎	130円	22,301円	
名田庄	149円	15,528円	
越前	828円	10,851円	
荒土	208円	22,183円	
細呂木	92円	18,852円	
織田	182円	20,685円	
岐阜県	岐阜	783円	44,371円
	岐阜本荘	750円	14,191円
	長良	982円	22,366円
	長森	1,032円	20,597円

	野々市	706円	8,536円
	津幡	462円	28,689円
	石川河北	755円	18,072円
	志雄	126円	14,237円
	押水	132円	11,516円
	田鶴浜	257円	17,706円
	鳥屋	281円	14,512円
	石川中島	204円	17,983円
	石川鹿島	233円	14,225円
	能都	420円	26,674円
	屢川	335円	16,712円
	粟津	194円	13,198円
	美川	427円	10,132円
	七塚木津	193円	12,311円
	内灘	502円	20,108円
	石川	247円	10,529円
	石川高松別	195円	10,721円
	富来	131円	19,527円
	穴水	276円	31,657円
	羽咋志賀別	218円	10,646円
	宝立	104円	10,050円
	久江	193円	10,922円
	鹿西	271円	15,990円
	門前	35円	19,115円
	柳田	148円	9,691円
	石川内浦	130円	18,759円
	能都小木	118円	6,496円
	金沢2	1,408円	29,039円
	町野	291円	7,251円
	鹿島能登島	189円	21,081円
福井県	福井2	612円	16,367円
	福井南	797円	11,738円
	麻生津	212円	9,107円
	敦賀	649円	15,509円
	武生局舎2	280円	10,276円
	福井小浜2	645円	16,969円
	東小浜	312円	26,494円
	福井大野	229円	10,721円
	福井勝山	294円	12,137円
	鯖江	441円	21,063円
	鯖江西	196円	23,602円
	福井松岡別	499円	6,039円
	福井三国	310円	8,185円
	芦原	125円	14,452円
	丸岡	374円	10,755円
	春江別	430円	8,850円
	山東	490円	19,962円
	上中	280円	14,727円
	福井高浜別	660円	10,034円
	福井東別	801円	10,805円
	福井森田	431円	9,832円
	西安居	123円	24,561円
	福井坂井	141円	6,968円
	福井朝日別	246円	16,186円
	福井清水	162円	17,373円
	福井	612円	34,371円
	足羽別	337円	6,491円
	河和田	175円	9,315円
	永平寺	362円	16,514円
	金津別	295円	10,743円
	今立別	369円	8,789円
	福井三方別	163円	16,134円
	美浜	213円	19,266円
	大飯	579円	20,613円
	今庄	406円	20,708円
	福井河合	215円	2,935円
	福井鶴	207円	11,742円
	五分市	461円	16,970円
	上志比	197円	18,180円
	福井池田	346円	16,279円
	南条	562円	16,417円
福井宮崎	107円	20,468円	
名田庄	116円	13,923円	
越前	750円	13,048円	
荒土	190円	21,105円	
細呂木	87円	17,559円	
織田	189円	20,433円	
岐阜県	岐阜	779円	52,963円
	岐阜本荘	736円	15,724円
	長良	928円	31,384円
	長森	1,003円	22,827円

岐阜加納	1,386円	21,288円
黒野	576円	17,951円
芥見	368円	13,263円
大垣南	807円	12,800円
大垣西	416円	17,993円
大垣丸ノ内南	489円	23,250円
高山第二	1,894円	20,225円
東濃B	400円	21,221円
岐阜根本	697円	31,366円
岐阜関	546円	13,364円
小金田	357円	13,572円
岐阜中津川	412円	14,773円
瑞浪	314円	9,539円
岐阜羽島	535円	16,392円
恵那	525円	21,632円
恵那B	525円	10,519円
武並	262円	14,726円
中濃	749円	17,369円
土岐	408円	14,866円
各務原	513円	28,960円
鷺沼	702円	7,410円
可児	473円	21,001円
笠松	648円	7,964円
佐波	458円	20,459円
養老	343円	13,101円
垂井	255円	13,194円
揖斐川	136円	9,580円
岐阜北方	892円	8,643円
穂積	778円	15,172円
高富	592円	8,498円
郡上八幡	662円	12,911円
美濃白川	179円	9,585円
下呂	480円	16,389円
荘川	36円	11,960円
飛騨古川	591円	7,261円
岐阜神岡	242円	17,505円
一宮川島	551円	6,852円
岐阜巖美	303円	16,780円
岐阜赤坂	505円	7,410円
美濃坂本	242円	12,208円
第一落合	219円	29,160円
美濃	401円	7,273円
羽島南	334円	10,952円
下石	239円	6,868円
新駄知	261円	10,364円
美濃平田	426円	64,220円
養老東	259円	16,049円
岐阜神戸	482円	19,751円
輪之内	266円	71,850円
美濃池田	299円	4,660円
岐阜川辺	282円	16,724円
御嵩	259円	14,528円
笠原	298円	7,096円
陶	168円	4,837円
久々利	188円	9,967円
春里	256円	8,901円
海津	359円	64,804円
南濃	320円	11,412円
岐阜石津	321円	20,544円
揖斐大野	158円	10,262円
本巢	123円	28,954円
武芸川	240円	15,774円
岐阜大和	544円	10,859円
富加	301円	11,000円
八百津	260円	11,363円
美濃坂下	141円	12,879円
付知	231円	8,334円
美濃福岡	259円	12,427円
岩村	343円	3,637円
山岡	280円	14,627円
明智	547円	13,759円
岐阜萩原	908円	3,585円
飛騨国府	128円	7,221円
美濃加茂北	102円	17,968円
前宮	376円	22,737円
関ヶ原	278円	29,835円
岐阜白鳥	520円	24,152円
飛騨細江	151円	33,834円
岐阜粟野	466円	4,612円
美濃牧谷	108円	30,322円
釜戸	167円	16,885円

岐阜加納	1,359円	23,483円
黒野	505円	17,959円
芥見	344円	14,603円
大垣南	778円	11,524円
大垣西	367円	20,324円
大垣丸ノ内南	464円	24,849円
高山第二	1,921円	20,903円
東濃B	394円	23,427円
岐阜根本	697円	31,940円
岐阜関	515円	11,377円
小金田	349円	12,491円
岐阜中津川	415円	15,492円
瑞浪	302円	23,164円
岐阜羽島	493円	18,765円
恵那	482円	20,791円
恵那B	482円	10,585円
武並	243円	15,329円
中濃	584円	21,800円
土岐	397円	20,379円
各務原	495円	25,785円
鷺沼	694円	6,197円
可児	440円	21,060円
笠松	639円	6,193円
佐波	434円	19,565円
養老	338円	15,343円
垂井	110円	13,033円
揖斐川	135円	35,080円
岐阜北方	689円	9,485円
穂積	755円	13,888円
高富	576円	7,709円
郡上八幡	642円	46,303円
美濃白川	176円	8,796円
下呂	462円	18,062円
荘川	33円	10,229円
飛騨古川	567円	7,456円
岐阜神岡	203円	17,730円
一宮川島	542円	7,157円
岐阜巖美	300円	16,228円
岐阜赤坂	497円	7,267円
美濃坂本	233円	12,994円
第一落合	162円	30,412円
美濃	391円	6,238円
羽島南	279円	10,017円
下石	217円	6,269円
新駄知	178円	11,984円
美濃平田	415円	64,754円
養老東	224円	16,628円
岐阜神戸	469円	20,097円
輪之内	252円	73,758円
美濃池田	332円	5,373円
岐阜川辺	259円	16,887円
御嵩	243円	14,396円
笠原	161円	9,418円
陶	131円	3,685円
久々利	177円	11,282円
春里	219円	10,006円
海津	356円	65,987円
南濃	297円	9,923円
岐阜石津	303円	21,845円
揖斐大野	141円	9,639円
本巢	137円	29,435円
武芸川	231円	15,313円
岐阜大和	490円	8,824円
富加	279円	10,158円
八百津	236円	10,662円
美濃坂下	132円	12,028円
付知	208円	6,611円
美濃福岡	235円	12,268円
岩村	332円	3,634円
山岡	267円	17,254円
明智	505円	16,187円
岐阜萩原	824円	3,924円
飛騨国府	121円	7,593円
美濃加茂北	83円	18,733円
前宮	366円	22,445円
関ヶ原	250円	30,341円
岐阜白鳥	483円	24,965円
飛騨細江	122円	33,363円
岐阜粟野	445円	3,062円
美濃牧谷	80円	31,955円
釜戸	151円	16,627円

	鶴里	118円	11,690円
	上石津	167円	10,064円
	名森	342円	110,853円
	墨俣	471円	10,950円
	岐阜美山	344円	7,356円
	谷合	200円	25,307円
	武儀	300円	19,392円
	高鷲	74円	11,242円
	美並	310円	15,194円
	七宗	353円	10,164円
	東白川	85円	16,136円
	加子母	187円	21,353円
	蛭川	225円	11,196円
	上矢作	129円	13,530円
	飛騨小坂	405円	30,504円
	飛騨竹原	257円	12,851円
	岐阜金山	718円	15,675円
	町方	388円	22,093円
	久々野	332円	10,376円
	奥飛騨温泉	311円	15,473円
	根尾	163円	18,081円
	蘇原	171円	18,802円
	黒南	245円	16,900円
	岐阜黒川	190円	17,614円
	飛騨河合	111円	17,974円
静岡県	用宗	1,156円	9,766円
	静岡長沼	1,835円	8,136円
	城北	2,529円	20,398円
	静岡八幡	2,478円	111,394円
	静岡大谷	467円	11,097円
	静岡電々	6,008円	32,844円
	浜松	1,055円	23,964円
	精志	567円	14,199円
	浜松住吉	1,260円	10,764円
	三方原	1,000円	6,998円
	神久呂	459円	6,156円
	中野町	640円	6,126円
	白羽	396円	5,959円
	芳川	575円	10,571円
	都田	557円	37,406円
	向宿別	759円	14,731円
	増楽	849円	10,195円
	下香貫	926円	8,844円
	沼津高島	1,509円	9,469円
	沼津原	1,124円	26,404円
	江ノ浦	476円	11,700円
	沼津第二	1,445円	16,156円
	沼津北	1,725円	32,724円
	静岡清水	764円	22,360円
	有度	757円	22,164円
	江尻	1,633円	8,900円
	三保	533円	14,036円
	南熱海	482円	7,785円
	第二熱海	957円	14,373円
	三島中郷	1,009円	19,334円
	北田町	1,890円	10,290円
	富士宮	424円	11,965円
	伊東	470円	22,653円
	静岡伊東2	470円	15,514円
	八幡野	520円	11,252円
	静岡島田	1,012円	11,124円
	富士	910円	13,038円
	平垣	505円	20,838円
	富士鈴川	507円	4,014円
	富士岡	642円	6,865円
	鷹岡	465円	5,802円
	磐田	829円	16,790円
	焼津	487円	16,785円
	大宮	687円	14,142円
	掛川	486円	29,680円
	伊達方	211円	13,078円
	藤枝	994円	16,195円
	兵太夫	990円	4,774円
	御殿場	927円	13,818円
	玉穂	554円	8,705円
	袋井	1,091円	11,628円
	天竜	606円	6,820円
	浜北	584円	12,394円
	伊東下田	635円	30,260円
	裾野	1,211円	8,982円
	湖西	882円	10,982円

	鶴里	109円	12,472円
	上石津	158円	7,744円
	名森	348円	119,341円
	墨俣	456円	12,148円
	岐阜美山	326円	5,763円
	谷合	158円	26,375円
	武儀	257円	17,990円
	高鷲	66円	6,771円
	美並	284円	14,333円
	七宗	298円	11,500円
	東白川	54円	15,918円
	加子母	152円	23,158円
	蛭川	206円	12,243円
	上矢作	96円	15,535円
	飛騨小坂	376円	33,811円
	飛騨竹原	210円	11,380円
	岐阜金山	691円	14,664円
	町方	335円	22,463円
	久々野	298円	7,153円
	奥飛騨温泉	249円	17,059円
	根尾	152円	16,291円
	蘇原	142円	19,832円
	黒南	200円	16,462円
	岐阜黒川	162円	19,051円
	飛騨河合	91円	22,832円
静岡県	用宗	1,157円	19,747円
	静岡長沼	1,792円	9,096円
	城北	2,525円	26,410円
	静岡八幡	2,566円	147,233円
	静岡大谷	411円	10,102円
	静岡電々	6,194円	34,113円
	浜松	1,038円	53,853円
	精志	551円	14,038円
	浜松住吉	1,240円	11,188円
	三方原	998円	8,747円
	神久呂	454円	6,616円
	中野町	630円	6,583円
	白羽	358円	5,579円
	芳川	558円	9,895円
	都田	566円	38,899円
	向宿別	746円	15,596円
	増楽	766円	9,025円
	下香貫	874円	10,438円
	沼津高島	1,506円	12,425円
	沼津原	1,068円	26,900円
	江ノ浦	418円	11,737円
	沼津第二	1,418円	17,100円
	沼津北	1,574円	34,487円
	静岡清水	767円	25,200円
	有度	693円	22,170円
	江尻	1,580円	9,648円
	三保	518円	10,977円
	南熱海	452円	7,160円
	第二熱海	883円	13,958円
	三島中郷	996円	20,131円
	北田町	1,817円	10,526円
	富士宮	426円	12,575円
	伊東	459円	26,216円
	静岡伊東2	459円	16,670円
	八幡野	486円	10,144円
	静岡島田	995円	11,411円
	富士	715円	13,531円
	平垣	543円	21,487円
	富士鈴川	477円	5,991円
	富士岡	629円	9,131円
	鷹岡	451円	6,625円
	磐田	807円	18,220円
	焼津	455円	19,100円
	大宮	668円	15,957円
	掛川	469円	32,327円
	伊達方	205円	13,514円
	藤枝	983円	27,071円
	兵太夫	977円	5,287円
	御殿場	922円	14,727円
	玉穂	527円	7,788円
	袋井	1,076円	11,741円
	天竜	570円	6,349円
	浜北	554円	26,967円
	伊東下田	584円	30,692円
	裾野	1,203円	8,819円
	湖西	861円	13,124円

河津	566円	14,294円
南伊豆	217円	21,122円
仁科	1,206円	6,116円
伊豆長岡	1,113円	21,588円
修善寺大仁	671円	15,714円
新函南	1,210円	18,479円
中土狩	1,675円	8,673円
大井川	421円	20,357円
榛原	353円	10,876円
吉田町	539円	9,655円
浜岡	324円	19,421円
掛川菊川	754円	15,973円
引佐	568円	23,938円
静岡美和	501円	22,050円
服織	1,140円	42,144円
静岡沼津	1,393円	22,618円
富士大淵	385円	8,763円
湯ヶ島	730円	11,351円
青羽根	1,101円	15,474円
静岡岡部	845円	20,038円
静岡金谷	252円	7,933円
舞阪	491円	10,346円
新居	600円	27,023円
細江	402円	7,591円
伊左地	418円	9,932円
館山寺	389円	16,226円
静岡興津	1,105円	5,728円
小島	989円	15,911円
上野北山	288円	19,524円
川奈	612円	17,179円
宇佐美	783円	10,829円
富戸	772円	18,470円
初倉	445円	12,586円
富士見台	560円	10,808円
大藤	442円	17,804円
原谷	383円	10,382円
葉梨	397円	14,494円
御殿場神山	645円	10,272円
静岡山梨	642円	10,331円
中瀬	597円	10,612円
宮口	604円	6,093円
沼津御宿	768円	35,360円
新所原	1,038円	8,885円
熱川	227円	12,481円
稲取	386円	22,218円
丹那	263円	11,329円
韭山	1,159円	15,598円
大仁	1,942円	7,779円
中伊豆	253円	38,152円
須走	320円	13,068円
静岡小山	826円	6,249円
芝川	207円	23,239円
御前崎	258円	15,038円
相良	364円	11,955円
地頭方	85円	13,533円
小笠	363円	13,023円
森町	471円	5,785円
浅羽	304円	24,181円
静岡福田	207円	4,525円
竜洋	316円	19,487円
賤機	718円	18,528円
静岡水落	2,197円	19,032円
伊豆山	664円	18,725円
猪之頭	137円	15,013円
上井出	171円	25,893円
箕作	625円	13,060円
入出	244円	9,940円
白須賀	208円	13,920円
伊東松崎	1,305円	18,441円
西伊豆	1,208円	9,470円
伊豆賀茂	365円	52,664円
静岡戸田	160円	21,216円
土肥	237円	7,098円
富士川	598円	6,439円
富士松野	203円	11,216円
蒲原	877円	6,486円
由比	819円	8,184円
静岡川根	642円	17,174円
大須賀	826円	16,000円
静岡豊岡	426円	22,444円
三ヶ日	521円	12,752円

河津	524円	15,221円
南伊豆	208円	22,241円
仁科	1,133円	5,511円
伊豆長岡	1,107円	18,528円
修善寺大仁	597円	20,831円
新函南	1,204円	20,920円
中土狩	1,661円	8,263円
大井川	401円	20,618円
榛原	326円	11,980円
吉田町	536円	10,420円
浜岡	317円	21,465円
掛川菊川	727円	18,566円
引佐	536円	23,949円
静岡美和	484円	22,793円
服織	1,084円	44,038円
静岡沼津	1,404円	23,194円
富士大淵	338円	9,956円
湯ヶ島	655円	11,851円
青羽根	959円	16,294円
静岡岡部	812円	14,952円
静岡金谷	234円	8,656円
舞阪	439円	9,956円
新居	589円	28,113円
細江	347円	9,641円
伊左地	390円	8,408円
館山寺	373円	16,185円
静岡興津	1,070円	5,565円
小島	983円	22,922円
上野北山	268円	19,488円
川奈	581円	17,621円
宇佐美	761円	11,557円
富戸	686円	19,639円
初倉	480円	11,873円
富士見台	501円	11,669円
大藤	411円	18,924円
原谷	370円	11,148円
葉梨	368円	15,667円
御殿場神山	634円	11,845円
静岡山梨	641円	12,226円
中瀬	585円	9,977円
宮口	583円	15,754円
沼津御宿	806円	37,123円
新所原	1,018円	8,806円
熱川	238円	14,143円
稲取	348円	21,037円
丹那	244円	11,873円
韭山	1,070円	16,611円
大仁	1,872円	10,763円
中伊豆	235円	32,272円
須走	305円	11,748円
静岡小山	809円	5,702円
芝川	195円	24,325円
御前崎	252円	14,389円
相良	343円	12,524円
地頭方	110円	12,691円
小笠	351円	12,840円
森町	459円	6,133円
浅羽	312円	25,223円
静岡福田	245円	4,347円
竜洋	288円	18,671円
賤機	700円	17,781円
静岡水落	2,123円	20,146円
伊豆山	567円	17,168円
猪之頭	105円	15,485円
上井出	153円	26,117円
箕作	575円	13,735円
入出	233円	10,708円
白須賀	196円	15,132円
伊東松崎	1,231円	20,574円
西伊豆	800円	9,722円
伊豆賀茂	301円	52,732円
静岡戸田	144円	21,824円
土肥	208円	6,789円
富士川	579円	6,683円
富士松野	186円	10,527円
蒲原	793円	7,637円
由比	801円	8,697円
静岡川根	594円	18,121円
大須賀	793円	16,215円
静岡豊岡	413円	22,388円
三ヶ日	478円	14,320円

	都筑	402円	16,500円
	宮口2	604円	13,600円
	掛川城東	180円	19,257円
	韮山高原	88円	9,176円
	用沢	408円	13,377円
	中川根	461円	9,271円
	千頭	270円	10,816円
	掛川大東	217円	17,531円
	気多	266円	12,545円
	天童佐久間	359円	8,702円
	静岡西浦	299円	13,758円
	南崎	219円	6,602円
	天童春野	249円	18,449円
愛知県	千種覚王山	2,733円	28,789円
	名古屋東山	1,711円	14,207円
	千種第二	1,875円	12,099円
	名古屋新東	3,714円	91,924円
	布池	3,131円	22,558円
	矢田	1,975円	11,628円
	大曾根	1,408円	40,927円
	味鏡	1,341円	12,332円
	名古屋山田	1,097円	20,358円
	浄心	1,655円	11,999円
	笠島	2,453円	37,483円
	則武	2,121円	16,226円
	名古屋中村	2,148円	20,503円
	稲葉地	2,054円	14,579円
	名古屋中	1,499円	48,388円
	名古屋金山	3,049円	37,659円
	新広小路	3,134円	56,466円
	滝子	2,074円	36,293円
	瑞穂通	1,898円	21,438円
	八事	3,419円	16,683円
	名古屋中川	1,166円	10,333円
	下之一色	1,216円	27,106円
	名古屋港	1,000円	29,951円
	稲永	901円	9,227円
	蓮徳	1,699円	9,385円
	笠寺	1,050円	12,333円
	大同	1,364円	12,631円
	名古屋守山	907円	15,961円
	名古屋緑	1,193円	21,083円
	平手	1,990円	19,504円
	鳴子第二	2,140円	13,984円
	名東	1,622円	20,210円
	猪子石	1,937円	18,736円
	猪高	2,265円	26,985円
	大白	2,357円	23,994円
	豊橋岩田	1,155円	10,772円
	豊橋花田	1,304円	19,138円
	豊橋南栄	1,181円	14,707円
	豊橋二川	990円	7,968円
	老津	653円	5,482円
	植田	654円	5,977円
	札木	550円	13,670円
	岡崎	757円	32,097円
	羽根	1,883円	20,181円
	矢作	560円	7,752円
	藤川	869円	4,107円
	岩津	1,235円	9,262円
	尾張一宮	930円	22,272円
	一宮神山	1,465円	6,049円
	一宮羽根	583円	19,610円
	一宮萩原	488円	13,012円
	浅井	531円	10,665円
	瀬戸陶栄	421円	9,541円
	愛知半田	695円	15,581円
	春日井	873円	14,173円
	勝川	1,519円	16,498円
	高蔵寺分室	581円	20,197円
	高蔵寺	1,397円	11,201円
	春日井坂下	661円	23,360円
	愛知豊川	1,028円	9,328円
	御油	1,010円	5,800円
	津島藤浪	1,062円	10,755円
	碧南2	795円	13,281円
	刈谷	774円	16,948円
	刈谷境	850円	12,918円
	愛知豊田	897円	16,646円
	豊田高上	1,893円	10,680円
	豊田寿	845円	10,682円

	都筑	342円	17,699円
	宮口2	583円	13,043円
	掛川城東	170円	19,004円
	韮山高原	62円	9,752円
	用沢	399円	15,019円
	中川根	415円	7,857円
	千頭	264円	10,053円
	掛川大東	205円	20,780円
	気多	245円	11,962円
	天童佐久間	308円	7,262円
	静岡西浦	199円	13,114円
	南崎	98円	4,098円
	天童春野	229円	19,233円
愛知県	千種覚王山	2,842円	37,788円
	名古屋東山	1,666円	14,455円
	千種第二	1,709円	12,766円
	名古屋新東	3,990円	98,791円
	布池	3,241円	23,052円
	矢田	2,027円	13,116円
	大曾根	1,367円	45,200円
	味鏡	1,325円	13,226円
	名古屋山田	1,073円	21,343円
	浄心	1,727円	16,201円
	笠島	2,304円	44,680円
	則武	1,774円	16,319円
	名古屋中村	2,212円	25,580円
	稲葉地	2,095円	14,200円
	名古屋中	1,686円	53,317円
	名古屋金山	2,699円	42,340円
	新広小路	3,757円	60,153円
	滝子	2,189円	37,917円
	瑞穂通	1,933円	23,306円
	八事	3,501円	17,962円
	名古屋中川	1,135円	10,461円
	下之一色	1,178円	28,423円
	名古屋港	1,005円	33,318円
	稲永	853円	10,123円
	蓮徳	1,673円	37,852円
	笠寺	1,017円	12,053円
	大同	1,322円	12,487円
	名古屋守山	871円	21,710円
	名古屋緑	1,182円	22,595円
	平手	2,054円	20,812円
	鳴子第二	2,031円	12,996円
	名東	1,526円	23,256円
	猪子石	1,900円	19,231円
	猪高	2,092円	27,362円
	大白	2,377円	23,662円
	豊橋岩田	1,106円	10,252円
	豊橋花田	1,228円	20,353円
	豊橋南栄	1,144円	14,338円
	豊橋二川	946円	7,596円
	老津	601円	4,381円
	植田	602円	6,564円
	札木	533円	15,202円
	岡崎	727円	29,837円
	羽根	1,880円	21,278円
	矢作	501円	28,114円
	藤川	858円	3,531円
	岩津	1,258円	9,153円
	尾張一宮	898円	19,267円
	一宮神山	1,347円	11,356円
	一宮羽根	567円	22,446円
	一宮萩原	486円	13,757円
	浅井	345円	11,108円
	瀬戸陶栄	396円	10,521円
	愛知半田	657円	15,912円
	春日井	839円	15,535円
	勝川	1,505円	17,753円
	高蔵寺分室	571円	22,566円
	高蔵寺	1,365円	11,327円
	春日井坂下	639円	24,375円
	愛知豊川	1,000円	31,272円
	御油	1,007円	6,531円
	津島藤浪	1,002円	12,458円
	碧南2	790円	14,002円
	刈谷	742円	17,712円
	刈谷境	822円	13,772円
	愛知豊田	887円	19,511円
	豊田高上	1,923円	9,873円
	豊田寿	833円	10,282円

猿投 2	1,085円	10,497円
豊田高岡	909円	10,672円
豊田上郷	739円	8,905円
刈谷安城 2	801円	25,725円
今村	2,612円	6,189円
西尾寄住	1,376円	10,474円
蒲郡 2	1,164円	5,099円
犬山 B	682円	10,160円
犬山羽黒	727円	12,068円
常滑	645円	61,892円
一宮江南 2	1,239円	5,644円
江南宮田	602円	4,735円
尾西	816円	13,341円
小牧機械棟	630円	15,850円
篠岡	517円	16,371円
小牧桜井	675円	38,018円
稲沢	1,735円	20,991円
豊橋新城	737円	11,578円
上野町	981円	21,023円
尾張横須賀 B	633円	14,784円
大府	1,365円	6,604円
知多	676円	5,249円
知立 2	1,494円	11,237円
尾張旭	1,039円	8,736円
愛知高浜	928円	5,434円
岩倉	1,503円	12,206円
豊明	793円	9,741円
東阿野	1,201円	11,210円
名古屋東郷	1,074円	5,852円
名古屋日進	676円	15,374円
長久手 B	1,195円	15,164円
豊山	1,162円	38,131円
西春 B	1,594円	19,299円
新川清洲	1,220円	24,891円
江南大口	875円	15,122円
扶桑	943円	5,458円
木曾川 B	450円	7,906円
祖父江	604円	13,297円
海部	744円	19,439円
蟹江 B	1,086円	13,073円
津島弥富	740円	7,087円
阿久比	544円	7,281円
東浦	787円	9,610円
幸田	1,160円	15,806円
三好	1,824円	6,639円
設楽	85円	9,645円
愛知御津	540円	5,570円
愛知田原 2	1,035円	27,667円
渚美	634円	7,028円
広小路	3,134円	22,695円
名古屋万場	849円	13,071円
志段味	759円	9,001円
名古屋大森	1,738円	16,988円
河合	537円	7,466円
矢合	544円	16,531円
平和	544円	18,527円
寺沢	688円	11,345円
豊橋石巻	419円	12,115円
常磐	549円	11,248円
六ツ美	1,063円	38,923円
品野	1,600円	19,050円
水野	455円	18,723円
板山	778円	20,641円
亀崎	809円	6,989円
松平	621円	16,801円
保見	577円	3,177円
豊田駒場	738円	14,819円
刈谷桜井	1,469円	12,663円
刈谷明治	715円	14,928円
平坂	851円	15,123円
室場	564円	7,631円
三河大塚	776円	10,651円
形原	734円	4,375円
小鈴谷	286円	15,725円
尾張大野	675円	9,502円
大海	370円	61,329円
新城富岡	230円	12,615円
加木屋	1,214円	4,727円
永和	603円	9,202円
武豊	714円	7,246円
一色 2	505円	10,063円

猿投 2	1,107円	12,891円
豊田高岡	875円	11,548円
豊田上郷	734円	8,817円
刈谷安城 2	737円	27,648円
今村	2,441円	6,028円
西尾寄住	1,417円	20,127円
蒲郡 2	1,124円	6,407円
犬山 B	706円	10,996円
犬山羽黒	722円	12,480円
常滑	617円	65,214円
一宮江南 2	1,211円	7,799円
江南宮田	583円	5,125円
尾西	808円	14,096円
小牧機械棟	618円	16,746円
篠岡	506円	17,481円
小牧桜井	631円	38,997円
稲沢	1,720円	21,983円
豊橋新城	667円	11,296円
上野町	916円	23,123円
尾張横須賀 B	610円	15,079円
大府	1,361円	9,660円
知多	655円	6,008円
知立 2	1,570円	22,734円
尾張旭	1,013円	10,328円
愛知高浜	950円	5,587円
岩倉	1,522円	13,636円
豊明	773円	10,694円
東阿野	1,227円	12,874円
名古屋東郷	1,054円	5,283円
名古屋日進	707円	16,989円
長久手 B	1,167円	15,384円
豊山	1,103円	40,295円
西春 B	1,534円	22,075円
新川清洲	1,161円	26,875円
江南大口	861円	16,159円
扶桑	898円	5,604円
木曾川 B	470円	8,219円
祖父江	595円	13,314円
海部	728円	20,717円
蟹江 B	1,049円	14,107円
津島弥富	728円	11,474円
阿久比	532円	7,231円
東浦	789円	9,317円
幸田	1,161円	64,081円
三好	1,874円	6,661円
設楽	80円	9,115円
愛知御津	512円	6,382円
愛知田原 2	992円	28,601円
渚美	657円	6,679円
広小路	3,757円	24,208円
名古屋万場	828円	14,078円
志段味	725円	9,626円
名古屋大森	1,691円	12,441円
河合	518円	37,535円
矢合	530円	18,188円
平和	540円	31,648円
寺沢	666円	10,968円
豊橋石巻	385円	11,559円
常磐	523円	10,868円
六ツ美	1,045円	38,936円
品野	1,566円	23,731円
水野	440円	18,966円
板山	761円	27,405円
亀崎	799円	7,930円
松平	598円	17,297円
保見	566円	3,606円
豊田駒場	741円	14,956円
刈谷桜井	1,602円	11,727円
刈谷明治	689円	13,751円
平坂	832円	15,822円
室場	560円	6,278円
三河大塚	740円	10,357円
形原	698円	3,925円
小鈴谷	283円	15,012円
尾張大野	662円	9,808円
大海	364円	35,579円
新城富岡	216円	11,931円
加木屋	1,185円	5,283円
永和	594円	9,039円
武豊	705円	7,217円
一色 2	503円	10,303円

	上横須賀	839円	27,705円
	三好ヶ丘	1,096円	17,496円
	豊田藤岡	538円	6,808円
	三河一宮	1,532円	11,880円
	小坂井	781円	6,006円
	東海茶東西	5,382円	23,269円
	豊橋	550円	26,409円
	南海部	453円	8,269円
	木場	566円	13,670円
	鍋田	340円	27,378円
	八開	390円	20,327円
	南知多	380円	12,702円
	師崎	280円	12,258円
	愛知豊浜	394円	8,873円
	愛知美浜	233円	6,703円
	野間	440円	19,757円
	吉良	707円	8,412円
	幡豆	1,952円	47,637円
	豊富	280円	13,240円
	下山	74円	10,197円
	鳳来大野	795円	5,859円
	愛知野田	229円	9,237円
	赤羽根	232円	17,056円
	伊良湖岬	152円	17,009円
	刈谷安城	801円	17,851円
	尾張横須賀	633円	20,568円
	篠島	801円	5,915円
	日間賀	353円	24,487円
	小原	95円	9,350円
	小渡	419円	9,685円
	東栄	394円	10,456円
	稲武	398円	9,507円
	鳳来	322円	16,056円
	菊井	1,521円	22,628円
	足助	957円	9,914円
	片田	202円	5,908円
三重県	高茶屋	603円	33,637円
	一身田	490円	8,949円
	津丸之内第4	430円	28,997円
	四日市B	503円	16,085円
	三ツ谷B	295円	6,634円
	四日市富田	671円	9,883円
	四日市水沢	268円	22,115円
	塩浜	543円	16,668円
	室山	527円	7,233円
	伊勢志摩2	484円	19,982円
	伊勢大湊	435円	16,708円
	松阪港	510円	14,546円
	松阪南	238円	16,855円
	松阪新座	422円	8,547円
	桑名	413円	16,936円
	七和	663円	6,812円
	伊賀上野	489円	23,516円
	鈴鹿B館	675円	27,528円
	鈴鹿白子	399円	16,441円
	庄野	503円	7,032円
	名張	414円	14,306円
	尾鷲	720円	25,788円
	三重亀山	207円	6,758円
	鳥羽	251円	8,015円
	鳥羽第2	251円	16,287円
	熊野第二	717円	8,230円
	久居	435円	12,718円
	真弁	322円	18,246円
	菟野	521円	6,249円
	三重関	210円	17,261円
	伊勢大湊	195円	18,969円
	大台	208円	12,592円
	阿児	495円	18,180円
	津丸之内第3	430円	13,369円
	小山田	275円	14,612円
	県	271円	8,419円
	保々	261円	26,466円
	下野	509円	13,680円
	伊勢豊浜	177円	14,600円
	伊勢南	224円	18,092円
	天名	186円	13,283円
	伊勢若松	417円	16,743円
	東員	190円	25,457円
	河芸	319円	17,539円
	多気	135円	27,650円

	上横須賀	782円	21,494円
	三好ヶ丘	1,099円	17,069円
	豊田藤岡	525円	5,841円
	三河一宮	1,456円	11,412円
	小坂井	775円	5,958円
	東海茶東西	4,846円	26,655円
	豊橋	533円	30,768円
	南海部	447円	8,175円
	木場	540円	13,170円
	鍋田	310円	29,102円
	八開	379円	20,696円
	南知多	326円	13,529円
	師崎	248円	13,079円
	愛知豊浜	340円	7,802円
	愛知美浜	221円	26,709円
	野間	408円	26,114円
	吉良	689円	8,550円
	幡豆	1,836円	29,780円
	豊富	265円	12,856円
	下山	67円	17,063円
	鳳来大野	778円	5,062円
	愛知野田	216円	10,314円
	赤羽根	232円	17,720円
	伊良湖岬	134円	17,313円
	刈谷安城	737円	21,056円
	尾張横須賀	610円	22,115円
	篠島	686円	6,540円
	日間賀	309円	24,802円
	小原	86円	7,610円
	小渡	390円	10,941円
	東栄	381円	9,239円
	稲武	364円	9,350円
	鳳来	292円	16,088円
	菊井	1,474円	28,848円
	足助	875円	10,770円
	片田	191円	5,067円
三重県	高茶屋	568円	34,242円
	一身田	438円	10,105円
	津丸之内第4	422円	34,269円
	四日市B	498円	20,901円
	三ツ谷B	278円	7,383円
	四日市富田	689円	10,892円
	四日市水沢	249円	21,834円
	塩浜	520円	17,591円
	室山	514円	7,772円
	伊勢志摩2	447円	23,039円
	伊勢大湊	410円	16,753円
	松阪港	444円	14,506円
	松阪南	186円	16,736円
	松阪新座	397円	9,228円
	桑名	394円	19,536円
	七和	642円	6,213円
	伊賀上野	442円	24,279円
	鈴鹿B館	615円	28,241円
	鈴鹿白子	389円	16,361円
	庄野	494円	7,157円
	名張	375円	15,040円
	尾鷲	630円	26,680円
	三重亀山	196円	6,213円
	鳥羽	219円	6,962円
	鳥羽第2	219円	15,532円
	熊野第二	565円	33,573円
	久居	414円	13,078円
	真弁	313円	18,244円
	菟野	509円	6,413円
	三重関	203円	16,775円
	伊勢大湊	185円	19,514円
	大台	174円	12,289円
	阿児	446円	19,312円
	津丸之内第3	422円	15,967円
	小山田	266円	15,061円
	県	256円	8,491円
	保々	249円	26,446円
	下野	492円	14,010円
	伊勢豊浜	161円	14,979円
	伊勢南	192円	17,300円
	天名	159円	13,014円
	伊勢若松	404円	16,566円
	東員	185円	26,098円
	河芸	297円	16,644円
	多気	119円	28,811円

高野尾	94円	21,152円
搦田	343円	10,530円
伊勢寺	351円	13,103円
松阪東黒部	231円	21,938円
松阪大石	94円	16,271円
桑名深谷	389円	17,604円
三重上野南	126円	54,378円
石薬師	201円	16,612円
三重長沢	154円	21,573円
比奈知	242円	32,785円
桔梗ヶ丘第一	563円	19,236円
賀田	166円	22,778円
北輪内	371円	13,304円
野登	86円	21,004円
三重長岡	81円	23,917円
答志島	181円	14,687円
柳原	74円	14,875円
多度	167円	15,767円
伊勢長島	591円	12,232円
北勢	350円	6,081円
大安	124円	21,956円
朝明	143円	22,747円
四日市楠	503円	10,528円
四日市朝日	385円	16,722円
椋本	149円	10,673円
安濃	199円	18,295円
一志	147円	11,681円
三重白山	70円	31,711円
三重嬉野	174円	10,709円
三雲	231円	9,492円
明和	301円	5,137円
伊勢玉城	353円	11,514円
伊勢二見	334円	14,957円
内城田	515円	15,075円
伊賀	141円	8,709円
伊賀平田	157円	49,153円
三重青山	245円	28,567円
大王	259円	25,221円
三重志摩	286円	21,358円
甲賀	476円	18,169円
紀伊長島	402円	20,507円
三重御浜	271円	11,885円
大安東	253円	12,434円
三重藤原	245円	14,230円
三重美里	263円	21,058円
香良洲	307円	9,884円
飯南	302円	27,615円
柳原	261円	17,631円
勢和	304円	16,061円
三重萩原	214円	20,457円
宿田曾	374円	20,813円
五ヶ所	252円	41,002円
南海	213円	6,925円
鳥ヶ原	92円	16,407円
浜島	304円	19,158円
安乗	346円	16,146円
三重磯部	238円	17,072円
三重九鬼	127円	23,701円
三重飛鳥	240円	15,050円
新鹿	134円	12,983円
二本島	233円	34,315円
美杉	195円	13,036円
三重奥津	170円	22,981円
飯高	266円	11,632円
伊勢志摩3	484円	28,175円
菅島	459円	125,220円
飯高川俣	129円	23,428円
阿山	84円	17,683円
左口桂城	289円	23,966円
紀宝鶴殿	599円	13,615円
入鹿	97円	14,026円
海山	804円	15,823円
滋賀県		
滋賀大津	814円	41,463円
堅田2	960円	19,071円
滋賀瀬田	1,209円	39,834円
石山	566円	12,789円
大津坂本2	876円	9,010円
におの浜	1,273円	31,683円
彦根3	505円	47,553円
河瀬	338円	12,040円

高野尾	77円	21,146円
搦田	317円	10,478円
伊勢寺	332円	12,598円
松阪東黒部	198円	21,041円
松阪大石	76円	15,081円
桑名深谷	367円	18,111円
三重上野南	114円	54,224円
石薬師	185円	17,234円
三重長沢	136円	20,830円
比奈知	147円	31,429円
桔梗ヶ丘第一	551円	19,248円
賀田	164円	21,792円
北輪内	290円	12,758円
野登	73円	19,112円
三重長岡	58円	24,520円
答志島	84円	12,030円
柳原	68円	13,896円
多度	160円	16,550円
伊勢長島	564円	11,876円
北勢	340円	6,173円
大安	122円	22,337円
朝明	137円	24,280円
四日市楠	479円	10,095円
四日市朝日	365円	17,416円
椋本	144円	10,662円
安濃	179円	17,576円
一志	135円	11,387円
三重白山	66円	34,826円
三重嬉野	162円	10,687円
三雲	201円	8,759円
明和	286円	5,362円
伊勢玉城	332円	12,105円
伊勢二見	303円	15,041円
内城田	452円	14,529円
伊賀	131円	8,513円
伊賀平田	130円	50,073円
三重青山	238円	28,367円
大王	228円	16,259円
三重志摩	252円	20,262円
甲賀	443円	18,635円
紀伊長島	311円	21,618円
三重御浜	234円	10,827円
大安東	247円	12,234円
三重藤原	219円	14,512円
三重美里	232円	20,325円
香良洲	277円	10,005円
飯南	268円	28,554円
柳原	240円	16,835円
勢和	275円	13,032円
三重萩原	171円	19,889円
宿田曾	316円	19,414円
五ヶ所	200円	41,976円
南海	180円	5,159円
鳥ヶ原	75円	15,554円
浜島	274円	20,705円
安乗	273円	17,148円
三重磯部	207円	17,411円
三重九鬼	92円	21,477円
三重飛鳥	226円	13,669円
新鹿	114円	10,493円
二本島	168円	30,393円
美杉	153円	10,677円
三重奥津	121円	22,575円
飯高	192円	32,110円
伊勢志摩3	447円	31,069円
菅島	242円	106,381円
飯高川俣	120円	23,597円
阿山	68円	17,373円
左口桂城	260円	22,308円
紀宝鶴殿	559円	12,987円
入鹿	69円	14,413円
海山	699円	15,365円
滋賀県		
滋賀大津	799円	44,252円
堅田2	932円	23,484円
滋賀瀬田	1,178円	40,648円
石山	568円	13,470円
大津坂本2	888円	9,495円
におの浜	1,140円	30,840円
彦根3	480円	55,156円
河瀬	337円	13,418円

稲枝	309円	6,188円
滋賀長浜	479円	22,726円
近江八幡	539円	21,964円
六枚橋別館	847円	15,610円
八日市	740円	23,165円
草津	671円	39,728円
常盤	320円	10,701円
近江守山	556円	22,247円
守山北	983円	20,494円
粟東	590円	29,682円
野洲2	992円	24,955円
甲西	606円	26,475円
水口	317円	18,443円
滋賀甲賀	422円	13,936円
信楽	226円	26,642円
安土	548円	7,403円
近江日野	278円	21,975円
滋賀鶴川	329円	24,155円
五個荘	469円	12,860円
能登川	869円	20,883円
湖東	72円	8,357円
秦荘	130円	11,999円
愛知川	159円	15,774円
滋賀多賀	819円	13,568円
滋賀山東	63円	27,082円
米原	755円	11,317円
虎姫	175円	41,006円
滋賀湖北	234円	11,939円
ひわ	305円	16,653円
近江高月	163円	17,158円
木之本	187円	28,679円
今津	237円	16,166円
安曇川	498円	23,521円
高島	348円	9,553円
新旭	215円	24,523円
関ノ津	143円	25,804円
滋賀志賀	193円	16,421円
和恋	151円	7,547円
金勝	610円	6,385円
中主	736円	21,245円
石部	232円	6,223円
下田	521円	18,645円
菩提寺	571円	19,937円
近江甲南	233円	36,212円
滋賀蒲生	73円	9,241円
竜王	67円	26,875円
豊郷	212円	19,242円
甲良	145円	9,577円
醒ヶ井	268円	27,098円
滋賀浅井	330円	20,099円
比叡平	395円	15,160円
小松	250円	80,322円
長浜局舎2	440円	40,374円
土山	252円	23,086円
滋賀大野	124円	18,741円
雲井	135円	20,372円
柏原別館	180円	17,490円
朝日	173円	7,014円
中之郷	275円	20,718円
マキノ沢	207円	14,464円
船木	257円	22,738円
粟東	160円	8,770円
マキノ	222円	16,985円
途中	180円	14,393円
上田上別館	279円	49,817円
滋賀伊吹	117円	8,267円
近江大浦	48円	23,585円
京都府	3,292円	15,248円
京都北野	9,823円	9,046円
西陣別館	4,413円	29,727円
賀茂	3,063円	15,334円
壬生別館	4,638円	11,138円
京都	13,812円	29,088円
七条	2,134円	26,593円
京都南	2,469円	33,825円
嵯峨2	2,488円	12,467円
朱雀	2,666円	22,315円
深草	2,257円	11,457円
京都醍醐	2,002円	11,549円
伏見	3,044円	26,487円
淀	1,231円	10,889円

稲枝	294円	6,679円
滋賀長浜	467円	22,892円
近江八幡	516円	21,717円
六枚橋別館	825円	17,780円
八日市	769円	19,862円
草津	664円	39,383円
常盤	314円	26,568円
近江守山	545円	22,658円
守山北	960円	21,756円
粟東	587円	37,775円
野洲2	1,002円	25,237円
甲西	596円	23,619円
水口	311円	19,324円
滋賀甲賀	401円	14,313円
信楽	209円	27,534円
安土	539円	21,777円
近江日野	273円	22,322円
滋賀鶴川	320円	25,096円
五個荘	508円	30,312円
能登川	917円	21,332円
湖東	77円	8,911円
秦荘	136円	12,951円
愛知川	154円	15,051円
滋賀多賀	786円	14,108円
滋賀山東	59円	27,872円
米原	738円	24,106円
虎姫	167円	47,702円
滋賀湖北	225円	32,486円
ひわ	293円	17,702円
近江高月	161円	16,958円
木之本	176円	40,891円
今津	227円	17,393円
安曇川	433円	22,967円
高島	310円	9,828円
新旭	203円	25,923円
関ノ津	132円	27,425円
滋賀志賀	177円	18,664円
和恋	142円	8,442円
金勝	594円	6,808円
中主	718円	23,486円
石部	232円	6,694円
下田	517円	20,996円
菩提寺	549円	19,444円
近江甲南	284円	36,672円
滋賀蒲生	76円	9,032円
竜王	65円	27,720円
豊郷	197円	20,690円
甲良	142円	9,639円
醒ヶ井	226円	22,563円
滋賀浅井	326円	22,592円
比叡平	510円	16,711円
小松	235円	80,199円
長浜局舎2	438円	41,627円
土山	250円	21,461円
滋賀大野	120円	19,177円
雲井	131円	16,399円
柏原別館	169円	19,061円
朝日	158円	8,449円
中之郷	252円	19,813円
マキノ沢	195円	15,136円
船木	244円	25,278円
粟東	160円	9,580円
マキノ	204円	16,111円
途中	149円	13,441円
上田上別館	270円	53,181円
滋賀伊吹	112円	9,712円
近江大浦	43円	20,861円
京都府	3,373円	15,331円
京都北野	9,781円	9,581円
西陣別館	4,558円	30,054円
賀茂	3,044円	16,604円
壬生別館	5,012円	20,065円
京都	15,733円	30,927円
七条	2,428円	34,740円
京都南	2,517円	39,873円
嵯峨2	2,446円	13,416円
朱雀	2,581円	23,295円
深草	2,217円	11,768円
京都醍醐	2,057円	10,251円
伏見	3,138円	29,496円
淀	1,196円	10,739円

山科	1,734円	16,963円
京都桂	3,412円	23,256円
大原野	1,325円	12,623円
前田	706円	7,357円
福知山	1,199円	32,361円
京都舞鶴	928円	30,107円
舞鶴西	454円	43,756円
綾部	844円	51,237円
宇治2	1,434円	21,800円
京都新田	1,703円	15,098円
宮津	334円	25,804円
亀岡	1,506円	15,966円
城陽	1,032円	11,665円
京都西山	5,304円	16,271円
長岡京	2,716円	35,595円
京都八幡	935円	11,057円
山城田辺	1,110円	21,331円
精華2	981円	14,285円
園部	1,070円	22,571円
岩滝	273円	4,922円
加悦谷	129円	17,090円
峰山	221円	18,726円
丹後大宮	118円	17,338円
網野	316円	18,812円
鞍馬	1,058円	20,545円
木幡	1,387円	20,733円
山城木津	1,152円	15,578円
福知山上川口	259円	13,471円
宮前	229円	14,812円
井手	497円	20,446円
山城町	622円	13,688円
山城加茂	824円	20,213円
京都八木	966円	15,205円
丹波町	269円	19,455円
京都弥栄	405円	25,773円
京都吉田別館	3,557円	21,163円
山城大原	147円	31,904円
祇園別館	2,429円	14,560円
八田	88円	21,394円
三和	169円	15,150円
朱雀・桂2	3,412円	14,807円
何北	57円	17,325円
天ノ橋立	259円	23,834円
和束	115円	25,297円
京北	494円	7,717円
京都美山	429円	17,887円
京都下山	232円	12,190円
京都日吉	324円	11,770円
瑞穂	186円	10,394円
和知	251円	27,670円
夜久野	84円	15,717円
丹後木津	502円	25,023円
丹後町	349円	17,786円
神野	290円	24,768円
久美浜	578円	23,938円
舞鶴八雲2	103円	156,065円
宇治田原	411円	31,808円
舞鶴岡田	169円	19,300円
京都大江	360円	19,036円
平野	196円	21,928円
伊根	89円	39,033円
都島	2,611円	30,522円
此花	1,609円	26,983円
大阪新町新	2,637円	22,236円
西	2,720円	17,876円
大阪港	1,759円	37,966円
大阪大正別館	1,673円	15,606円
天王寺	2,285円	11,816円
大阪桜川	1,358円	28,550円
日本橋北館	2,536円	23,749円
西淀川	1,533円	14,500円
東淀川	2,940円	39,653円
東成	3,506円	16,294円
生野	1,532円	23,871円
箕	1,588円	18,962円
大阪旭	2,638円	22,233円
大阪城東	2,101円	18,454円
鷺野	2,572円	17,615円
桑津	2,245円	13,921円
阿倍野	3,515円	33,677円
長居	3,928円	24,613円

大阪府

山科	1,725円	16,597円
京都桂	3,436円	23,483円
大原野	1,282円	12,348円
前田	659円	6,209円
福知山	941円	30,213円
京都舞鶴	946円	32,157円
舞鶴西	454円	45,105円
綾部	738円	56,628円
宇治2	1,408円	24,943円
京都新田	1,625円	14,673円
宮津	305円	27,091円
亀岡	1,460円	16,517円
城陽	1,067円	13,159円
京都西山	5,204円	17,006円
長岡京	2,464円	36,094円
京都八幡	918円	10,571円
山城田辺	1,104円	21,602円
精華2	953円	14,429円
園部	1,017円	25,223円
岩滝	278円	5,316円
加悦谷	124円	18,542円
峰山	201円	18,692円
丹後大宮	115円	16,319円
網野	291円	18,324円
鞍馬	1,027円	22,860円
木幡	1,392円	22,523円
山城木津	1,058円	16,041円
福知山上川口	309円	12,993円
宮前	205円	28,874円
井手	418円	23,816円
山城町	581円	14,883円
山城加茂	810円	20,739円
京都八木	947円	16,764円
丹波町	247円	21,952円
京都弥栄	383円	27,116円
京都吉田別館	3,609円	23,517円
山城大原	131円	33,839円
祇園別館	2,681円	17,026円
八田	88円	20,418円
三和	153円	15,857円
朱雀・桂2	3,436円	50,865円
何北	48円	16,645円
天ノ橋立	249円	23,534円
和束	106円	27,538円
京北	468円	6,939円
京都美山	404円	17,377円
京都下山	192円	13,108円
京都日吉	315円	12,736円
瑞穂	160円	11,112円
和知	230円	31,501円
夜久野	74円	14,400円
丹後木津	479円	23,424円
丹後町	293円	18,015円
神野	268円	24,809円
久美浜	534円	22,409円
舞鶴八雲2	97円	170,766円
宇治田原	317円	34,371円
舞鶴岡田	157円	20,875円
京都大江	349円	17,845円
平野	178円	21,904円
伊根	69円	38,711円
都島	2,487円	27,980円
此花	1,682円	25,793円
大阪新町新	3,308円	34,583円
西	2,689円	18,860円
大阪港	1,750円	43,202円
大阪大正別館	1,600円	16,864円
天王寺	2,363円	12,615円
大阪桜川	1,429円	31,123円
日本橋北館	3,542円	26,547円
西淀川	1,419円	17,592円
東淀川	2,902円	41,975円
東成	3,495円	20,140円
生野	1,523円	50,479円
箕	1,540円	23,746円
大阪旭	2,600円	23,373円
大阪城東	2,114円	19,193円
鷺野	2,375円	18,378円
桑津	2,247円	15,171円
阿倍野	3,766円	47,672円
長居	4,117円	27,544円

大阪府

大阪住吉	2,437円	15,122円
天下茶屋	1,756円	10,918円
大阪淀川3	1,747円	46,212円
大阪三国	1,977円	18,381円
大阪鶴見	4,001円	15,408円
住之江	2,707円	24,328円
南港	1,316円	23,281円
大阪平野	2,860円	18,973円
北平野	2,011円	8,958円
大阪北	2,800円	33,140円
北	3,043円	26,158円
堀川	3,889円	24,461円
豊崎	4,644円	26,616円
高津	2,638円	25,679円
大阪東	2,540円	28,149円
大阪中央ビル	4,163円	44,295円
塚	1,457円	20,312円
大阪石津	1,529円	20,593円
金岡	2,329円	12,422円
鳳	1,392円	26,606円
浜寺	1,818円	9,949円
登美丘	4,891円	12,527円
泉北	1,390円	21,975円
深井	1,498円	20,910円
初芝	1,865円	10,221円
南大阪2	1,278円	10,842円
東岸和田	2,333円	20,513円
山直	824円	4,227円
豊中	3,303円	21,825円
服部	2,969円	12,640円
庄内	2,781円	18,975円
池田石橋	2,729円	35,248円
池田別館	3,205円	22,689円
西吹田	2,785円	15,668円
吹田	1,640円	8,643円
千里	2,677円	16,746円
万国博	2,410円	36,159円
泉大津	1,518円	23,825円
高槻	2,079円	32,723円
南高槻	2,092円	15,987円
茨木富田	1,167円	10,412円
安岡寺	1,828円	18,375円
上牧	1,657円	22,332円
水間	596円	33,147円
大阪守口	1,613円	34,900円
枚方	2,166円	30,348円
枚野	3,086円	12,554円
中宮	1,641円	13,620円
香里丘	1,602円	21,496円
津田	1,766円	17,484円
香里	3,910円	19,659円
茨木	1,840円	49,702円
星見	2,500円	19,767円
郡	1,796円	5,497円
平田	2,099円	21,893円
八尾	2,403円	9,041円
志紀	1,953円	15,587円
千塚	1,301円	28,322円
泉佐野	858円	26,672円
大阪田尻	550円	27,232円
日根野2	627円	15,320円
富田林	738円	19,434円
金剛	3,426円	5,485円
佐備	1,267円	20,945円
寝屋川	1,265円	28,308円
池田	2,086円	16,731円
河内長野	1,580円	19,507円
三日月市町	908円	9,656円
大阪松原	2,152円	37,867円
大阪大東	2,533円	20,093円
大阪和泉	1,311円	14,538円
三林	1,125円	6,367円
箕面	3,661円	19,833円
白島	1,882円	12,391円
柏原	1,455円	13,684円
柏原国分	1,230円	13,487円
羽曳野	1,198円	18,689円
門真	2,022円	10,721円
大和田	1,332円	10,065円
摂津	1,962円	10,121円
淀川鳥飼	1,404円	16,007円

大阪住吉	2,432円	23,375円
天下茶屋	1,794円	11,548円
大阪淀川3	1,720円	49,157円
大阪三国	1,991円	19,981円
大阪鶴見	3,964円	16,143円
住之江	2,672円	22,599円
南港	1,254円	23,144円
大阪平野	2,824円	21,356円
北平野	1,951円	16,179円
大阪北	3,559円	36,392円
北	3,292円	31,773円
堀川	4,278円	26,199円
豊崎	5,113円	29,841円
高津	2,889円	28,474円
大阪東	2,787円	31,095円
大阪中央ビル	5,248円	47,330円
塚	1,379円	21,907円
大阪石津	1,531円	23,756円
金岡	2,445円	12,433円
鳳	1,526円	29,925円
浜寺	1,767円	11,733円
登美丘	4,786円	12,511円
泉北	1,376円	18,960円
深井	1,467円	21,528円
初芝	1,835円	13,798円
南大阪2	1,239円	11,101円
東岸和田	2,002円	19,721円
山直	795円	4,500円
豊中	3,223円	23,316円
服部	3,007円	12,013円
庄内	2,719円	19,529円
池田石橋	2,679円	30,084円
池田別館	3,218円	23,386円
西吹田	2,673円	15,996円
吹田	1,624円	9,448円
千里	2,661円	32,082円
万国博	2,336円	38,287円
泉大津	1,470円	26,411円
高槻	2,024円	35,559円
南高槻	2,062円	16,396円
茨木富田	1,148円	13,190円
安岡寺	1,794円	16,933円
上牧	1,613円	21,529円
水間	497円	34,590円
大阪守口	1,601円	37,373円
枚方	2,164円	31,442円
枚野	3,049円	12,534円
中宮	1,536円	12,745円
香里丘	1,596円	22,093円
津田	1,752円	17,424円
香里	3,830円	26,493円
茨木	1,888円	50,564円
星見	2,398円	20,267円
郡	1,837円	5,718円
平田	1,960円	21,712円
八尾	2,369円	20,200円
志紀	1,915円	15,630円
千塚	1,216円	21,747円
泉佐野	853円	24,805円
大阪田尻	542円	28,544円
日根野2	554円	15,434円
富田林	723円	21,254円
金剛	3,276円	6,091円
佐備	989円	21,214円
寝屋川	1,230円	28,880円
池田	1,955円	16,963円
河内長野	1,477円	18,167円
三日月市町	873円	8,378円
大阪松原	2,080円	33,921円
大阪大東	2,513円	22,526円
大阪和泉	1,295円	15,427円
三林	1,104円	6,496円
箕面	3,851円	20,041円
白島	2,253円	13,279円
柏原	1,423円	14,992円
柏原国分	1,184円	16,696円
羽曳野	1,173円	20,853円
門真	2,063円	11,896円
大和田	1,322円	11,074円
摂津	1,917円	9,670円
淀川鳥飼	1,411円	16,582円

高砂	583円	14,051円
藤井寺	1,609円	20,971円
東大阪	2,483円	21,713円
北布施	2,312円	19,228円
大阪河内	1,893円	14,900円
枚岡	2,207円	13,128円
鴻池	1,601円	11,576円
泉南	768円	6,282円
四条畷	2,144円	34,439円
交野	1,856円	16,201円
大阪狭山	1,564円	11,818円
大阪尾崎	662円	17,290円
山崎	1,562円	12,397円
熊取	700円	13,831円
大阪岬	541円	9,858円
太子別館	607円	5,572円
美原	872円	7,687円
土佐堀	4,472円	22,900円
北浜R T	4,766円	12,701円
島之内南	3,289円	77,770円
西面	938円	16,830円
大岩	393円	8,500円
寝屋川高宮	1,940円	29,586円
大阪内田	846円	5,614円
筈作	506円	18,087円
豊中吉川	1,359円	26,986円
河南	215円	3,179円
内畑	184円	12,928円
大阪横山	164円	16,925円
多奈川	283円	17,653円
赤阪	289円	26,620円
茨木2	1,840円	13,404円
茨木3	1,840円	13,356円
田尻別館	550円	23,260円
東能勢	396円	58,115円
野間中	175円	27,036円
能勢	222円	17,513円
淡輪	471円	20,230円
兵庫御影	4,199円	34,777円
御影営業所	4,199円	33,601円
東灘	2,428円	13,232円
灘2	3,454円	6,259円
湊川	2,080円	16,722円
兵庫	1,725円	20,335円
神戸西	1,457円	21,365円
須磨	2,584円	10,566円
妙法寺	2,249円	7,755円
名谷	1,554円	14,100円
舞子	1,487円	11,336円
福田	1,668円	13,515円
塩屋	1,917円	9,469円
鈴蘭台	986円	16,092円
有馬	1,040円	12,960円
有馬温泉	741円	8,676円
山田2	639円	16,538円
北神別館	692円	59,154円
神戸港	3,302円	80,294円
葦合	1,694円	13,635円
港島	1,787円	28,950円
兵庫三宮	4,923円	19,151円
神戸中電	2,868円	20,933円
岩岡	1,609円	4,884円
神出	131円	6,434円
伊谷	137円	22,678円
押部谷	150円	14,190円
伊川谷	1,247円	15,144円
姫路	964円	22,601円
姫路西	1,297円	37,099円
飾磨	754円	18,307円
広畑	708円	10,222円
網干	978円	11,145円
姫路白浜	999円	17,173円
御着	664円	10,350円
飾西	942円	12,018円
太市	662円	32,420円
兵庫姫路	994円	30,392円
尼崎	1,823円	36,877円
尼崎西	2,053円	16,628円
尼崎東	2,242円	15,316円
尼崎北	3,239円	17,156円
武庫之荘	3,145円	12,986円

兵庫県

高砂	555円	13,338円
藤井寺	1,521円	20,904円
東大阪	2,446円	22,911円
北布施	2,290円	19,069円
大阪河内	1,842円	38,760円
枚岡	2,046円	12,900円
鴻池	1,545円	11,159円
泉南	792円	8,179円
四条畷	1,870円	34,002円
交野	1,781円	17,080円
大阪狭山	1,926円	13,780円
大阪尾崎	656円	18,371円
山崎	1,532円	13,096円
熊取	689円	14,943円
大阪岬	483円	12,124円
太子別館	629円	5,432円
美原	816円	7,571円
土佐堀	5,057円	25,710円
北浜R T	5,652円	13,363円
島之内南	3,625円	40,193円
西面	1,002円	16,642円
大岩	372円	8,753円
寝屋川高宮	1,751円	28,539円
大阪内田	837円	5,645円
筈作	493円	18,881円
豊中吉川	1,476円	27,525円
河南	199円	2,951円
内畑	176円	12,182円
大阪横山	151円	15,302円
多奈川	245円	16,126円
赤阪	266円	24,257円
茨木2	1,888円	14,236円
茨木3	1,888円	13,964円
田尻別館	548円	24,092円
東能勢	376円	59,968円
野間中	158円	27,600円
能勢	217円	16,695円
淡輪	470円	20,929円
兵庫御影	4,107円	37,133円
御影営業所	4,107円	34,022円
東灘	2,494円	13,815円
灘2	3,526円	8,466円
湊川	2,033円	17,710円
兵庫	1,822円	21,348円
神戸西	1,529円	22,992円
須磨	2,604円	10,433円
妙法寺	2,152円	7,095円
名谷	1,464円	13,346円
舞子	1,531円	9,760円
福田	1,515円	12,876円
塩屋	1,899円	8,990円
鈴蘭台	975円	17,180円
有馬	1,090円	12,096円
有馬温泉	756円	33,439円
山田2	633円	17,973円
北神別館	671円	62,764円
神戸港	3,918円	84,096円
葦合	1,867円	13,973円
港島	1,668円	28,096円
兵庫三宮	5,950円	21,299円
神戸中電	2,895円	23,343円
岩岡	1,565円	4,407円
神出	120円	15,983円
伊谷	126円	24,537円
押部谷	145円	14,780円
伊川谷	1,085円	15,474円
姫路	953円	22,409円
姫路西	1,212円	28,991円
飾磨	715円	18,201円
広畑	680円	10,049円
網干	910円	9,923円
姫路白浜	951円	17,789円
御着	601円	10,746円
飾西	1,006円	11,519円
太市	642円	31,373円
兵庫姫路	964円	32,670円
尼崎	1,822円	38,829円
尼崎西	1,998円	17,639円
尼崎東	2,214円	16,277円
尼崎北	3,281円	17,003円
武庫之荘	2,965円	12,853円

兵庫県

明石 2	1,876円	22,471円
大久保	1,611円	9,965円
二見	1,105円	16,405円
明石西	1,265円	11,029円
江井ヶ島	1,045円	18,369円
西宮	2,688円	33,458円
瓦木	3,483円	21,346円
甲子園	3,297円	14,026円
仁川	4,791円	11,172円
夙川	2,854円	8,594円
瓦木南別館	2,674円	27,430円
洲本	560円	20,933円
芦屋別館	3,993円	12,749円
伊丹	2,481円	17,715円
兵庫相生	317円	18,082円
豊岡	685円	28,126円
別府	998円	31,339円
加古川 1	1,452円	17,701円
竜野	480円	29,446円
赤穂	556円	17,884円
西脇別館	408円	17,062円
宝塚	1,564円	19,175円
宝塚別館	1,809円	10,697円
三木	520円	14,731円
兵庫高砂	587円	17,524円
兵庫川西	1,866円	35,791円
兵庫小野	677円	11,643円
兵庫三田	709円	33,628円
加西	701円	17,467円
社	545円	37,086円
播磨八千代	63円	9,354円
福崎	800円	26,426円
播磨山崎	803円	8,390円
日高	139円	10,257円
出石	244円	66,756円
浜坂	225円	16,722円
八鹿	388円	21,533円
和田山	542円	17,091円
丹波柏原	159円	19,222円
水上別館	158円	19,318円
春日	139円	21,888円
兵庫津名	272円	8,564円
緑	289円	20,959円
淡路三原	135円	7,233円
西神中央	139円	4,648円
名塩	204円	17,978円
宝塚山本	2,230円	42,644円
清和台	671円	11,203円
猪名川	205円	7,715円
六甲山	177円	22,627円
仁豊野	162円	15,125円
播磨山田	145円	10,217円
谷内	174円	11,363円
林田	406円	12,696円
淡路由良	240円	4,014円
安平	341円	20,658円
若狹野	154円	13,020円
矢野	146円	15,446円
津居山	156円	6,943円
志方	135円	8,043円
平荘	100円	4,780円
宝殿	1,923円	11,806円
国包	61円	10,560円
神岡	226円	22,654円
揖西	130円	13,868円
西構	204円	14,490円
坂越	242円	15,624円
有年	226円	31,889円
宝塚西谷	108円	12,486円
口吉川	103円	15,053円
緑ヶ丘	1,552円	7,312円
大塩	701円	5,046円
菅根	972円	11,692円
兵庫山下	1,248円	26,679円
多田	1,013円	18,377円
青野ヶ原	80円	15,181円
小田	63円	9,143円
広野	368円	9,919円
相野	115円	56,497円
高平	88円	8,806円
北条賀茂	71円	18,338円

明石 2	1,874円	22,489円
大久保	1,751円	20,600円
二見	1,097円	16,420円
明石西	1,198円	11,644円
江井ヶ島	1,034円	19,887円
西宮	2,716円	37,673円
瓦木	3,509円	22,375円
甲子園	3,272円	15,215円
仁川	4,548円	11,708円
夙川	2,740円	8,562円
瓦木南別館	2,452円	32,815円
洲本	517円	25,206円
芦屋別館	4,136円	14,300円
伊丹	2,593円	17,602円
兵庫相生	342円	18,975円
豊岡	640円	29,985円
別府	977円	32,811円
加古川 1	1,571円	18,102円
竜野	438円	30,682円
赤穂	542円	18,112円
西脇別館	403円	24,115円
宝塚	1,635円	20,166円
宝塚別館	1,689円	12,868円
三木	491円	15,157円
兵庫高砂	478円	17,281円
兵庫川西	1,676円	41,805円
兵庫小野	640円	10,978円
兵庫三田	695円	34,545円
加西	678円	17,194円
社	534円	38,482円
播磨八千代	57円	9,144円
福崎	756円	26,898円
播磨山崎	772円	8,943円
日高	159円	9,217円
出石	221円	68,182円
浜坂	210円	16,806円
八鹿	372円	21,889円
和田山	506円	16,469円
丹波柏原	166円	47,695円
水上別館	161円	19,399円
春日	138円	24,355円
兵庫津名	259円	10,179円
緑	277円	21,803円
淡路三原	124円	7,556円
西神中央	130円	4,062円
名塩	459円	17,996円
宝塚山本	2,133円	43,913円
清和台	635円	12,083円
猪名川	196円	11,339円
六甲山	143円	24,038円
仁豊野	153円	14,337円
播磨山田	138円	9,090円
谷内	155円	10,717円
林田	395円	12,601円
淡路由良	214円	48,730円
安平	303円	17,096円
若狹野	140円	11,911円
矢野	127円	16,096円
津居山	148円	6,764円
志方	124円	8,538円
平荘	92円	4,025円
宝殿	1,843円	12,850円
国包	60円	9,903円
神岡	195円	22,868円
揖西	112円	14,226円
西構	205円	13,135円
坂越	222円	15,853円
有年	206円	34,261円
宝塚西谷	98円	10,466円
口吉川	96円	15,436円
緑ヶ丘	1,400円	6,529円
大塩	688円	4,303円
菅根	992円	13,103円
兵庫山下	1,206円	28,983円
多田	981円	18,811円
青野ヶ原	73円	15,911円
小田	61円	8,506円
広野	366円	9,203円
相野	105円	59,938円
高平	80円	8,065円
北条賀茂	71円	17,336円

姫路下里	65円	8,737円
在田	285円	7,280円
和泉	71円	13,614円
富合	73円	12,956円
中野	276円	13,269円
滝野	640円	32,572円
稲美	140円	8,909円
母里	30円	6,662円
兵庫市川	476円	20,415円
香寺	843円	20,204円
揖保川	692円	7,010円
太子	725円	14,367円
上郡	256円	16,758円
佐用	630円	12,857円
村岡	308円	16,219円
兵庫養父	135円	6,991円
朝来	559円	17,923円
氷上	158円	10,421円
山南	87円	21,205円
篠山	328円	14,692円
篠山城東	137円	7,461円
篠山福住	117円	5,334円
兵庫宮田	135円	10,219円
丹南	467円	47,496円
古市	232円	5,971円
今田	166円	10,459円
淡路阿万	115円	11,437円
木津	114円	10,974円
加古川吉川	141円	8,211円
吉川西	179円	10,021円
兵庫鴨川	65円	17,286円
上久米	72円	16,548円
兵庫東条	93円	9,425円
中東条	84円	9,351円
中町	214円	10,693円
加美	66円	13,682円
杉原谷	45円	9,273円
黒田庄	56円	13,203円
家島	175円	14,944円
家島坊勢	134円	29,379円
夢前	143円	16,246円
菅野	150円	9,585円
粟賀	384円	9,094円
瀬加	274円	9,853円
鶴居	391円	9,785円
寺前	80円	17,636円
播磨新宮	632円	13,951円
香島	110円	10,654円
播磨御津	1,240円	9,241円
船坂	78円	14,091円
上月	56円	14,364円
久崎	89円	17,788円
徳久	72円	14,844円
三日月	155円	9,603円
安富	155円	14,060円
播磨一宮	122円	8,323円
三方	78円	11,292円
波賀	66円	9,682円
播磨千種	41円	16,011円
城崎	1,132円	15,019円
竹野	134円	13,950円
香住	309円	10,856円
神鍋	61円	10,660円
栗山	81円	15,287円
但東中山	79円	21,713円
小代	85円	26,595円
湯村	157円	11,393円
大屋	62円	12,133円
関宮	152円	15,704円
兵庫生野	215円	15,288円
竹田	107円	22,258円
兵庫山東	102円	12,568円
青垣	77円	31,852円
東中	74円	14,884円
西脇和田	68円	8,495円
市島	96円	32,660円
中竹田	58円	12,623円
生穂	95円	12,376円
淡路岩屋	325円	8,888円
北淡	244円	23,702円
淡路室津	119円	8,567円

姫路下里	67円	8,766円
在田	270円	6,163円
和泉	70円	13,097円
富合	80円	12,214円
中野	256円	12,949円
滝野	627円	32,196円
稲美	135円	9,442円
母里	25円	5,380円
兵庫市川	401円	26,986円
香寺	837円	19,171円
揖保川	669円	6,269円
太子	705円	14,810円
上郡	244円	16,407円
佐用	575円	12,015円
村岡	332円	14,414円
兵庫養父	120円	6,684円
朝来	529円	18,278円
氷上	161円	9,507円
山南	86円	25,051円
篠山	337円	14,878円
篠山城東	125円	7,086円
篠山福住	112円	4,298円
兵庫宮田	127円	9,483円
丹南	462円	48,352円
古市	223円	9,996円
今田	162円	9,354円
淡路阿万	95円	10,792円
木津	111円	10,050円
加古川吉川	134円	7,353円
吉川西	177円	9,749円
兵庫鴨川	45円	15,679円
上久米	67円	16,553円
兵庫東条	91円	8,972円
中東条	78円	8,881円
中町	204円	10,679円
加美	66円	13,297円
杉原谷	44円	8,793円
黒田庄	50円	12,329円
家島	124円	13,613円
家島坊勢	136円	28,149円
夢前	127円	15,372円
菅野	139円	9,172円
粟賀	347円	8,668円
瀬加	239円	9,374円
鶴居	310円	9,231円
寺前	68円	15,741円
播磨新宮	613円	12,067円
香島	98円	10,194円
播磨御津	1,254円	7,943円
船坂	64円	13,207円
上月	36円	15,127円
久崎	66円	15,642円
徳久	65円	13,452円
三日月	140円	8,964円
安富	137円	13,958円
播磨一宮	108円	7,597円
三方	68円	11,191円
波賀	56円	8,956円
播磨千種	35円	11,319円
城崎	1,109円	43,918円
竹野	170円	13,906円
香住	262円	10,216円
神鍋	68円	8,565円
栗山	78円	15,096円
但東中山	59円	21,417円
小代	97円	23,103円
湯村	147円	8,567円
大屋	49円	11,913円
関宮	126円	13,673円
兵庫生野	211円	15,968円
竹田	107円	21,965円
兵庫山東	92円	11,466円
青垣	73円	33,461円
東中	71円	14,646円
西脇和田	65円	8,247円
市島	90円	32,394円
中竹田	56円	11,500円
生穂	95円	12,490円
淡路岩屋	282円	8,527円
北淡	227円	23,046円
淡路室津	113円	7,785円

	淡路一宮	149円	8,659円
	江井	69円	10,706円
	五色	140円	23,696円
	鮎原	133円	6,314円
	洲本鳥飼	78円	12,319円
	淡路東浦	378円	12,612円
	西淡	436円	11,742円
	西淡阿那賀	172円	11,951円
	南淡	197円	4,778円
	沼島	92円	17,561円
奈良県	奈良2	2,324円	21,818円
	西奈良	2,535円	34,062円
	大宮	1,634円	23,712円
	大中	977円	29,510円
	大和郡山	1,076円	45,596円
	昭和2	754円	17,191円
	天理	788円	33,390円
	二階堂	460円	28,045円
	樺本2	718円	38,840円
	大和橿原2	1,277円	20,315円
	畷傍	5,391円	15,062円
	奈良桜井2	645円	27,402円
	五條	351円	19,015円
	御所	649円	17,511円
	奈良名柄	327円	21,862円
	生駒	1,832円	26,895円
	高山第一	878円	24,468円
	香芝	1,166円	15,587円
	斑鳩	798円	9,708円
	田原本	997円	16,560円
	大和橿原	374円	19,631円
	高取別館	424円	20,431円
	大和新庄	785円	20,088円
	王寺	955円	19,106円
	広陵	626円	6,685円
	奈良吉野	213円	22,586円
	奈良下市別館	239円	40,231円
	十津川	66円	18,662円
	上北山	81円	25,491円
	平城	1,051円	10,922円
	大和高田	580円	21,908円
	南生駒2	805円	10,774円
	平群	861円	12,231円
	馬見	865円	6,066円
	天理中山	412円	9,059円
	川西	224円	18,486円
	明日香	714円	12,837円
	奈良当麻2	859円	12,872円
	大安寺別館	1,623円	32,232円
	大宇陀	305円	19,923円
初瀬	364円	17,499円	
葛	93円	14,503円	
菟田野	136円	12,318円	
御杖	178円	12,664円	
大柳生	87円	16,713円	
都祁	172円	11,211円	
室生	188円	7,122円	
和歌山県	和歌山3	866円	24,696円
	和歌山東	869円	27,145円
	和歌浦別館	1,190円	8,611円
	狐島別館	810円	18,134円
	海南	497円	56,603円
	和歌山橋本	485円	16,056円
	實島	669円	13,385円
	御坊	596円	13,664円
	田辺	853円	53,731円
	和歌山新宮	499円	16,673円
	岩出	392円	21,292円
	かつらぎ	145円	13,941円
	湯淺	234円	20,383円
	和歌山南部	239円	21,446円
	和歌山白浜	344円	24,380円
	串本	189円	34,919円
	京橋別館2	994円	38,939円
	和歌山山東	119円	27,222円
	安原	175円	47,080円
	紀伊	623円	29,362円
	阪井	427円	16,318円
	紀見	661円	30,911円
	打田	175円	13,897円
	粉河	367円	6,073円

	淡路一宮	139円	8,927円
	江井	62円	10,478円
	五色	120円	25,389円
	鮎原	116円	8,814円
	洲本鳥飼	78円	12,952円
	淡路東浦	371円	12,552円
	西淡	382円	10,437円
	西淡阿那賀	139円	11,609円
	南淡	203円	4,828円
	沼島	63円	20,973円
奈良県	奈良2	2,594円	23,464円
	西奈良	2,664円	35,179円
	大宮	1,759円	26,171円
	大中	892円	28,897円
	大和郡山	961円	44,557円
	昭和2	732円	17,829円
	天理	779円	34,248円
	二階堂	436円	40,273円
	樺本2	654円	38,865円
	大和橿原2	1,258円	23,396円
	畷傍	5,202円	16,364円
	奈良桜井2	647円	19,024円
	五條	327円	20,945円
	御所	618円	16,851円
	奈良名柄	310円	21,886円
	生駒	1,922円	27,285円
	高山第一	631円	52,754円
	香芝	1,157円	16,483円
	斑鳩	837円	8,103円
	田原本	948円	16,932円
	大和橿原	378円	22,126円
	高取別館	422円	20,733円
	大和新庄	797円	20,867円
	王寺	988円	35,487円
	広陵	583円	7,576円
	奈良吉野	271円	36,137円
	奈良下市別館	212円	41,529円
	十津川	58円	18,193円
	上北山	71円	25,897円
	平城	1,031円	10,442円
	大和高田	599円	21,287円
	南生駒2	872円	10,094円
	平群	854円	12,169円
	馬見	889円	6,161円
	天理中山	382円	20,732円
	川西	218円	18,823円
	明日香	677円	11,746円
	奈良当麻2	826円	12,031円
	大安寺別館	1,519円	34,249円
	大宇陀	282円	18,611円
初瀬	336円	17,150円	
葛	92円	13,719円	
菟田野	122円	11,540円	
御杖	157円	12,225円	
大柳生	82円	15,609円	
都祁	164円	8,429円	
室生	179円	8,230円	
和歌山県	和歌山3	845円	29,087円
	和歌山東	922円	27,821円
	和歌浦別館	1,154円	9,000円
	狐島別館	702円	18,596円
	海南	460円	43,102円
	和歌山橋本	481円	26,679円
	實島	611円	14,582円
	御坊	532円	21,411円
	田辺	748円	56,825円
	和歌山新宮	440円	27,945円
	岩出	383円	22,799円
	かつらぎ	131円	18,435円
	湯淺	221円	32,876円
	和歌山南部	225円	23,682円
	和歌山白浜	301円	28,675円
	串本	179円	40,635円
	京橋別館2	949円	75,781円
	和歌山山東	110円	27,685円
	安原	168円	37,473円
	紀伊	584円	19,917円
	阪井	434円	34,958円
	紀見	532円	31,179円
	打田	172円	15,008円
	粉河	337円	15,676円

	桃山	155円	44,862円
	貴志川	204円	24,194円
	高野口	359円	32,745円
	太地	266円	8,820円
	和佐	153円	18,194円
	三輪崎	499円	35,993円
	下津	470円	8,153円
	野上	567円	10,516円
	那賀	293円	14,786円
	九度山	296円	48,194円
	和歌山吉備	645円	14,078円
	上富田	195円	32,309円
	那智勝浦	295円	17,122円
	和歌山加太	430円	30,480円
	糸表	365円	34,442円
	名田	507円	16,001円
	美里	461円	13,094円
	金屋	909円	17,371円
	印南	925円	18,138円
	田辺下里	341円	18,403円
	宇久井	191円	39,196円
	本宮	328円	33,832円
	和歌山由良	168円	22,405円
	日置川	229円	44,759円
	富貴	158円	53,340円
	和歌山清水	551円	45,109円
	和歌山日高	579円	47,688円
	南都川	633円	41,787円
	すさみ	350円	35,983円
	古座	300円	18,047円
鳥取県	鳥取寺町2	721円	32,445円
	鳥取賀露	587円	37,469円
	鳥取叶	131円	54,387円
	米子3	525円	28,995円
	米子巖	343円	13,739円
	米子河崎	175円	49,725円
	倉吉	333円	30,423円
	倉吉上井	691円	28,193円
	境港	155円	3,921円
	郡家	202円	22,889円
	三朝	451円	22,944円
	岸本	554円	18,756円
	根雨	278円	25,351円
	末恒	372円	11,667円
	米子大篠津	73円	25,181円
	米子福市	260円	39,499円
	倉吉福光	66円	25,431円
	境港余子	114円	19,111円
	岩美	148円	11,938円
	浜村	78円	14,237円
	青谷	109円	19,718円
	羽合	157円	23,689円
	倉吉泊	84円	17,370円
	倉吉松崎	137円	31,133円
	倉吉北条	106円	14,580円
	東伯	92円	10,735円
	西伯	468円	17,954円
	淀江	151円	20,415円
	用瀬	62円	15,757円
	智頭	218円	13,413円
	鳥取鹿野	99円	12,621円
	会見	240円	18,654円
	米子大山	149円	13,066円
	大山寺	136円	54,436円
	溝口	413円	18,542円
	河原	71円	22,115円
	由良	101円	13,239円
	東伯赤碓	122円	19,603円
	御来屋	221円	22,334円
	若桜	62円	21,464円
	生山	229円	35,592円
	八東	194円	10,687円
	関金	38円	18,696円
	倉吉下市	284円	48,064円
鳥根県	松江	394円	42,647円
	松江古江	833円	46,291円
	鳥根浜田	350円	21,059円
	出雲	477円	24,903円
	益田	225円	42,035円
	石見大田	192円	19,482円

	桃山	148円	72,567円
	貴志川	185円	33,851円
	高野口	313円	34,282円
	太地	225円	28,871円
	和佐	149円	33,991円
	三輪崎	460円	39,915円
	下津	418円	9,466円
	野上	514円	31,634円
	那賀	258円	15,930円
	九度山	252円	74,816円
	和歌山吉備	588円	29,744円
	上富田	185円	28,502円
	那智勝浦	259円	26,622円
	和歌山加太	377円	33,170円
	糸表	342円	29,182円
	名田	440円	15,998円
	美里	419円	36,684円
	金屋	839円	23,566円
	印南	813円	19,047円
	田辺下里	323円	41,559円
	宇久井	174円	42,576円
	本宮	313円	35,486円
	和歌山由良	148円	24,577円
	日置川	209円	47,210円
	富貴	122円	59,846円
	和歌山清水	443円	45,742円
	和歌山日高	552円	72,879円
	南都川	565円	44,362円
	すさみ	314円	40,692円
	古座	244円	29,948円
	中辺路	455円	35,636円
鳥取県	鳥取寺町2	738円	35,452円
	鳥取賀露	587円	40,369円
	鳥取叶	122円	60,182円
	米子3	438円	29,481円
	米子巖	341円	13,167円
	米子河崎	167円	52,882円
	倉吉	304円	24,144円
	倉吉上井	580円	36,650円
	境港	140円	4,076円
	郡家	201円	24,300円
	三朝	394円	26,777円
	岸本	527円	19,371円
	根雨	313円	25,686円
	末恒	345円	19,242円
	米子大篠津	70円	26,181円
	米子福市	249円	42,112円
	倉吉福光	67円	34,681円
	境港余子	115円	19,274円
	岩美	147円	14,128円
	浜村	76円	33,300円
	青谷	106円	44,989円
	羽合	155円	23,530円
	倉吉泊	58円	21,472円
	倉吉松崎	128円	36,006円
	倉吉北条	114円	14,927円
	東伯	83円	11,720円
	西伯	493円	22,001円
	淀江	139円	55,038円
	用瀬	50円	18,259円
	智頭	194円	14,518円
	鳥取鹿野	85円	14,829円
	会見	247円	18,105円
	米子大山	143円	12,896円
	大山寺	71円	56,989円
	溝口	378円	18,075円
	河原	73円	24,873円
	由良	121円	23,489円
	東伯赤碓	113円	20,725円
	御来屋	215円	20,029円
	若桜	64円	22,098円
	生山	236円	30,821円
	八東	203円	12,545円
	関金	37円	19,526円
	倉吉下市	321円	47,777円
鳥根県	松江	392円	45,883円
	松江古江	734円	48,343円
	鳥根浜田	340円	21,689円
	出雲	461円	23,816円
	益田	244円	42,713円
	石見大田	168円	21,490円

安来	566円	15,922円
江津	236円	41,700円
出雲平田	384円	21,530円
木次	276円	24,757円
斐川	654円	36,217円
大社	309円	31,959円
川本2	132円	22,188円
西郷	678円	27,946円
松江八雲	596円	22,926円
多伎	259円	15,538円
温泉津	384円	19,250円
粕淵	65円	13,473円
都賀	30円	24,969円
川本瑞穂	43円	16,560円
石見	44円	34,381円
桜江	132円	18,143円
金城	82円	18,759円
石見旭	134円	16,249円
匹見	68円	25,322円
津和野	526円	61,785円
海士	105円	35,429円
西ノ島	117円	69,779円
浜田西	280円	25,271円
益田横田	417円	15,086円
益田西	247円	20,207円
益田東	479円	80,462円
安来荒島	386円	11,785円
江津西	363円	12,662円
惠曇	559円	16,099円
美保関	375円	21,399円
揖屋	533円	30,244円
松江玉造	530円	22,592円
宍道	349円	10,118円
島根広瀬	276円	11,815円
伯太	369円	12,411円
仁多	223円	34,326円
出雲横田	113円	45,001円
木次加茂	196円	29,557円
三刀屋	257円	31,735円
仁万	197円	16,985円
浜田三隅	413円	26,697円
六日市	126円	14,254円
津和野七日市	109円	17,542円
西郷布施	234円	63,988円
西郷五箇	228円	23,221円
都万	306円	31,305円
掛合	309円	34,605円
松江本庄	239円	19,841円
秋鹿	135円	26,418円
神西	298円	13,856円
出雲神原	273円	17,153円
大根島	284円	15,347円
頓原	192円	24,213円
赤来	253円	23,784円
松江馬湯	574円	23,374円
浜田東	311円	25,496円
出雲長浜	293円	24,741円
石見大田三瓶	58円	18,132円
木次大東	326円	14,207円
江津東	57円	21,157円
平田河下	161円	15,438円
岡山県		
岡山東	1,167円	25,113円
岡山南	733円	20,681円
岡山西	1,021円	27,039円
妹尾	633円	11,661円
岡山今村	1,367円	31,616円
興除	261円	26,459円
吉備	842円	32,709円
三郷2	1,149円	30,427円
岡山長岡	623円	18,015円
西大寺	286円	15,274円
倉敷	487円	27,671円
児島	515円	21,557円
水島	668円	32,426円
玉島	344円	12,795円
新倉敷	1,148円	21,256円
茶屋町	566円	17,765円
倉敷東	605円	14,949円
倉敷西	638円	11,801円
児島琴浦	409円	15,863円
水島東	525円	38,140円

安来	562円	15,975円
江津	229円	37,311円
出雲平田	354円	20,258円
木次	265円	24,096円
斐川	639円	39,923円
大社	309円	39,028円
川本2	113円	29,686円
西郷	660円	32,676円
松江八雲	559円	29,013円
多伎	238円	25,944円
温泉津	363円	21,211円
粕淵	70円	87,070円
都賀	26円	27,284円
川本瑞穂	35円	32,979円
石見	41円	37,457円
桜江	117円	19,703円
金城	76円	25,835円
石見旭	124円	18,495円
匹見	51円	27,425円
津和野	499円	63,372円
海士	104円	40,810円
西ノ島	117円	78,253円
浜田西	277円	27,694円
益田横田	383円	20,297円
益田西	232円	20,111円
益田東	455円	69,782円
安来荒島	368円	24,023円
江津西	335円	17,096円
惠曇	518円	17,567円
美保関	341円	23,856円
揖屋	470円	33,736円
松江玉造	482円	25,760円
宍道	319円	13,997円
島根広瀬	269円	12,886円
伯太	335円	13,894円
仁多	218円	36,526円
出雲横田	140円	48,449円
木次加茂	170円	33,475円
三刀屋	253円	24,501円
仁万	209円	30,726円
浜田三隅	423円	91,151円
六日市	134円	23,908円
津和野七日市	102円	23,856円
西郷布施	233円	119,260円
西郷五箇	212円	25,258円
都万	290円	32,881円
掛合	291円	35,334円
松江本庄	227円	22,130円
秋鹿	122円	28,971円
神西	276円	20,111円
出雲神原	273円	16,568円
大根島	256円	15,868円
頓原	178円	22,469円
赤来	250円	22,622円
松江馬湯	503円	25,057円
浜田東	296円	43,790円
出雲長浜	274円	27,029円
石見大田三瓶	48円	25,134円
木次大東	315円	16,606円
江津東	94円	22,241円
平田河下	148円	21,532円
岡山県		
岡山東	1,106円	26,020円
岡山南	735円	20,780円
岡山西	1,044円	33,211円
妹尾	624円	10,789円
岡山今村	1,264円	67,778円
興除	247円	30,210円
吉備	770円	34,420円
三郷2	1,111円	29,921円
岡山長岡	611円	18,683円
西大寺	274円	15,037円
倉敷	481円	29,023円
児島	472円	22,264円
水島	655円	33,029円
玉島	341円	13,095円
新倉敷	1,014円	20,507円
茶屋町	546円	18,904円
倉敷東	582円	15,208円
倉敷西	577円	11,753円
児島琴浦	381円	18,830円
水島東	518円	26,341円

津山	324円	21,311円
津山院庄	293円	8,017円
玉野	411円	15,933円
笠岡	599円	18,945円
笠岡吉浜	426円	21,338円
笠岡西大島	472円	12,323円
井原	693円	18,362円
総社	654円	9,206円
高梁	556円	31,521円
新見	619円	14,165円
備前	207円	13,283円
岡山瀬戸	514円	11,333円
息久	993円	18,661円
早島	705円	10,831円
吉備高原	198円	48,340円
美作勝山	325円	12,623円
久世落合	342円	17,265円
久世	484円	26,223円
鏡野	257円	7,520円
日本原	327円	13,730円
美作大原	171円	17,753円
美作	313円	12,875円
岡山高島	1,158円	23,943円
甲浦	398円	29,680円
野谷	297円	15,842円
足守	389円	30,149円
備前一宮	659円	5,179円
備中高松	380円	25,049円
西大寺上南	224円	8,440円
児島郷内	467円	16,804円
玉島黒崎	242円	26,880円
玉野西	459円	8,526円
玉野荘内	686円	20,658円
灘崎	827円	20,833円
金光	615円	11,715円
鴨方	480円	17,603円
真備	529円	19,269円
岡山藤田	343円	21,948円
吉備線路2	842円	13,840円
上道	521円	18,761円
児島下津井	334円	27,338円
津山山北	714円	24,602円
津山河辺	281円	33,700円
津山一宮	446円	13,791円
玉野山田	746円	24,294円
玉野八浜	385円	18,550円
総社新本	367円	26,849円
福渡御津	784円	13,973円
福渡	832円	17,253円
山陽	465円	4,747円
日生	307円	14,479円
和気	160円	50,716円
長船	808円	30,798円
玉島船穂	484円	21,274円
里庄	366円	21,005円
矢掛	388円	9,682円
成羽	238円	24,528円
高梁川上	101円	8,263円
ひるぜん	66円	20,046円
勝央	315円	7,653円
亀甲	386円	17,406円
福渡旭	116円	15,502円
津山久米	101円	17,683円
檜	211円	71,029円
井原高屋	335円	13,786円
美星	150円	11,299円
哲西	400円	25,377円
湯原	116円	23,546円
美新	21円	24,832円
津山加茂	342円	9,620円
児島塩生	368円	27,315円
笠岡北	276円	13,201円
総社豪漢	408円	13,443円
美袋	116円	14,136円
高倉	187円	15,048円
備前香登	243円	17,598円
備前三石	162円	23,276円
備前伊里	208円	15,018円
加茂川	111円	15,578円
瀬戸万富	617円	24,708円
岡山瀬戸赤坂	527円	23,763円

津山	306円	21,923円
津山院庄	267円	9,799円
玉野	400円	16,854円
笠岡	559円	20,568円
笠岡吉浜	410円	26,756円
笠岡西大島	453円	14,795円
井原	660円	19,149円
総社	644円	37,310円
高梁	487円	32,684円
新見	577円	13,873円
備前	193円	13,651円
岡山瀬戸	508円	10,415円
息久	988円	20,997円
早島	714円	10,691円
吉備高原	191円	53,132円
美作勝山	302円	14,487円
久世落合	338円	20,120円
久世	474円	28,879円
鏡野	248円	9,616円
日本原	296円	15,091円
美作大原	139円	20,159円
美作	286円	14,463円
岡山高島	1,153円	27,215円
甲浦	363円	33,936円
野谷	286円	18,257円
足守	386円	33,396円
備前一宮	641円	4,408円
備中高松	371円	27,979円
西大寺上南	220円	10,412円
児島郷内	447円	19,121円
玉島黒崎	223円	30,369円
玉野西	444円	10,385円
玉野荘内	661円	23,562円
灘崎	804円	23,590円
金光	581円	13,028円
鴨方	469円	19,699円
真備	524円	21,457円
岡山藤田	321円	24,676円
吉備線路2	770円	15,962円
上道	504円	21,327円
児島下津井	289円	27,648円
津山山北	613円	24,036円
津山河辺	269円	37,505円
津山一宮	419円	15,372円
玉野山田	715円	26,951円
玉野八浜	385円	21,765円
総社新本	345円	30,822円
福渡御津	714円	16,580円
福渡	703円	17,199円
山陽	456円	3,961円
日生	280円	17,088円
和気	149円	55,210円
長船	797円	34,562円
玉島船穂	471円	21,066円
里庄	342円	23,945円
矢掛	396円	11,552円
成羽	223円	26,608円
高梁川上	197円	9,856円
ひるぜん	57円	21,018円
勝央	292円	8,026円
亀甲	341円	20,384円
福渡旭	107円	17,198円
津山久米	96円	23,447円
檜	192円	75,134円
井原高屋	312円	13,462円
美星	140円	16,654円
哲西	374円	27,043円
湯原	90円	27,888円
美新	21円	42,588円
津山加茂	304円	15,194円
児島塩生	335円	30,636円
笠岡北	254円	15,914円
総社豪漢	335円	16,618円
美袋	108円	14,994円
高倉	155円	16,820円
備前香登	227円	19,982円
備前三石	158円	26,869円
備前伊里	193円	32,111円
加茂川	106円	15,745円
瀬戸万富	616円	28,573円
岡山瀬戸赤坂	501円	27,267円

	熊山	274円	11,570円
	厩師	678円	15,465円
	吉永	406円	33,012円
	備前佐伯	211円	17,070円
	芳井	78円	12,139円
	賀陽	358円	10,119円
	備中	130円	12,995円
	大佐	165円	12,985円
	英田	230円	19,027円
	福渡弓削	548円	15,150円
	岡山原	884円	26,463円
	西大寺神崎	208円	21,401円
	牛窓	874円	9,794円
	北房	104円	28,162円
	作東	252円	10,169円
	牟佐	383円	15,292円
	奇島	587円	16,882円
	有漢	131円	15,569円
	柵原	351円	36,580円
広島県	広島西	2,370円	20,474円
	広島南2	3,223円	14,770円
	広島中	4,341円	29,833円
	広島大州	1,689円	21,648円
	宇品	2,368円	16,972円
	広島西蟹屋	1,990円	15,624円
	仁保	1,823円	36,059円
	広島庚午	2,365円	15,644円
	広島三篠	1,521円	10,711円
	安古市	1,386円	19,065円
	安芸祇園	1,547円	28,541円
	可部	940円	27,699円
	高陽	829円	12,674円
	海田	1,649円	21,244円
	五日市廿日2	1,327円	16,279円
	呉東	1,189円	14,332円
	呉吉浦	299円	30,935円
	呉大穴	458円	19,861円
	郷原	443円	13,795円
	呉2	1,149円	12,539円
	竹原	315円	13,406円
	尾道	477円	22,446円
	尾道高須	436円	18,090円
	尾道美ノ郷	210円	41,688円
	尾道東	1,455円	4,583円
	因島	189円	9,273円
	因島中庄	555円	16,040円
	因島重井	263円	16,126円
	福山	735円	22,804円
	福山東	777円	18,650円
	松永	411円	18,438円
	新福山	857円	11,658円
	福山西	531円	8,218円
	福山北	411円	54,181円
	福山水呑	485円	31,239円
	福山南	530円	11,283円
	福山坪生	480円	8,898円
	駅家	548円	57,498円
	福山加茂	345円	35,093円
	福山熊野	217円	29,719円
	府中	675円	19,293円
	府中本町	464円	8,317円
	三次	1,116円	30,601円
	三次塩町	146円	17,819円
	庄原	514円	15,716円
	東広島	892円	21,607円
	八本松	243円	39,498円
	八本松原	117円	15,789円
	廿日市	1,312円	7,717円
	五日市地御前	630円	34,065円
	江田島	422円	12,117円
	安芸大野1	398円	9,271円
	宮島口	1,296円	15,662円
	安芸吉田	441円	14,711円
	黒瀬	250円	52,746円
	甲山	225円	13,437円
	神辺電話交2	311円	37,894円
	神辺御領	132円	13,658円
	神辺中条	545円	11,252円
	新市	387円	5,126円
	広島中山	772円	23,316円
	広島戸坂	1,138円	17,877円

	熊山	265円	10,934円
	厩師	604円	16,089円
	吉永	376円	41,130円
	備前佐伯	188円	18,556円
	芳井	71円	15,603円
	賀陽	326円	11,631円
	備中	105円	18,952円
	大佐	146円	14,810円
	英田	209円	20,359円
	福渡弓削	519円	16,552円
	岡山原	811円	30,353円
	西大寺神崎	204円	28,662円
	牛窓	865円	12,041円
	北房	98円	36,570円
	作東	223円	12,527円
	牟佐	367円	19,998円
	奇島	568円	19,355円
	有漢	105円	16,984円
	柵原	313円	44,954円
広島県	広島西	2,454円	19,163円
	広島南2	3,588円	15,504円
	広島中	4,642円	32,932円
	広島大州	1,787円	20,807円
	宇品	2,536円	18,498円
	広島西蟹屋	2,180円	16,698円
	仁保	1,634円	35,891円
	広島庚午	2,300円	16,402円
	広島三篠	1,542円	10,231円
	安古市	1,441円	23,701円
	安芸祇園	1,501円	31,480円
	可部	925円	30,236円
	高陽	797円	12,065円
	海田	1,673円	44,976円
	五日市廿日2	1,288円	15,979円
	呉東	1,201円	13,564円
	呉吉浦	280円	32,759円
	呉大穴	434円	19,863円
	郷原	404円	16,239円
	呉2	1,209円	12,543円
	竹原	314円	13,765円
	尾道	459円	24,440円
	尾道高須	431円	18,065円
	尾道美ノ郷	234円	44,238円
	尾道東	1,426円	3,816円
	因島	176円	9,642円
	因島中庄	565円	15,633円
	因島重井	257円	20,101円
	福山	749円	23,675円
	福山東	777円	17,872円
	松永	417円	18,896円
	新福山	627円	10,753円
	福山西	509円	8,902円
	福山北	370円	61,780円
	福山水呑	458円	31,571円
	福山南	525円	11,543円
	福山坪生	456円	8,105円
	駅家	544円	64,188円
	福山加茂	338円	37,413円
	福山熊野	208円	30,447円
	府中	571円	20,113円
	府中本町	454円	8,652円
	三次	1,016円	25,223円
	三次塩町	131円	17,561円
	庄原	504円	16,063円
	東広島	973円	23,551円
	八本松	243円	41,451円
	八本松原	115円	15,414円
	廿日市	1,221円	7,259円
	五日市地御前	583円	35,289円
	江田島	409円	10,812円
	安芸大野1	402円	8,370円
	宮島口	1,260円	15,418円
	安芸吉田	415円	14,692円
	黒瀬	226円	56,013円
	甲山	210円	13,008円
	神辺電話交2	301円	41,194円
	神辺御領	128円	13,042円
	神辺中条	505円	10,827円
	新市	380円	5,554円
	広島中山	695円	23,334円
	広島戸坂	1,135円	17,594円

安古市安 2	1,314円	20,862円
八木	661円	26,095円
伴	1,127円	39,116円
坂	1,375円	17,331円
福木	721円	14,510円
戸山	372円	13,382円
高陽狩小川	593円	16,911円
白木井原	383円	15,946円
海田畑賀	712円	11,085円
新矢野	1,586円	9,576円
五日廿日寺田	1,156円	12,304円
五日廿日石内	1,223円	15,898円
呉仁方	694円	15,721円
呉焼山	514円	14,557円
大竹	720円	7,104円
志和	73円	34,189円
三永	147円	11,882円
五日廿日宮内	1,071円	27,246円
安芸熊野	646円	37,326円
安佐	105円	17,900円
呉警固屋	561円	18,194円
竹原忠海	333円	16,488円
三原幸崎	910円	24,362円
三原長谷	127円	24,501円
松永藤江	219円	24,786円
福山芦田	235円	27,131円
大竹玖波	395円	16,350円
高屋	673円	37,337円
音戸	314円	21,052円
音戸先奥	120円	105,501円
倉橋	386円	15,939円
倉橋室尾	528円	8,032円
安芸佐伯	548円	14,373円
安芸佐伯友和	201円	12,223円
能美	725円	28,920円
大柿	249円	13,812円
八千代	665円	15,368円
甲田	514円	10,271円
東広島福富	148円	19,103円
東広島豊栄	294円	12,487円
甲山大和	120円	14,752円
東広島河内	128円	21,064円
河内河戸	160円	19,611円
本郷	516円	12,397円
安芸津	359円	19,310円
安浦	226円	45,618円
呉川尻	325円	11,542円
瀬戸田	267円	18,684円
久井	187円	10,698円
尾道向島	1,387円	7,647円
東城	386円	10,162円
尾道三原 2	992円	21,435円
宮島	539円	6,453円
御調	126円	76,900円
安佐久地	529円	14,723円
安佐後山	485円	12,678円
可部三人	437円	19,780円
瀬野川	888円	20,825円
瀬野	461円	36,870円
竹原荘野	371円	9,074円
鞆	411円	18,041円
松永本郷	286円	14,417円
庄原山内	91円	23,818円
造賀	104円	11,382円
砂谷	65円	86,100円
沖美	441円	14,885円
加計	306円	16,933円
戸河内	445円	31,738円
大朝	282円	46,667円
広島千代田	295円	51,347円
豊平	258円	12,774円
都志見	193円	10,899円
高宮	163円	13,208円
福山内海	391円	11,933円
沼隈	395円	15,241円
沼隈山南	368円	17,034円
吉舎	109円	11,438円
三良坂	203円	12,810円
郷田	193円	17,539円
新向原	834円	112,872円
芸北	149円	20,167円

安古市安 2	1,267円	20,936円
八木	727円	27,193円
伴	1,099円	75,494円
坂	1,413円	16,821円
福木	709円	14,244円
戸山	321円	13,176円
高陽狩小川	567円	16,196円
白木井原	342円	15,809円
海田畑賀	681円	9,795円
新矢野	1,596円	9,041円
五日廿日寺田	1,165円	11,193円
五日廿日石内	1,116円	15,344円
呉仁方	688円	16,237円
呉焼山	491円	14,244円
大竹	703円	7,428円
志和	59円	34,534円
三永	138円	13,651円
五日廿日宮内	950円	78,703円
安芸熊野	584円	39,448円
安佐	105円	17,899円
呉警固屋	527円	18,770円
竹原忠海	289円	16,253円
三原幸崎	855円	24,411円
三原長谷	123円	25,323円
松永藤江	211円	23,970円
福山芦田	220円	32,370円
大竹玖波	395円	17,418円
高屋	648円	39,160円
音戸	294円	24,856円
音戸先奥	128円	65,720円
倉橋	384円	16,210円
倉橋室尾	522円	7,082円
安芸佐伯	463円	18,052円
安芸佐伯友和	170円	15,695円
能美	692円	29,568円
大柿	250円	16,134円
八千代	568円	19,435円
甲田	786円	9,557円
東広島福富	137円	19,237円
東広島豊栄	280円	12,522円
甲山大和	120円	14,176円
東広島河内	100円	27,652円
河内河戸	125円	19,454円
本郷	452円	12,720円
安芸津	312円	18,638円
安浦	201円	48,561円
呉川尻	313円	11,241円
瀬戸田	254円	18,993円
久井	182円	10,522円
尾道向島	1,325円	6,599円
東城	476円	9,952円
尾道三原 2	987円	21,563円
宮島	535円	12,788円
御調	117円	82,179円
安佐久地	523円	13,234円
安佐後山	442円	12,667円
可部三人	361円	20,032円
瀬野川	875円	21,336円
瀬野	454円	38,650円
竹原荘野	344円	8,289円
鞆	398円	19,714円
松永本郷	271円	13,071円
庄原山内	86円	25,046円
造賀	85円	12,687円
砂谷	50円	88,679円
沖美	363円	18,285円
加計	246円	15,792円
戸河内	188円	31,479円
大朝	287円	32,303円
広島千代田	292円	53,943円
豊平	230円	11,732円
都志見	167円	10,055円
高宮	141円	19,114円
福山内海	333円	10,277円
沼隈	389円	16,225円
沼隈山南	318円	26,791円
吉舎	92円	10,813円
三良坂	191円	11,794円
郷田	171円	16,429円
新向原	592円	121,997円
芸北	117円	16,586円

山口県

比和	158円	38,824円
木江白水	408円	25,793円
広島似島	169円	16,008円
三原木原	338円	21,701円
浦崎	284円	25,304円
坂小屋浦	794円	18,662円
下蒲刈	350円	11,483円
湯来	76円	15,836円
木江大崎	370円	19,127円
木江	393円	11,395円
東城三和	250円	20,267円
上下	221円	38,300円
三次三和	131円	11,262円
下関東	353円	19,894円
下関北	818円	17,132円
下関中	283円	25,548円
下関西	302円	12,897円
下関王司	499円	19,676円
下関勝山	789円	11,017円
宇部3	311円	37,881円
宇部	311円	40,742円
宇部西	413円	28,978円
宇部床波	333円	20,816円
宇部東岐波	389円	36,474円
山口2	510円	35,938円
二島	67円	19,169円
萩	178円	22,032円
徳山	690円	21,040円
徳山周南	697円	27,532円
防府	329円	16,492円
防府2	329円	12,688円
下松	329円	12,492円
岩国支店3棟	457円	7,830円
岩国4	457円	43,955円
岩国西	928円	10,812円
新岩国南	915円	39,586円
宇部小野田	169円	49,807円
光	303円	17,937円
長門	341円	10,276円
柳井	225円	12,715円
美祢	140円	13,223円
新南陽1	592円	30,807円
小郡	282円	17,009円
山口大内	398円	32,060円
下関安岡	275円	18,961円
小月	408円	15,806円
山口下関	407円	22,116円
厚東	90円	39,675円
山口仁保	371円	16,944円
四辻	130円	26,116円
嘉川	165円	24,048円
萩大井	284円	18,705円
見島	83円	51,917円
徳山櫛ヶ浜	603円	9,716円
徳山戸田	236円	16,636円
都濃	271円	32,765円
防府西の浦	211円	23,903円
防府大道	195円	18,934円
防府富海	184円	26,261円
下松久保	268円	13,645円
岩国通津	274円	21,665円
御庄	643円	12,495円
岩国河内	181円	15,737円
西ノ浜	224円	36,775円
光室積	419円	13,977円
光島田	298円	11,228円
久賀	634円	156,939円
大島	271円	24,747円
久賀橋	469円	15,571円
由宇	496円	15,996円
玖珂	207円	14,263円
周東	388円	20,155円
岩田	133円	12,772円
田布施	333円	30,288円
田布施南	276円	16,674円
平生	182円	19,154円
下松熊毛	137円	15,457円
徳山鹿野	261円	60,006円
秋種	170円	11,124円
宇部橋	142円	21,391円
下関菊川	452円	17,481円

山口県

比和	121円	30,083円
木江白水	415円	26,538円
広島似島	120円	14,398円
三原木原	289円	21,594円
浦崎	349円	26,212円
坂小屋浦	800円	18,681円
下蒲刈	349円	14,870円
湯来	74円	14,764円
木江大崎	333円	18,860円
木江	343円	10,674円
東城三和	251円	24,713円
上下	204円	42,903円
三次三和	111円	10,729円
下関東	353円	19,180円
下関北	340円	16,984円
下関中	275円	26,051円
下関西	278円	13,474円
下関王司	476円	21,799円
下関勝山	761円	12,078円
宇部3	288円	38,572円
宇部	288円	45,859円
宇部西	404円	30,221円
宇部床波	314円	21,351円
宇部東岐波	390円	40,670円
山口2	515円	40,311円
二島	65円	20,102円
萩	172円	22,115円
徳山	722円	21,311円
徳山周南	693円	33,005円
防府	327円	19,192円
防府2	327円	12,682円
下松	329円	13,066円
岩国支店3棟	465円	9,030円
岩国4	465円	29,967円
岩国西	926円	10,191円
新岩国南	809円	40,935円
宇部小野田	165円	53,976円
光	296円	18,134円
長門	311円	11,263円
柳井	218円	13,543円
美祢	134円	17,639円
新南陽1	587円	30,779円
小郡	277円	17,323円
山口大内	390円	35,468円
下関安岡	264円	21,550円
小月	405円	17,500円
山口下関	409円	24,079円
厚東	83円	36,602円
山口仁保	357円	28,156円
四辻	128円	33,948円
嘉川	158円	19,561円
萩大井	251円	20,008円
見島	82円	54,786円
徳山櫛ヶ浜	586円	8,400円
徳山戸田	242円	25,986円
都濃	238円	29,677円
防府西の浦	194円	21,654円
防府大道	180円	18,161円
防府富海	176円	30,330円
下松久保	245円	12,176円
岩国通津	228円	24,736円
御庄	598円	14,106円
岩国河内	138円	17,365円
西ノ浜	205円	41,405円
光室積	392円	19,661円
光島田	321円	12,978円
久賀	604円	89,969円
大島	261円	27,329円
久賀橋	421円	18,447円
由宇	482円	19,453円
玖珂	203円	16,761円
周東	383円	22,909円
岩田	128円	14,840円
田布施	332円	31,192円
田布施南	241円	17,513円
平生	178円	20,625円
下松熊毛	136円	17,660円
徳山鹿野	263円	65,763円
秋種	165円	11,642円
宇部橋	134円	40,797円
下関菊川	404円	22,786円

	豊浦	293円	4,755円
	豊北	372円	18,353円
	特牛	380円	24,834円
	長門三隅	124円	15,841円
	長門仙崎	239円	22,327円
	美祢豊田	357円	22,937円
	阿月	125円	10,313円
	新南陽2	503円	9,376円
	久賀下田	340円	16,836円
	久賀和田	215円	12,032円
	錦町	271円	15,788円
	大島	392円	11,671円
	上関	377円	19,763円
	徳地	191円	13,743円
	厚狭殖生	182円	19,007円
	秋芳	72円	16,122円
	長門古市	218円	12,835円
	油谷	276円	15,079円
	油谷久津	94円	13,213円
	下関吉見	195円	18,283円
	阿知須	303円	19,232円
	美東	185円	19,735円
	阿東	238円	33,093円
	長門湯本	143円	13,251円
	岩国坂上	327円	17,142円
	厚狭	161円	23,141円
徳島県	阿波津田	813円	61,445円
	阿波川内	712円	75,439円
	八万	645円	21,202円
	地蔵橋	702円	11,601円
	沖洲	761円	10,104円
	徳島西	925円	31,549円
	鳴門	301円	27,404円
	小松島	484円	16,019円
	阿波阿南	291円	20,686円
	阿波石井	483円	32,748円
	那賀川	319円	9,943円
	松茂	491円	8,590円
	北島	694円	21,234円
	藍住	551円	26,085円
	板野	436円	16,539円
	上板	409円	9,087円
	阿波	624円	2,960円
	鴨島	674円	8,395円
	山川	444円	4,810円
	脇町	365円	12,567円
	阿波池田	334円	48,283円
	徳島B	732円	65,421円
	阿波国府	531円	24,538円
	多家良	301円	11,182円
	応神	382円	6,587円
	阿波大麻	188円	7,759円
	堂浦	236円	6,236円
	鳴門公園	178円	14,550円
	新赤石	434円	17,705円
	阿波橋	451円	13,559円
	桑野	525円	12,022円
	阿波福井	358円	12,911円
	新野	444円	10,113円
	阿波椿	331円	22,121円
	阿波一宮	248円	7,411円
	羽ノ浦	468円	9,066円
	丹生谷	480円	9,763円
	阿波海南	451円	6,774円
	阿波吉野	413円	12,234円
	土成	448円	10,346円
	市場	347円	9,539円
	阿波川島	467円	3,995円
	美馬	124円	10,197円
	貞光	311円	6,531円
	三野	292円	12,269円
	阿波三好	257円	9,707円
	三縄	399円	8,695円
	阿波井川	593円	9,861円
	三加茂	163円	22,892円
	牟岐	377円	29,494円
	阿波勝浦	149円	17,116円
	日和佐	235円	8,505円
	阿波半田	81円	10,183円
	穴吹	64円	15,876円
	山城	20円	17,374円

	豊浦	275円	5,106円
	豊北	308円	16,801円
	特牛	322円	27,187円
	長門三隅	117円	19,054円
	長門仙崎	230円	23,067円
	美祢豊田	329円	38,891円
	阿月	115円	12,413円
	新南陽2	517円	8,935円
	久賀下田	307円	18,851円
	久賀和田	184円	19,584円
	錦町	242円	17,735円
	大島	377円	13,608円
	上関	346円	23,439円
	徳地	180円	15,767円
	厚狭殖生	167円	30,472円
	秋芳	63円	28,370円
	長門古市	192円	14,653円
	油谷	255円	17,567円
	油谷久津	83円	21,401円
	下関吉見	177円	16,835円
	阿知須	288円	20,357円
	美東	164円	22,255円
	阿東	135円	36,626円
	長門湯本	105円	13,253円
	岩国坂上	275円	23,061円
	厚狭	155円	26,154円
徳島県	阿波津田	683円	66,229円
	阿波川内	691円	82,894円
	八万	639円	22,958円
	地蔵橋	702円	10,984円
	沖洲	750円	9,664円
	徳島西	883円	32,396円
	鳴門	305円	28,753円
	小松島	506円	16,553円
	阿波阿南	273円	21,292円
	阿波石井	495円	32,370円
	那賀川	315円	9,510円
	松茂	475円	8,759円
	北島	628円	21,760円
	藍住	511円	28,110円
	板野	457円	19,229円
	上板	402円	8,528円
	阿波	610円	1,734円
	鴨島	545円	8,313円
	山川	422円	4,737円
	脇町	353円	13,203円
	阿波池田	313円	43,385円
	徳島B	718円	71,990円
	阿波国府	477円	28,614円
	多家良	290円	10,549円
	応神	381円	7,203円
	阿波大麻	192円	6,795円
	堂浦	245円	6,509円
	鳴門公園	169円	14,798円
	新赤石	366円	16,875円
	阿波橋	452円	12,099円
	桑野	495円	11,592円
	阿波福井	316円	12,675円
	新野	418円	9,842円
	阿波椿	275円	20,008円
	阿波一宮	232円	5,363円
	羽ノ浦	458円	9,411円
	丹生谷	429円	9,056円
	阿波海南	425円	6,298円
	阿波吉野	405円	11,762円
	土成	437円	9,974円
	市場	336円	9,426円
	阿波川島	451円	3,019円
	美馬	118円	9,654円
	貞光	285円	6,170円
	三野	273円	12,152円
	阿波三好	243円	9,107円
	三縄	364円	8,196円
	阿波井川	535円	9,238円
	三加茂	157円	26,188円
	牟岐	409円	58,177円
	阿波勝浦	178円	16,936円
	日和佐	225円	7,929円
	阿波半田	74円	9,906円
	穴吹	44円	15,561円
	山城	19円	17,826円

	阿波神山	74円	8,930円
	阿波広野	64円	8,404円
香川県	讃岐三条	626円	35,291円
	高松北2	433円	12,597円
	屋島	609円	12,758円
	香西	969円	12,808円
	円座2	605円	23,260円
	讃岐前田	326円	13,094円
	讃岐川島	320円	25,517円
	西植田	241円	26,726円
	新仏生山	712円	26,933円
	丸亀	456円	9,907円
	讃岐郡家	658円	4,842円
	坂出	305円	11,617円
	讃岐加茂	426円	24,924円
	讃岐林田	316円	3,933円
	普通寺	642円	27,465円
	観音寺	589円	21,789円
	引田	327円	31,997円
	三本松	150円	20,530円
	讃岐津田	196円	16,621円
	讃岐大川	237円	11,887円
	志度	266円	25,250円
	長尾	444円	14,072円
	内海	313円	15,924円
	土庄	477円	12,727円
	讃岐三木	352円	18,707円
	讃岐牟礼	420円	10,089円
	香川	451円	28,239円
	綾南	672円	59,427円
	讃岐国分寺	384円	28,895円
	宇多津	465円	32,571円
	琴平	381円	16,436円
	多度津	464円	20,297円
	讃岐高瀬	318円	24,090円
	讃岐豊浜	275円	50,388円
	本島	118円	26,816円
	与島	187円	14,782円
	木之郷	462円	16,109円
	伊吹	138円	14,059円
	鴨部	306円	23,907円
	庵治	238円	27,946円
	綾上	418円	25,718円
	讃岐昭和	347円	27,000円
	綾歌	291円	9,881円
	讃岐飯山	380円	13,428円
	讃岐吉野	143円	5,893円
	大野原	439円	8,853円
	讃岐豊中	281円	16,355円
仁尾	204円	23,503円	
三本松2	150円	8,915円	
山本	297円	9,664円	
讃岐神山	192円	24,699円	
塩江	258円	6,861円	
麻二宮	292円	25,365円	
詫間	259円	43,362円	
財田	275円	16,458円	
高松	563円	57,703円	
讃岐池田	427円	63,454円	
愛媛県	西須賀	763円	4,817円
	吉田浜	905円	4,356円
	塩江	498円	4,649円
	伊予石井2	1,112円	11,815円
	久谷	874円	7,855円
	新久米	1,103円	31,831円
	山越本	787円	21,106円
	松山3	1,506円	23,754円
	今治	420円	30,327円
	伊予桜井2	794円	9,019円
	宇和島	530円	14,236円
	八幡浜	368円	9,138円
	新居浜3	620円	17,461円
	泉川	386円	3,812円
	多喜浜	367円	8,399円
	伊予西条	628円	7,550円
	大洲	408円	9,238円
	新谷	371円	11,051円
	川之江	714円	12,077円
	伊予三島西	817円	7,669円
	伊予2	614円	10,099円
	伊予北条	570円	5,809円

	阿波神山	73円	6,746円
	阿波広野	58円	7,951円
香川県	讃岐三条	590円	35,960円
	高松北2	422円	14,182円
	屋島	532円	13,029円
	香西	936円	12,551円
	円座2	601円	25,498円
	讃岐前田	287円	12,933円
	讃岐川島	310円	27,392円
	西植田	209円	30,259円
	新仏生山	597円	28,084円
	丸亀	444円	10,164円
	讃岐郡家	657円	4,685円
	坂出	285円	15,567円
	讃岐加茂	374円	28,496円
	讃岐林田	301円	4,526円
	普通寺	524円	35,542円
	観音寺	570円	24,931円
	引田	302円	33,019円
	三本松	134円	20,522円
	讃岐津田	185円	16,419円
	讃岐大川	227円	12,115円
	志度	255円	25,806円
	長尾	436円	15,021円
	内海	323円	15,551円
	土庄	434円	12,477円
	讃岐三木	338円	18,087円
	讃岐牟礼	403円	10,305円
	香川	427円	28,405円
	綾南	619円	61,292円
	讃岐国分寺	357円	29,470円
	宇多津	445円	33,398円
	琴平	390円	17,528円
	多度津	456円	21,279円
	讃岐高瀬	316円	24,758円
	讃岐豊浜	264円	51,509円
	本島	114円	66,253円
	与島	153円	12,781円
	木之郷	445円	16,405円
	伊吹	119円	11,123円
	鴨部	243円	27,093円
	庵治	232円	29,508円
	綾上	452円	29,461円
	讃岐昭和	397円	30,640円
	綾歌	275円	9,843円
	讃岐飯山	370円	13,687円
	讃岐吉野	140円	5,993円
	大野原	414円	9,007円
	讃岐豊中	279円	18,711円
仁尾	191円	27,387円	
三本松2	134円	8,662円	
山本	337円	9,453円	
讃岐神山	154円	30,165円	
塩江	302円	8,262円	
麻二宮	280円	29,075円	
詫間	247円	46,003円	
財田	277円	17,333円	
高松	547円	61,620円	
讃岐池田	415円	65,715円	
愛媛県	西須賀	727円	4,541円
	吉田浜	869円	4,540円
	塩江	471円	3,784円
	伊予石井2	1,114円	11,834円
	久谷	830円	7,359円
	新久米	1,036円	32,863円
	山越本	781円	32,040円
	松山3	1,480円	27,856円
	今治	370円	30,916円
	伊予桜井2	766円	8,556円
	宇和島	539円	12,590円
	八幡浜	369円	8,542円
	新居浜3	580円	15,045円
	泉川	372円	4,215円
	多喜浜	354円	7,910円
	伊予西条	665円	7,423円
	大洲	377円	8,887円
	新谷	354円	10,984円
	川之江	693円	13,324円
	伊予三島西	761円	8,184円
	伊予2	569円	9,481円
	伊予北条	544円	45,227円

壬生川 2	309円	14,088円
伊予土居	301円	52,864円
大西	944円	52,816円
重信	985円	13,236円
松前 2	855円	9,811円
砥部	1,532円	11,269円
宇和	329円	4,156円
広見	299円	28,711円
御荘 2	163円	3,792円
湯山	2,369円	27,181円
波止浜交換 2	444円	9,861円
栗	583円	32,869円
日土	673円	5,506円
穴井	468円	20,547円
伊予氷見	698円	60,884円
伊予豊岡	826円	14,820円
伊予三芳	501円	8,396円
粟井	392円	13,970円
伊予小松	738円	9,120円
丹原	468円	52,245円
伊予玉川	451円	10,729円
菊間	211円	28,568円
吉海	404円	29,107円
伯方	931円	19,877円
伊予川内	582円	8,202円
久万	173円	13,269円
保内	403円	13,070円
伊予吉田	459円	25,646円
伊予津島	428円	27,232円
今治支店旧	420円	9,027円
大洲新棟	408円	7,402円
伊予長浜	266円	42,773円
内子	674円	26,895円
伊予三瓶	424円	5,989円
愛媛野村	543円	31,182円
三間	164円	25,494円
伊予朝倉	311円	28,112円
宮窪	91円	23,206円
伊予上浦	57円	27,188円
伊予小田	218円	14,394円
伊予中山機械	706円	9,370円
伊予松野	65円	25,521円
二本松	55円	14,863円
生名	121円	12,917円
伊予弓削	106円	27,341円
双海	620円	9,687円
伊方	145円	10,692円
城川交換機	63円	7,004円
重信 2	985円	30,827円
伊予中島	502円	12,991円
高知東	1,000円	21,374円
潮江	1,001円	29,096円
土佐朝倉	859円	17,352円
土佐一宮	1,029円	28,802円
種崎	423円	8,359円
土佐大津	837円	13,082円
安芸	149円	21,967円
南国	397円	12,503円
須崎	428円	20,323円
土佐中村	238円	16,330円
赤岡	368円	7,881円
土佐山田	309円	6,700円
伊野	747円	6,182円
池川	345円	22,800円
土佐春野	366円	12,683円
土佐羽根	429円	21,471円
片山	834円	6,815円
土佐国府	603円	15,812円
戸波	269円	14,702円
具同	299円	19,224円
宿毛	414円	35,442円
片島	126円	8,175円
土佐長浜	255円	13,206円
介良	1,117円	29,066円
室戸	358円	12,760円
土佐	258円	11,273円
土佐宇佐	179円	10,702円
野市	524円	6,980円
美良布	469円	15,123円
中土佐	347円	13,682円
佐川	282円	20,919円

高知県

壬生川 2	361円	13,349円
伊予土居	289円	54,546円
大西	869円	54,719円
重信	1,030円	13,099円
松前 2	898円	9,615円
砥部	1,507円	11,030円
宇和	339円	4,288円
広見	282円	29,820円
御荘 2	137円	4,779円
湯山	2,089円	27,942円
波止浜交換 2	408円	10,973円
栗	554円	37,585円
日土	532円	5,225円
穴井	249円	19,891円
伊予氷見	683円	62,570円
伊予豊岡	766円	14,815円
伊予三芳	476円	7,899円
粟井	336円	13,247円
伊予小松	727円	9,053円
丹原	449円	53,612円
伊予玉川	434円	10,402円
菊間	183円	30,085円
吉海	383円	28,897円
伯方	905円	20,838円
伊予川内	557円	8,146円
久万	143円	35,839円
保内	403円	13,126円
伊予吉田	424円	26,670円
伊予津島	425円	28,277円
今治支店旧	370円	8,190円
大洲新棟	377円	7,565円
伊予長浜	271円	49,451円
内子	668円	29,317円
伊予三瓶	384円	6,187円
愛媛野村	519円	32,915円
三間	169円	29,118円
伊予朝倉	303円	29,951円
宮窪	85円	26,564円
伊予上浦	51円	26,745円
伊予小田	214円	13,246円
伊予中山機械	656円	9,600円
伊予松野	67円	29,167円
一本松	50円	14,374円
生名	97円	12,951円
伊予弓削	101円	31,325円
双海	552円	9,538円
伊方	188円	10,118円
城川交換機	73円	6,436円
重信 2	1,030円	31,612円
伊予中島	443円	12,110円
高知東	937円	22,145円
潮江	935円	29,579円
土佐朝倉	832円	18,112円
土佐一宮	994円	32,064円
種崎	421円	8,753円
土佐大津	825円	16,593円
安芸	141円	24,508円
南国	399円	13,286円
須崎	378円	21,146円
土佐中村	225円	16,076円
赤岡	343円	7,761円
土佐山田	291円	15,351円
伊野	700円	7,015円
池川	268円	21,213円
土佐春野	356円	12,373円
土佐羽根	330円	20,363円
片山	829円	6,526円
土佐国府	665円	17,770円
戸波	259円	12,301円
具同	258円	17,980円
宿毛	406円	36,594円
片島	117円	7,843円
土佐長浜	223円	12,964円
介良	961円	30,023円
室戸	340円	12,100円
土佐	306円	10,801円
土佐宇佐	174円	14,523円
野市	515円	7,492円
美良布	451円	14,659円
中土佐	365円	13,505円
佐川	263円	21,339円

高知県

	葦西	580円	12,465円
	香川	521円	26,487円
	越知	306円	10,359円
	土佐日高	478円	18,935円
	吉良川	76円	17,860円
	大橋	105円	18,062円
	吾北	88円	18,166円
	仁淀	65円	11,293円
	高知	688円	57,141円
	大杉	94円	11,582円
	土佐平田	60円	15,959円
	土佐清水	281円	45,588円
	窪川	236円	5,587円
	大方	164円	9,172円
	土佐大月	124円	31,122円
	野根	63円	17,856円
	嶺北	145円	7,012円
	土佐佐賀	107円	17,357円
	土佐田野	114円	13,554円
	東津野	99円	11,491円
福岡県	門司2	596円	9,644円
	門司恒見	379円	17,298円
	門司大里	964円	11,718円
	福岡若松	607円	14,803円
	若松二島	597円	8,223円
	戸畑	699円	16,898円
	小倉南	1,028円	14,122円
	小倉西	812円	9,707円
	北九州古船場	620円	18,887円
	北九州1	860円	29,887円
	北九州2	860円	11,708円
	北九州3	860円	31,777円
	小倉南曾根	746円	7,174円
	小倉南徳力	1,531円	11,995円
	八幡樺田	537円	9,458円
	北九州八幡2	417円	13,028円
	折尾3	577円	11,039円
	八幡黒崎	463円	8,831円
	八幡上津役	678円	6,199円
	八幡香月別館	957円	11,088円
	福岡東	2,417円	25,127円
	香椎	2,106円	23,020円
	二股瀬	1,096円	15,330円
	和白	1,171円	8,942円
	博多	6,405円	19,505円
	土居町	1,332円	25,450円
	福岡南	1,184円	21,247円
	福岡中央2	17,933円	23,717円
	福岡平尾	2,062円	35,040円
	筑紫ヶ丘	1,389円	11,435円
	屋形原	776円	11,740円
	姪浜	1,581円	15,609円
	金武	1,957円	11,218円
	今宿2	1,640円	7,198円
	七隈	1,834円	14,813円
	福岡西新	3,200円	17,478円
	大牟田	353円	8,557円
	久留米	508円	20,261円
	荒木	504円	7,862円
	御井町	843円	29,398円
	久留米上津	876円	15,077円
	久留米2	888円	15,256円
	直方2	223円	8,127円
	飯塚3	378円	8,708円
田川	286円	11,202円	
福岡山田	78円	12,674円	
甘木	511円	8,551円	
八女	128円	12,270円	
筑後	333円	23,746円	
福岡大川	1,013円	20,301円	
行橋2	314円	6,314円	
中間	240円	12,267円	
福岡小郡	605円	14,699円	
二日市	704円	13,504円	
二日市原田	664円	8,005円	
福岡南大野	1,637円	13,533円	
乙金	1,462円	15,158円	
宗像	456円	4,254円	
日の里	1,430円	10,480円	
前原営業所	370円	15,175円	
宇美	664円	14,505円	

	葦西	629円	12,406円
	香川	445円	27,471円
	越知	316円	9,918円
	土佐日高	465円	18,746円
	吉良川	82円	16,985円
	大橋	53円	18,223円
	吾北	80円	17,554円
	仁淀	52円	10,427円
	高知	691円	57,874円
	大杉	88円	11,417円
	土佐平田	54円	14,973円
	土佐清水	243円	48,177円
	窪川	223円	6,335円
	大方	174円	8,737円
	土佐大月	131円	30,796円
	野根	71円	23,695円
	嶺北	138円	6,233円
	土佐佐賀	111円	16,960円
	土佐田野	112円	13,116円
	東津野	95円	10,719円
福岡県	門司2	611円	10,373円
	門司恒見	362円	17,173円
	門司大里	940円	11,706円
	福岡若松	637円	11,343円
	若松一島	599円	9,004円
	戸畑	692円	17,513円
	小倉南	1,022円	12,576円
	小倉西	807円	10,132円
	北九州古船場	610円	25,481円
	北九州1	865円	39,266円
	北九州2	859円	13,246円
	北九州3	859円	23,939円
	小倉南曾根	751円	6,734円
	小倉南徳力	1,483円	11,952円
	八幡樺田	482円	9,209円
	北九州八幡2	411円	13,004円
	折尾3	522円	11,175円
	八幡黒崎	471円	11,134円
	八幡上津役	651円	5,446円
	八幡香月別館	902円	12,964円
	福岡東	2,827円	26,450円
	香椎	2,011円	24,428円
	二股瀬	1,032円	31,587円
	和白	1,250円	9,496円
	博多	5,578円	22,353円
	土居町	1,468円	27,772円
	福岡南	1,264円	22,608円
	福岡中央2	21,005円	26,490円
	福岡平尾	1,925円	34,299円
	筑紫ヶ丘	1,311円	12,486円
	屋形原	750円	11,851円
	姪浜	1,501円	16,166円
	金武	1,912円	11,057円
	今宿2	1,327円	10,482円
	七隈	1,900円	15,858円
	福岡西新	2,876円	23,154円
	大牟田	310円	9,518円
	久留米	516円	22,133円
	荒木	503円	8,920円
	御井町	802円	25,116円
	久留米上津	851円	14,373円
	久留米2	894円	15,545円
	直方2	210円	9,431円
	飯塚3	321円	9,002円
田川	271円	12,474円	
福岡山田	69円	23,605円	
甘木	483円	8,880円	
八女	132円	12,080円	
筑後	338円	25,972円	
福岡大川	237円	19,091円	
行橋2	313円	19,069円	
中間	239円	13,211円	
福岡小郡	599円	19,473円	
二日市	668円	14,442円	
二日市原田	638円	7,584円	
福岡南大野	1,617円	13,470円	
乙金	1,395円	14,387円	
宗像	450円	4,114円	
日の里	1,375円	9,913円	
前原営業所	372円	30,077円	
宇美	667円	14,220円	

志免	980円	7,554円
古賀新宮	590円	21,187円
古賀	713円	8,600円
長者原	2,232円	21,599円
福岡	327円	9,853円
福岡芦屋	335円	7,089円
折尾水巻	377円	13,876円
折尾海老津	348円	12,222円
直方鞍手	176円	10,325円
田主丸	291円	10,442円
瀬高	220円	16,090円
柳川	299円	13,743円
苅田	643円	7,465円
行橋屋川	359円	32,138円
行橋豊津	422円	21,727円
門司黒川	489円	19,239円
若松小島	255円	25,354円
西谷石原	122円	30,081円
多々良	892円	14,018円
早良内野	611円	29,232円
倉永	316円	18,652円
善導寺	271円	30,087円
福岡三国	370円	13,758円
篠栗	775円	45,174円
久山	561円	26,912円
折尾遠賀川	423円	26,298円
柳川大和	288円	17,818円
江浦	259円	15,320円
西戸崎	456円	18,686円
北崎	923円	17,012円
直方小竹	169円	31,315円
直方宮田	305円	13,180円
稲築	300円	24,270円
前原志摩	703円	24,051円
田主丸吉井	348円	13,674円
大刀洗	128円	9,956円
広川	305円	12,747円
豊前	421円	8,390円
津屋崎	341円	21,149円
宗像玄海	279円	12,876円
直方若宮	98円	20,886円
飯塚桂川	215円	13,413円
飯塚碓井	116円	28,238円
飯塚大隈	399円	14,880円
飯塚筑穂	323円	14,862円
飯塚庄内	250円	15,866円
杷木	408円	10,330円
甘木朝倉	246円	16,977円
夜須	274円	36,596円
二丈	380円	21,481円
福吉	178円	4,784円
芥屋	196円	17,856円
浮羽	147円	20,018円
久留米北野	802円	26,636円
大木	466円	15,017円
三潁	364円	10,254円
黒木	232円	17,453円
瀬高山川	316円	7,470円
田川香春	352円	11,004円
田川添田	239円	28,030円
田川金田	360円	8,873円
田川糸田	339円	29,169円
田川豊前川崎	245円	8,632円
田川赤池	185円	16,381円
田川大任	321円	32,822円
田川油須原	260円	22,672円
友枝	218円	17,625円
直方東	328円	22,922円
福岡大川2	1,013円	2,629円
那珂川別	528円	15,917円
若宮吉川	58円	16,378円
城島	452円	8,417円
行橋勝山	549円	31,387円
行橋築城	393円	12,469円
上陽	401円	19,396円
光友	132円	33,758円
星野	240円	22,862円
行橋稚田	282円	11,109円
佐賀県	高木瀬	641円 29,204円

志免	1,004円	6,343円
古賀新宮	580円	22,245円
古賀	677円	10,049円
長者原	2,134円	20,776円
福岡	330円	9,273円
福岡芦屋	335円	8,272円
折尾水巻	334円	13,541円
折尾海老津	333円	11,901円
直方鞍手	170円	8,481円
田主丸	259円	9,839円
瀬高	206円	13,747円
柳川	271円	13,304円
苅田	702円	8,422円
行橋屋川	306円	33,617円
行橋豊津	401円	21,540円
門司黒川	430円	19,369円
若松小島	234円	26,233円
西谷石原	107円	32,722円
多々良	876円	14,372円
早良内野	575円	30,668円
倉永	289円	18,973円
善導寺	245円	22,274円
福岡三国	357円	13,231円
篠栗	695円	47,375円
久山	560円	24,164円
折尾遠賀川	417円	26,540円
柳川大和	277円	17,828円
江浦	253円	15,326円
西戸崎	453円	18,452円
北崎	891円	15,237円
直方小竹	177円	31,720円
直方宮田	279円	12,691円
稲築	275円	23,927円
前原志摩	695円	24,506円
田主丸吉井	335円	13,481円
大刀洗	115円	9,516円
広川	295円	41,070円
豊前	412円	9,684円
津屋崎	336円	15,623円
宗像玄海	276円	13,016円
直方若宮	93円	21,622円
飯塚桂川	203円	39,273円
飯塚碓井	101円	27,531円
飯塚大隈	361円	37,635円
飯塚筑穂	282円	15,644円
飯塚庄内	239円	15,877円
杷木	398円	10,215円
甘木朝倉	214円	17,330円
夜須	274円	37,363円
二丈	368円	21,600円
福吉	163円	19,556円
芥屋	186円	17,535円
浮羽	136円	20,470円
久留米北野	782円	26,716円
大木	456円	15,231円
三潁	358円	9,442円
黒木	249円	38,852円
瀬高山川	283円	6,823円
田川香春	357円	21,542円
田川添田	227円	28,107円
田川金田	346円	8,864円
田川糸田	352円	29,562円
田川豊前川崎	241円	7,991円
田川赤池	177円	16,505円
田川大任	306円	42,319円
田川油須原	237円	32,933円
友枝	209円	17,516円
直方東	301円	25,472円
福岡大川2	237円	3,271円
那珂川別	479円	15,026円
若宮吉川	46円	25,634円
城島	443円	7,779円
行橋勝山	507円	32,312円
行橋築城	365円	24,544円
上陽	355円	19,773円
光友	136円	50,187円
星野	212円	22,148円
行橋稚田	271円	10,725円
八女大瀬	258円	11,523円
福岡矢部	89円	26,174円
佐賀県	高木瀬	618円 32,339円

唐津	330円	17,634円
佐賀鳥栖	667円	25,717円
多久	278円	21,207円
伊万里	247円	16,507円
伊万里黒川	141円	12,676円
武雄	184円	17,009円
佐賀鹿島	259円	5,810円
川副南	360円	17,862円
神埼	459円	20,247円
基山	397円	19,552円
小城	347円	22,119円
牛津	365円	23,171円
玄海	302円	25,925円
嬉野電交局舎	416円	11,475円
有田	315円	32,687円
蓮池	121円	10,450円
川久保	102円	10,827円
唐津山本	311円	10,591円
唐津鏡	350円	20,616円
東多久	95円	20,366円
久原	158円	12,131円
波多津	173円	24,560円
伊万里松浦	77円	20,965円
大川野	60円	28,289円
南波多	66円	17,908円
諸富	378円	23,681円
佐賀千代田	623円	9,731円
鳥栖中原	688円	19,692円
北茂安	371円	16,024円
呼子	160円	9,121円
西有田	261円	27,370円
武雄北方	507円	34,839円
佐賀大町	349円	21,434円
佐賀白石	290円	20,893円
鹿島塩田	328円	17,563円
久保田	527円	89,088円
佐賀大和	452円	11,961円
江北	388円	13,725円
佐賀福富	504円	17,806円
有明	548円	23,533円
太良	486円	48,126円
若木	225円	11,387円
浜崎	317円	13,006円
武雄山内	200円	19,127円
三根	581円	19,196円
入野	256円	20,853円
西川登	324円	30,199円
七山	223円	23,679円
湊	275円	27,033円
蔽木	147円	26,382円
相知	129円	19,027円
太良大浦	220円	12,423円
長崎県	1,256円	22,570円
浦上	1,160円	20,153円
新長	415円	6,763円
小ヶ倉	1,614円	11,670円
稲佐	337円	12,372円
深堀	1,149円	11,367円
東長崎	1,183円	9,334円
滑石	898円	28,355円
佐世保別	394円	11,291円
早岐	433円	24,822円
佐世保大和	571円	45,848円
佐世保大野	347円	24,665円
柚木	286円	19,968円
相浦	375円	18,047円
島原	575円	15,774円
諫早	468円	16,630円
西諫早	250円	10,673円
大村	174円	15,816円
福江	418円	31,416円
長崎平戸	862円	14,251円
時津	238円	23,610円
有川	223円	15,350円
壱岐	338円	43,535円
蔽原	160円	14,937円
大瀬戸	217円	12,749円
長崎小浜	94円	26,594円
豆敷	449円	26,033円
竹松	653円	15,241円
長崎茂木	638円	23,220円
木鉢		

唐津	312円	21,692円
佐賀鳥栖	655円	24,741円
多久	284円	21,756円
伊万里	206円	15,457円
伊万里黒川	130円	12,012円
武雄	162円	18,126円
佐賀鹿島	255円	6,303円
川副南	289円	18,243円
神埼	419円	21,983円
基山	387円	19,390円
小城	361円	22,918円
牛津	395円	47,928円
玄海	353円	33,812円
嬉野電交局舎	403円	23,458円
有田	362円	25,808円
蓮池	111円	10,063円
川久保	95円	10,455円
唐津山本	361円	48,424円
唐津鏡	334円	20,708円
東多久	95円	36,213円
久原	167円	12,544円
波多津	149円	24,787円
伊万里松浦	73円	19,651円
大川野	58円	29,224円
南波多	64円	17,186円
諸富	359円	24,215円
佐賀千代田	624円	9,653円
鳥栖中原	654円	20,290円
北茂安	376円	16,319円
呼子	186円	9,005円
西有田	263円	28,053円
武雄北方	508円	36,492円
佐賀大町	417円	20,987円
佐賀白石	288円	20,737円
鹿島塩田	340円	17,840円
久保田	513円	95,722円
佐賀大和	438円	11,686円
江北	359円	13,693円
佐賀福富	476円	17,099円
有明	494円	23,920円
太良	452円	49,573円
若木	220円	10,644円
浜崎	374円	11,862円
武雄山内	174円	19,166円
三根	600円	18,785円
入野	290円	20,785円
西川登	316円	30,840円
七山	215円	15,576円
湊	214円	35,484円
蔽木	160円	25,918円
相知	126円	19,209円
太良大浦	180円	11,673円
長崎県	1,206円	22,906円
浦上	1,054円	20,059円
新長	390円	33,361円
小ヶ倉	1,519円	8,978円
稲佐	316円	25,812円
深堀	1,133円	10,755円
東長崎	1,166円	9,401円
滑石	895円	24,927円
佐世保別	355円	10,655円
早岐	418円	24,583円
佐世保大和	539円	53,528円
佐世保大野	331円	24,788円
柚木	289円	16,537円
相浦	338円	19,795円
島原	509円	16,434円
諫早	446円	16,483円
西諫早	255円	11,102円
大村	151円	17,657円
福江	391円	32,726円
長崎平戸	870円	13,108円
時津	262円	26,118円
有川	451円	16,242円
壱岐	312円	38,610円
蔽原	221円	16,657円
大瀬戸	220円	12,358円
長崎小浜	32円	26,873円
豆敷	454円	24,719円
竹松	615円	15,285円
長崎茂木	634円	22,636円
木鉢		

長崎三重	351円	12,188円
鹿子前	318円	11,477円
針尾	330円	13,716円
松浦	314円	16,598円
御厨	214円	6,580円
長崎三和	410円	19,291円
多良見	486円	10,394円
長与	746円	19,936円
琴海	301円	42,628円
西彼	238円	11,612円
東彼杵	192円	10,532円
川棚	247円	11,371円
波佐見	170円	12,620円
湯江	304円	19,191円
小長井	228円	14,605円
島原有明	170円	6,600円
島原国見	161円	8,754円
諫早吾妻	284円	14,207円
愛野森山	837円	16,211円
千々石	246円	10,297円
有家	265円	12,228円
島原深江	677円	8,542円
田平	88円	8,914円
江迎	190円	17,434円
佐々	375円	35,193円
佐世保吉井	120円	30,662円
黒口	176円	15,983円
飯盛	655円	13,620円
島原瑞穂	550円	13,692円
鹿町	304円	22,727円
小佐々	274円	14,896円
楠泊	212円	13,101円
式見	683円	12,276円
三川内	799円	13,305円
紐差	228円	20,341円
津吉	100円	17,763円
今福	158円	20,535円
西彼大串	317円	27,245円
南風崎	677円	18,908円
有喜	136円	16,803円
鶏知	548円	26,442円
崎戸	93円	19,720円
雲仙	105円	46,269円
伊万里福島	254円	58,650円
鷹島	36円	41,868円
野母崎	516円	38,637円
加津佐	113円	10,032円
長崎口之津	194円	11,353円
南有馬	746円	14,419円
富江	200円	12,655円
青方	298円	14,001円
東	1,355円	15,123円
健軍	691円	9,374円
立田	658円	18,011円
田迎	1,189円	18,182円
桜町	736円	25,559円
熊本清水	845円	11,143円
北部	468円	22,722円
帯山	1,081円	19,099円
託麻別館	1,099円	27,285円
新川尻	784円	16,717円
熊本南部	382円	21,804円
郡築	170円	17,474円
人吉別館	165円	14,144円
水俣	1,019円	10,833円
玉名	309円	19,070円
本渡	489円	18,867円
山鹿	208円	11,107円
牛深	150円	11,884円
菊池	490円	16,118円
松橋	437円	8,470円
松橋小川	110円	10,771円
樋木岩野	501円	11,566円
熊本大津	171円	20,753円
西合志	192円	10,373円
一の宮	221円	12,661円
熊本小国	667円	24,126円
高森	452円	21,652円
南阿蘇	67円	33,647円
木山	735円	44,214円
矢部別館	403円	22,064円

熊本県

長崎三重	314円	11,897円
鹿子前	328円	10,720円
針尾	312円	13,137円
松浦	294円	42,266円
御厨	201円	6,278円
長崎三和	379円	19,906円
多良見	456円	10,013円
長与	712円	20,237円
琴海	291円	44,832円
西彼	221円	11,738円
東彼杵	234円	26,215円
川棚	244円	26,023円
波佐見	169円	12,208円
湯江	281円	13,786円
小長井	205円	14,654円
島原有明	161円	5,407円
島原国見	151円	8,806円
諫早吾妻	283円	13,888円
愛野森山	833円	16,268円
千々石	239円	9,820円
有家	253円	11,555円
島原深江	582円	11,549円
田平	86円	12,654円
江迎	170円	27,267円
佐々	389円	35,916円
佐世保吉井	110円	30,847円
黒口	163円	25,966円
飯盛	630円	13,242円
島原瑞穂	530円	13,385円
鹿町	291円	16,734円
小佐々	260円	14,816円
楠泊	192円	12,713円
式見	633円	11,793円
三川内	811円	29,893円
紐差	204円	22,830円
津吉	82円	20,852円
今福	166円	20,818円
西彼大串	301円	29,225円
南風崎	625円	20,325円
有喜	126円	18,465円
鶏知	523円	25,300円
崎戸	81円	19,471円
雲仙	109円	47,351円
伊万里福島	236円	58,983円
鷹島	22円	39,447円
野母崎	477円	27,530円
加津佐	107円	9,443円
長崎口之津	183円	10,762円
南有馬	732円	29,557円
富江	211円	11,479円
青方	270円	13,926円
東	1,346円	18,526円
健軍	666円	19,987円
立田	621円	18,965円
田迎	1,085円	16,761円
桜町	738円	27,454円
熊本清水	784円	10,974円
北部	465円	43,888円
帯山	856円	18,311円
託麻別館	991円	27,670円
新川尻	754円	17,133円
熊本南部	348円	24,399円
郡築	162円	42,299円
人吉別館	153円	13,823円
水俣	951円	10,278円
玉名	293円	19,881円
本渡	475円	21,310円
山鹿	189円	11,339円
牛深	119円	11,108円
菊池	396円	15,460円
松橋	426円	8,476円
松橋小川	107円	10,571円
樋木岩野	491円	9,486円
熊本大津	166円	20,942円
西合志	194円	10,467円
一の宮	204円	19,986円
熊本小国	549円	41,835円
高森	428円	22,325円
南阿蘇	61円	37,284円
木山	555円	60,147円
矢部別館	304円	23,696円

熊本県

荒尾	153円	9,177円
宇土	332円	19,422円
合志	135円	14,406円
熊本小島	640円	16,069円
天明	92円	35,584円
日奈久	333円	7,985円
府本	86円	10,124円
荒尾緑ヶ丘	418円	14,703円
網田	232円	32,446円
三角	540円	8,891円
松橋城南	259円	22,350円
堅志田	176円	16,520円
砥用	124円	14,173円
岱明	50円	10,481円
天水	278円	24,918円
南関	283円	12,925円
熊本長洲	204円	10,780円
鹿本	393円	37,284円
菊陽	879円	14,905円
泗水	255円	29,215円
南小国	469円	17,980円
熊本西原	444円	19,028円
嘉島	253円	48,877円
甲佐	593円	15,350円
坂本	205円	11,429円
熊本鏡	184円	14,108円
宮原	199円	15,689円
東陽	218円	15,189円
湯浦	206円	21,623円
津奈木	272円	33,308円
錦	241円	13,601円
多良木	188円	43,658円
大矢野	890円	9,859円
本渡松島	384円	12,825円
赤崎	253円	34,344円
飽田	537円	80,292円
竜峰	341円	11,963円
松橋豊野	29円	13,817円
玉東	321円	11,154円
菊水	351円	9,431円
坊中	160円	22,993円
御船	271円	23,072円
千丁	431円	13,957円
水俣田浦	177円	20,958円
熊本河内	439円	13,387円
水源	123円	18,889円
郡浦	131円	17,881円
鹿北	204円	17,229円
菊鹿	134円	15,512円
鹿央	83円	20,721円
旭志	189円	19,079円
矢部清和	92円	36,117円
芦北	456円	16,410円
湯前	146円	15,865円
姫戸	298円	14,644円
三加和	102円	25,313円
阿蘇	216円	73,867円
本渡富岡	361円	21,133円
河浦	252円	44,977円
蘇陽	199円	15,423円
免田	242円	15,067円
一勝地	131円	21,222円
竜ヶ岳	333円	23,670円
五和	553円	25,824円
玉名大浜	236円	19,908円
大分	1,647円	35,938円
鶴崎	292円	18,474円
大分東	752円	22,538円
大分滝屋	333円	30,736円
大分大道	844円	29,007円
大分市外	650円	23,980円
大分別府	423円	19,651円
別府北	472円	9,223円
如水	73円	15,848円
新中津	326円	20,584円
日田三本松	290円	31,736円
佐伯	531円	23,925円
臼杵	398円	23,278円
津久見	217円	13,217円
大分竹田	228円	15,537円
豊後高田	284円	23,538円

大分県

荒尾	147円	8,938円
宇土	326円	19,811円
合志	127円	14,339円
熊本小島	628円	17,273円
天明	89円	36,423円
日奈久	291円	6,287円
府本	80円	10,291円
荒尾緑ヶ丘	329円	14,425円
網田	208円	32,962円
三角	369円	8,260円
松橋城南	235円	22,709円
堅志田	154円	15,824円
砥用	96円	13,432円
岱明	48円	10,454円
天水	232円	25,240円
南関	259円	12,930円
熊本長洲	197円	11,108円
鹿本	371円	29,508円
菊陽	883円	15,438円
泗水	255円	29,624円
南小国	444円	17,592円
熊本西原	394円	27,303円
嘉島	249円	51,182円
甲佐	552円	15,308円
坂本	144円	11,022円
熊本鏡	178円	19,716円
宮原	191円	15,658円
東陽	179円	14,968円
湯浦	215円	22,115円
津奈木	239円	34,130円
錦	227円	13,443円
多良木	167円	32,613円
大矢野	848円	9,430円
本渡松島	364円	13,431円
赤崎	209円	34,933円
飽田	509円	88,724円
竜峰	309円	11,816円
松橋豊野	25円	13,447円
玉東	313円	11,232円
菊水	339円	9,392円
坊中	149円	23,408円
御船	260円	23,321円
千丁	402円	13,601円
水俣田浦	166円	21,717円
熊本河内	403円	17,068円
水源	86円	35,685円
郡浦	102円	17,369円
鹿北	177円	17,656円
菊鹿	119円	18,576円
鹿央	78円	17,345円
旭志	178円	18,759円
矢部清和	77円	35,665円
芦北	474円	17,273円
湯前	131円	15,673円
姫戸	275円	27,497円
三加和	87円	21,325円
阿蘇	183円	78,972円
本渡富岡	330円	39,275円
河浦	213円	46,219円
蘇陽	170円	14,356円
免田	223円	16,200円
一勝地	108円	21,652円
竜ヶ岳	285円	23,331円
五和	522円	24,450円
玉名大浜	214円	18,512円
大分	1,708円	36,876円
鶴崎	272円	19,447円
大分東	739円	22,604円
大分滝屋	309円	25,468円
大分大道	814円	29,823円
大分市外	647円	24,716円
大分別府	410円	20,334円
別府北	476円	10,723円
如水	66円	18,352円
新中津	323円	20,133円
日田三本松	280円	33,594円
佐伯	504円	26,043円
臼杵	346円	25,599円
津久見	222円	28,780円
大分竹田	195円	15,241円
豊後高田	218円	17,836円

大分県

杵築別館	296円	19,930円
大分宇佐	236円	20,758円
国東	262円	12,689円
日出	554円	12,160円
由布院	548円	12,178円
大分三重	220円	14,808円
玖珠	444円	18,503円
大分種田	677円	13,380円
大分中津	346円	38,407円
大分戸次	680円	42,202円
鶴崎松岡	379円	24,784円
長洲	271円	19,071円
豊後高田田原	57円	11,751円
大分資来	731円	21,729円
坂ノ市別館	481円	24,020円
海崎	82円	13,307円
保戸島	228円	58,448円
宇佐八幡	214円	12,155円
山香	273円	13,247円
大分挾間	307円	21,015円
大分庄内	262円	10,411円
佐賀関	156円	23,377円
幸崎	149円	16,021円
佐伯弥生	454円	26,495円
野津	349円	14,584円
緒方	170円	18,940円
三重大野	285円	29,312円
三重千歳	53円	14,777円
天ヶ瀬	593円	26,919円
三光	176円	13,183円
大分野津原	344円	23,041円
直川	222円	13,922円
本耶馬溪	250円	12,068円
院内	117円	31,612円
安心院	205円	12,327円
真玉	159円	21,393円
国東国見	122円	30,793円
国東富来	174円	17,975円
佐伯鶴見	420円	20,278円
竹田荻	101円	15,645円
日田大山	426円	9,784円
大分犬飼	247円	11,929円
大分吉野	71円	16,044円
安岐	172円	11,235円
武蔵	308円	21,196円
宇目	197円	15,193円
蒲江	240円	12,114円
耶馬溪下郷	205円	42,711円
山国	136円	18,291円
香々地	93円	21,181円
三重清川	46円	16,817円
久住	265円	12,518円
恵良	213円	30,798円
津江	234円	23,728円
耶馬溪	210円	12,807円
合河	177円	22,602円
生目	289円	20,247円
宮崎大淀	643円	25,226円
木花	684円	19,692円
都城	489円	19,223円
都城荘内	75円	12,235円
沖水	167円	13,403円
都城中郷	80円	23,174円
土々呂	435円	17,828円
延岡市外	492円	20,335円
日南	201円	14,584円
宮崎小林	283円	13,541円
日向別館	223円	36,227円
西都	375円	18,345円
高城	204円	27,970円
宮崎住吉	542円	15,344円
柳瀬	283円	40,140円
宮崎本郷	479円	22,512円
志和池	85円	23,282円
大堂津	165円	22,797円
飴肥	166円	29,665円
西小林	160円	17,953円
串間	289円	17,180円
三財	241円	16,828円
えびの営機械	173円	20,169円
飯野駅前	155円	15,721円

宮崎県

杵築別館	254円	28,130円
大分宇佐	203円	21,052円
国東	248円	18,062円
日出	541円	11,786円
由布院	534円	34,273円
大分三重	215円	17,402円
玖珠	474円	18,298円
大分種田	644円	13,025円
大分中津	320円	38,858円
大分戸次	586円	42,740円
鶴崎松岡	371円	26,217円
長洲	258円	24,952円
豊後高田田原	47円	11,441円
大分資来	720円	28,701円
坂ノ市別館	408円	24,849円
海崎	76円	12,348円
保戸島	116円	61,246円
宇佐八幡	204円	11,912円
山香	269円	12,810円
大分挾間	289円	20,675円
大分庄内	243円	36,841円
佐賀関	133円	24,330円
幸崎	134円	50,312円
佐伯弥生	447円	38,001円
野津	345円	14,661円
緒方	151円	18,500円
三重大野	256円	29,512円
三重千歳	47円	13,482円
天ヶ瀬	527円	26,336円
三光	162円	13,198円
大分野津原	316円	24,261円
直川	187円	14,138円
本耶馬溪	261円	50,235円
院内	109円	27,149円
安心院	200円	11,850円
真玉	125円	21,511円
国東国見	115円	32,583円
国東富来	168円	18,350円
佐伯鶴見	374円	20,886円
竹田荻	88円	15,533円
日田大山	384円	9,888円
大分犬飼	239円	33,282円
大分吉野	58円	16,722円
安岐	150円	10,510円
武蔵	304円	15,564円
宇目	192円	14,933円
蒲江	232円	11,494円
耶馬溪下郷	185円	46,163円
山国	113円	50,296円
香々地	70円	21,074円
三重清川	40円	30,308円
久住	267円	11,559円
恵良	211円	30,848円
津江	179円	23,413円
耶馬溪	228円	12,868円
合河	151円	23,496円
生目	282円	19,988円
宮崎大淀	628円	26,007円
木花	696円	20,608円
都城	462円	21,125円
都城荘内	73円	11,505円
沖水	171円	41,369円
都城中郷	74円	23,294円
土々呂	445円	18,057円
延岡市外	474円	21,387円
日南	194円	21,893円
宮崎小林	269円	15,192円
日向別館	211円	39,717円
西都	342円	18,246円
高城	198円	26,243円
宮崎住吉	534円	15,300円
柳瀬	281円	43,167円
宮崎本郷	461円	23,854円
志和池	82円	24,114円
大堂津	178円	56,390円
飴肥	146円	29,898円
西小林	143円	19,719円
串間	263円	35,975円
三財	240円	16,316円
えびの営機械	165円	21,141円
飯野駅前	145円	15,904円

宮崎県

	清武	803円	28,840円
	宮崎田野	209円	12,864円
	佐土原	280円	19,713円
	西佐土原	225円	19,733円
	日南北郷	326円	21,961円
	日南南郷	244円	22,011円
	三股	185円	20,569円
	都城高崎	169円	13,997円
	高原	174円	18,484円
	小林野尻	252円	14,038円
	紙屋	90円	22,756円
	宮崎高岡	181円	14,863円
	国富	254円	16,607円
	綾	170円	27,907円
	高鍋営業所1	280円	17,346円
	新富	290円	15,539円
	木城	359円	19,899円
	川南	128円	20,647円
	都農	166円	14,384円
	門川	274円	15,934円
	大東	96円	16,867円
	都城山田	151円	19,900円
	高千穂別館	196円	18,012円
	都城高野	120円	30,134円
	美々津	185円	21,731円
	岩脇	180円	17,083円
	真幸	192円	25,370円
	山陰	144円	18,325円
	神門	225円	16,038円
	日向西郷	118円	17,784円
	宇納間	78円	16,121円
	曾木	127円	16,026円
	北川	201円	34,968円
	延岡北浦	342円	23,450円
	宮崎東	670円	33,912円
	青島	239円	39,656円
	都城山之口	167円	16,478円
	日之影	134円	14,897円
	五ヶ瀬	208円	7,541円
	宮崎内海	301円	21,091円
	諸塚	110円	21,993円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,775円	21,950円
	谷山	1,112円	23,349円
	伊敷	983円	21,279円
	原良	2,974円	18,948円
	広木	2,460円	19,243円
	坂之上	1,326円	12,008円
	鹿児島川内	626円	22,636円
	鹿屋	276円	29,092円
	枕崎	186円	17,136円
	名瀬	673円	16,518円
	出水	170円	8,049円
	指宿	342円	24,874円
	加世田	208円	15,459円
	国分	413円	21,687円
	種子島	136円	8,380円
	加治木	508円	14,182円
	帖佐	329円	28,263円
	丸尾	94円	19,731円
	志布志	104円	11,672円
	屋久島	83円	18,341円
	徳之島	233円	16,714円
	鹿児島吉野	358円	11,836円
	鹿児島春日	1,578円	16,779円
	鹿児島大口	302円	17,216円
	隼人	351円	49,204円
	河頭	102円	20,180円
	高須	68円	22,260円
	大始良	72円	19,333円
	鹿屋南	23円	14,014円
	串木野	177円	15,113円
	阿久根	223円	19,055円
	米之津	91円	22,512円
	宮ヶ浜	66円	11,983円
	鹿児島垂水	128円	23,988円
	指宿山川	61円	18,840円
	開聞	63円	18,842円
	知覧	265円	17,303円
	知覧瀬世	29円	13,529円
	加世田川辺	205円	23,257円

	清武	690円	29,867円
	宮崎田野	195円	22,729円
	佐土原	279円	19,859円
	西佐土原	226円	19,944円
	日南北郷	303円	21,885円
	日南南郷	223円	23,273円
	三股	186円	20,812円
	都城高崎	125円	13,215円
	高原	157円	18,362円
	小林野尻	215円	13,640円
	紙屋	82円	22,908円
	宮崎高岡	168円	13,056円
	国富	245円	16,316円
	綾	157円	28,800円
	高鍋営業所1	253円	17,780円
	新富	247円	15,461円
	木城	367円	19,649円
	川南	124円	34,866円
	都農	158円	15,428円
	門川	284円	15,593円
	大東	78円	16,713円
	都城山田	146円	20,148円
	高千穂別館	161円	20,536円
	都城高野	83円	32,368円
	美々津	235円	21,683円
	岩脇	178円	17,185円
	真幸	180円	25,997円
	山陰	118円	18,463円
	神門	223円	16,403円
	日向西郷	113円	16,617円
	宇納間	69円	15,377円
	曾木	118円	16,220円
	北川	168円	35,747円
	延岡北浦	362円	22,535円
	宮崎東	710円	37,663円
	青島	229円	42,715円
	都城山之口	148円	14,928円
	日之影	107円	14,158円
	五ヶ瀬	188円	6,890円
	宮崎内海	250円	21,276円
	諸塚	105円	20,857円
	都井	173円	19,068円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,740円	23,878円
	谷山	1,083円	23,964円
	伊敷	959円	23,594円
	原良	2,858円	18,247円
	広木	2,814円	22,049円
	坂之上	1,208円	11,046円
	鹿児島川内	605円	25,117円
	鹿屋	105円	30,761円
	枕崎	183円	17,808円
	名瀬	689円	17,131円
	出水	149円	9,007円
	指宿	341円	27,993円
	加世田	206円	15,454円
	国分	467円	21,685円
	種子島	147円	9,099円
	加治木	436円	14,811円
	帖佐	345円	28,266円
	丸尾	107円	19,583円
	志布志	107円	11,568円
	屋久島	96円	18,300円
	徳之島	222円	19,410円
	鹿児島吉野	350円	11,086円
	鹿児島春日	1,601円	16,627円
	鹿児島大口	285円	17,884円
	隼人	404円	52,620円
	河頭	95円	20,880円
	高須	63円	22,296円
	大始良	76円	19,756円
	鹿屋南	20円	14,115円
	串木野	193円	15,952円
	阿久根	184円	19,274円
	米之津	82円	23,456円
	宮ヶ浜	64円	12,149円
	鹿児島垂水	124円	25,041円
	指宿山川	52円	13,624円
	開聞	59円	19,454円
	知覧	249円	16,828円
	知覧瀬世	25円	13,705円
	加世田川辺	184円	23,959円

市来	208円	15,073円
東市来	203円	22,845円
伊集院	312円	12,111円
松元	176円	25,758円
伊集院郡山	272円	20,869円
金峰	190円	12,584円
入来	66円	21,396円
宮之城	93円	43,496円
高尾野	97円	16,167円
菱刈	78円	8,443円
蒲生	107円	15,850円
十三塚原	75円	17,426円
加治木横川	80円	56,024円
栗野	207円	17,462円
吉松	18円	25,913円
霧島	55円	13,312円
岩川	152円	12,192円
財部	59円	23,208円
都城末吉	354円	28,657円
志布志有明	121円	16,838円
蓬原	97円	36,409円
志布志大崎	75円	14,701円
菱田	46円	28,526円
串良	78円	20,121円
鹿屋高山	137円	21,006円
吾平	83円	19,787円
大根占	147円	19,833円
根占	98円	23,024円
古江	196円	13,966円
川内東郷	297円	24,233円
牧ノ原	106円	15,198円
百引	56円	19,195円
志布志松山	24円	18,278円
大根占田代	84円	17,352円
川内西方	30円	15,632円
城上	83円	19,646円
高隈	169円	14,533円
阿久根脇本	116円	11,821円
阿久根大川	49円	9,520円
鹿屋新城	50円	16,898円
牛根	253円	22,089円
西桜島	232円	17,456円
喜入	164円	20,706円
瀬々串	103円	14,371円
顔娃	118円	11,730円
石垣	47円	10,041円
笠沙	73円	12,519円
加世田大浦	249円	24,978円
樋脇	73円	15,956円
市比野	140円	20,319円
宮野城鶴田	244円	13,711円
薩摩	180円	13,356円
祇答院	164円	15,167円
出水野田	211円	17,888円
牧園	89円	34,700円
細山田	42円	18,888円
内の浦	156円	37,565円
佐多	181円	25,833円
喜界島	243円	21,302円
鹿児島吉田	212円	15,368円
伊集院吹上	72円	11,251円
出水鷹巣	239円	17,792円
指江	219円	23,918円
竜郷	14円	24,718円
笠利	499円	26,987円
天城	100円	39,207円
伊仙	319円	26,737円
与論島	50円	26,750円
川内羽島	197円	18,861円
山門野	162円	15,784円
瀬戸内	1,101円	12,938円
知名	211円	27,732円
木蘇	63円	45,477円
勝能	68円	119,662円
管鈍	91円	51,963円
与路島	83円	257,673円
請島	111円	174,077円
節子	228円	65,140円
生見	61円	9,654円

市来	202円	15,010円
東市来	200円	23,399円
伊集院	299円	11,676円
松元	161円	26,327円
伊集院郡山	256円	21,324円
金峰	195円	12,643円
入来	66円	38,525円
宮之城	107円	45,204円
高尾野	88円	15,894円
菱刈	76円	8,299円
蒲生	98円	16,149円
十三塚原	63円	16,944円
加治木横川	89円	59,823円
栗野	286円	17,627円
吉松	61円	27,295円
霧島	54円	12,796円
岩川	145円	11,604円
財部	54円	18,981円
都城末吉	339円	29,186円
志布志有明	118円	17,109円
蓬原	85円	36,856円
志布志大崎	75円	12,611円
菱田	44円	29,370円
串良	66円	20,409円
鹿屋高山	145円	21,376円
吾平	88円	20,578円
大根占	118円	19,955円
根占	105円	23,737円
古江	203円	13,854円
川内東郷	270円	24,560円
牧ノ原	102円	16,455円
百引	107円	15,805円
志布志松山	23円	18,931円
大根占田代	68円	16,182円
川内西方	30円	15,705円
城上	75円	28,073円
高隈	145円	14,567円
阿久根脇本	96円	26,280円
阿久根大川	51円	23,875円
鹿屋新城	44円	16,495円
牛根	207円	21,670円
西桜島	203円	17,709円
喜入	167円	21,236円
瀬々串	87円	14,114円
顔娃	111円	11,633円
石垣	41円	9,627円
笠沙	71円	12,648円
加世田大浦	248円	24,428円
樋脇	65円	16,412円
市比野	125円	20,754円
宮野城鶴田	215円	13,190円
薩摩	142円	13,154円
祇答院	142円	15,416円
出水野田	188円	18,219円
牧園	91円	35,174円
細山田	37円	19,005円
内の浦	213円	37,784円
佐多	155円	25,479円
喜界島	288円	51,087円
鹿児島吉田	166円	15,034円
伊集院吹上	71円	11,575円
出水鷹巣	262円	16,622円
指江	231円	22,480円
竜郷	11円	23,307円
笠利	490円	44,068円
天城	97円	34,277円
伊仙	279円	26,707円
与論島	44円	24,729円
川内羽島	202円	19,122円
山門野	152円	15,902円
瀬戸内	1,214円	24,448円
知名	195円	29,402円
木蘇	57円	108,400円
勝能	58円	122,582円
管鈍	73円	47,066円
与路島	58円	263,915円
請島	66円	479,482円
節子	164円	51,714円
生見	58円	9,548円

	中種子	206円	26,367円
	南種子	419円	43,514円
	母間	44円	20,179円
	沖之永良部	163円	42,351円
	坊	176円	14,155円
沖縄県	寄宮	1,576円	17,430円
	牧志	1,554円	25,290円
	小禄	1,442円	15,734円
	首里	3,802円	18,752円
	田場	265円	15,006円
	大謝名	1,024円	20,139円
	普天間	438円	13,302円
	沖縄宮古	403円	20,343円
	八重山	716円	21,533円
	浦添別	1,567円	27,853円
	名護別館	723円	16,326円
	照屋	541円	17,668円
	コザ	609円	57,841円
	胡屋	575円	23,056円
	コザ北谷	1,352円	27,649円
	豊見城	1,028円	19,181円
	与那原	856円	18,338円
	南風原	933円	38,980円
	久辺	92円	73,723円
	嘉手納	1,266円	27,093円
	沖縄石川別	350円	15,946円
	眞志川	484円	19,691円
	仲尾次	153円	27,338円
	米須	244円	25,865円
	今帰仁	273円	28,255円
	本部	411円	13,830円
	コザ金武	513円	23,337円
	与那城	425円	12,917円
	読谷	701円	27,104円
	中城	631円	22,331円
	東風平	316円	19,516円
	与那原玉城	141円	27,633円
	佐敷	251円	17,682円
	本部山川	92円	22,495円
	北中城	1,229円	26,288円
	南大東	47円	70,833円
	北大東	43円	110,437円
	久米島	717円	31,301円
	城辺	169円	16,847円
	沖縄上野	106円	42,046円
	平安座	113円	32,384円
座間味	12円	27,074円	
伊良部	222円	19,048円	
波照間	68円	27,838円	
与那国	254円	264,851円	
国頭別	272円	51,988円	

	中種子	238円	72,291円
	南種子	494円	44,130円
	母間	41円	18,835円
	沖之永良部	169円	42,279円
	坊	178円	19,184円
沖縄県	寄宮	1,447円	20,540円
	牧志	1,163円	26,468円
	小禄	1,398円	15,281円
	首里	3,290円	22,130円
	田場	242円	14,538円
	大謝名	811円	19,938円
	普天間	420円	13,762円
	沖縄宮古	361円	19,805円
	八重山	667円	34,532円
	浦添別	1,292円	28,707円
	名護別館	622円	15,700円
	照屋	502円	17,238円
	コザ	626円	58,940円
	胡屋	525円	22,726円
	コザ北谷	1,448円	27,445円
	豊見城	923円	19,245円
	与那原	707円	17,779円
	南風原	967円	38,281円
	久辺	90円	77,819円
	嘉手納	1,184円	27,247円
	沖縄石川別	299円	15,825円
	眞志川	456円	19,772円
	仲尾次	140円	26,644円
	米須	221円	23,761円
	今帰仁	508円	22,758円
	本部	364円	13,379円
	コザ金武	488円	22,154円
	与那城	383円	12,918円
	読谷	622円	27,388円
	中城	594円	21,566円
	東風平	291円	18,246円
	与那原玉城	123円	27,076円
	佐敷	228円	16,740円
	本部山川	82円	20,476円
	北中城	1,077円	26,504円
	南大東	42円	69,271円
	北大東	34円	107,391円
	久米島	679円	67,380円
	城辺	154円	45,327円
	沖縄上野	99円	42,038円
	平安座	87円	32,727円
座間味	3円	25,806円	
伊良部	201円	17,717円	
波照間	62円	27,999円	
与那国	210円	294,259円	
国頭別	226円	53,028円	

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	31,494 円
石川県	31,206 円
福井県	22,753 円
岐阜県	24,340 円
静岡県	42,529 円
愛知県	44,165 円
三重県	36,249 円
滋賀県	32,316 円
京都府	33,399 円
大阪府	54,882 円
兵庫県	50,575 円
奈良県	30,370 円
和歌山県	16,095 円
鳥取県	58,746 円
島根県	22,375 円
岡山県	51,763 円
広島県	46,894 円
山口県	34,502 円
徳島県	61,996 円
香川県	36,425 円
愛媛県	46,191 円
高知県	34,679 円
福岡県	54,318 円
佐賀県	18,543 円
長崎県	18,467 円
熊本県	31,223 円
大分県	42,273 円
宮崎県	31,737 円
鹿児島県	40,624 円
沖縄県	31,807 円

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	38,893 円
石川県	39,556 円
福井県	28,023 円
岐阜県	29,683 円
静岡県	52,391 円
愛知県	54,918 円
三重県	40,211 円
滋賀県	41,609 円
京都府	41,643 円
大阪府	67,796 円
兵庫県	62,330 円
奈良県	38,890 円
和歌山県	20,885 円
鳥取県	73,428 円
島根県	27,509 円
岡山県	64,515 円
広島県	62,700 円
山口県	43,155 円
徳島県	72,750 円
香川県	45,573 円
愛媛県	55,937 円
高知県	32,565 円
福岡県	67,339 円
佐賀県	24,834 円
長崎県	17,909 円
熊本県	38,689 円
大分県	53,722 円
宮崎県	39,061 円
鹿児島県	50,749 円
沖縄県	40,107 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	143 円
石川県	139 円
福井県	140 円
岐阜県	155 円
静岡県	174 円
愛知県	178 円
三重県	173 円
滋賀県	168 円
京都府	238 円
大阪府	216 円
兵庫県	243 円
奈良県	200 円
和歌山県	221 円
鳥取県	163 円
島根県	171 円
岡山県	159 円
広島県	166 円
山口県	151 円
徳島県	171 円
香川県	166 円
愛媛県	157 円
高知県	139 円
福岡県	206 円
佐賀県	160 円
長崎県	138 円
熊本県	186 円
大分県	194 円
宮崎県	138 円
鹿児島県	166 円
沖縄県	176 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額662円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	173 円
石川県	170 円
福井県	170 円
岐阜県	195 円
静岡県	216 円
愛知県	222 円
三重県	211 円
滋賀県	210 円
京都府	294 円
大阪府	264 円
兵庫県	301 円
奈良県	247 円
和歌山県	262 円
鳥取県	202 円
島根県	209 円
岡山県	197 円
広島県	211 円
山口県	189 円
徳島県	210 円
香川県	205 円
愛媛県	200 円
高知県	160 円
福岡県	259 円
佐賀県	198 円
長崎県	165 円
熊本県	227 円
大分県	241 円
宮崎県	163 円
鹿児島県	203 円
沖縄県	217 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額592円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	508 円	
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されていないもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	514 円	
				507 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	69 円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額 (26,474円)} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア～イ (略)

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	11,139 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	246 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	508 円	
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されていないもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	514 円	
				507 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	73 円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額 (25,142円)} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア～イ (略)

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	11,289 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	251 円

別表 1～別表 3 (略)

別表 4 違約金

第 1～第 3 (略)

第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) (略)	(略)
(2) 接続申込者が、第 78 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点が M D F に係るものである場合の料金表第 1 表(接続料金)第 1 (網使用料) 2-1-1-1 第 4 欄ア欄 (イ) ②A に規定する料金額を含みます。) の 6.4 ヶ月分に相当する額

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	2,927 円	_____

別表 1～別表 3 (略)

別表 4 違約金

第 1～第 3 (略)

第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) (略)	(略)
(2) 接続申込者が、第 78 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点が M D F に係るものである場合の料金表第 1 表(接続料金)第 1 (網使用料) 2-1-1-1 第 4 欄ア欄 (イ) ①に規定する料金額を含みます。) の 6.4 ヶ月分に相当する額

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	2,806 円	_____

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

第1条～第17条（略）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 この改正規定実施の際（平成12年3月6日）現に、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもの

ち、協定事業者と接続する通信路設定伝送機能については、以下の料金表を適用します。

料金表第1表第1（網使用料）1適用（10）の規定は、以下の料金表に適用します。

（1）分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	
		16,758 円	14,967 円

イ．加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	
		170 円	2,399 円

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

第1条～第17条（略）

第18条 削除

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	14,168円

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（一般専用に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	16,758円	14,967円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の 場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノー ド装置、中継伝 送路設備及び 端末回線を収 容する伝送装 置により通信 路の設定並び に伝送を行う 機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	170円	2,399円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2)分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノー ド装置、中継 伝送路設備及 び端末回線を 収容する伝送 装置により通 信路の設定並 びに伝送を行 う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	14,168円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの	—
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

1～3 （略）

（経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ(7)欄及びエ欄並びに2-1-1-2第3欄イ欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号多重分離機能（2-1の4イ欄に係るものうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のものに限ります。）及び固定無線宅内設備管理機能の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 網使用料

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

1～3 （略）

ア 適用

区分	内容
<p>(7) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</p>	<p>① (1) 網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄又は附則(平成26年4月9日西設相制第116号)第6項(以下この項において「附則第6項」といいます。)(2) 端末回線伝送機能ア(7)①欄に掲げる料金額を加えた金額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>② 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8欄力及び(1) 網使用料ア(7)①の規定にかかわらず、複数年段階料金を適用する間においては、(1) 網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2の2又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>③ 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、(1) 網使用料ウ欄に規定する機能を一体として利用する場合にあっては、2-1-1-1第6欄ア(7)欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>④ (1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局に収容できる固定無線宅内設備の数は80を限度とします。</p>
<p>(イ) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ</p>	<p>① (1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄、2-1-1-2の2又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄又は(1) 網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とし、(1) 網使用料エ欄に規定す</p>

	<p>る機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。</p> <p>② 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に附則第6項（2）端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、（1）網使用料工欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします。</p>
(ウ) 固定無線宅内設備管理機能に係る料金の適用	固定無線宅内設備管理機能については、協定事業者が、（1）網使用料イ(4)欄に規定する機能を利用する場合に適用します。

イ 端末回線伝送機能

(7) 基本料

区 分		単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	① 光信号伝送装置により、100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主 端末回線収容装置ごと	1,167円	料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1の4及び（1）網使用料工欄に係る料金は含みません。
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主 端末回線収容装置ごと	1,167円	
		C AB 以外のもの	1 光信号主 端末回線収容装置ごと	1,202円	
	② 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	23,438円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	23,438円	

(4) 加算料

区 分		単 位	料金額	備 考
-----	--	-----	-----	-----

(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	421 円	_____
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	421 円	

ウ 光信号電気信号変換機能

1 回線ごとに月額

区 分			料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの)に相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	3,558 円	_____
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	3,558 円	
			(7) (7) (1) 以外のもの	3,665 円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区 分			料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	592 円	_____
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	592 円	

			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	610円	
--	--	--	----------------------	------	--

オ 固定無線宅内設備管理機能

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内 設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備 の情報の管理を行うとともに網 使用料を請求する機能	1 固定無線宅 内設備ごとに 月額	70円	_____

(2) 工事費

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内 設備設置等工 事費	固定無線宅内設備の 設置又は移設を行う 工事に要する費用	1 工事ごとに	I P 通信網サービ ス契約約款に規定 する工事費に相当 する額	_____

(3) 手続費

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内 設備設置手続 費	協定事業者が固定無 線宅内設備を設置す る場合に要する費用	1 固定無線宅内設 備ごとに	I P 通信網サー ビス契約約款に規 定する契約料に相 当する額	_____

附 則（平成 29 年 4 月 14 日西設相制第 13 号）

1～2（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用単金）

3 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 27 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手 続費		1 件ごとに	17.23円	_____
優先接続受付手続費		1 変更ごとに	39円	_____
光回線設備線路 条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号又は 1 住所ごと の 1 成功検索ごとに	0.03円
		(イ)	1 番号又は 1 住所ごと の 1 成功検索ごとに	0.01円
光配線区域情報 調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	15,797円	_____

附 則（平成 29 年 4 月 14 日西設相制第 13 号）

1～2（略）

ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1件ごとに	46円	
	イ欄	1件ごとに	96円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	751円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	298円	

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成30年6月15日から実施し、料金表の料金額、工事費の額、手数料の額、比率及び負担額、別表5の精算額並びに第2項、第3項の料金額、第4項、第5項及び第7項の料金額については、平成30年4月1日に遡及して適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

2 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額（平成30年度に適用するものに限ります。）については、利益対応税率を0.4282として算定します。

（光信号電気信号変換機能及びルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄に係るものに限ります。）及びルーティング伝送機能（2-1第3欄工欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

（1）光信号電気信号変換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	689円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	689円	
		ウ アイ以外のもの	710円	

（2）ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
-----	-----	-----	-----

特別收容 局ルータ 接続ルー ティング 伝送機能	第5条(標準的な接続 箇所)第1項の表中第 8欄のうち特別收容 局ルータで接続し、I P通信網を利用した 交換及び伝送を行う 機能	A T Mインタフェー スにより符号伝送が 可能なもの	1ポートごとに 月額	240,161円	—
--------------------------------------	---	-----------------------------------	---------------	----------	---

(電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置)

4 当社は、料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料について、平成28年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却損とみなして平成30年度及び平成31年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその2分の1ずつを加えて算定するものとします。上の設備管理運営費比率については、平成30年度及び平成31年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成30年度に適用する具体的な比率は0.051とします。

5 この改正規定実施前に、協定事業者が料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料の年額料金(耐用年数経過前のものに限ります。)を負担している場合は、設備使用料に係る設備管理運営費における減価償却費について、法定耐用年数経過後も、当該設備の残存価額が0円となるまで、耐用年数経過前まで負担していた年額料金における減価償却費を上回らない範囲で減価償却費を負担するものとします。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

6 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成28年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手 続費		1件ごとに	21.85円	—
優先接続受付手続費		1変更ごとに	50円	—
光回線設備線路 条件調査費	ウ欄	(7) 1番号又は1住所ご との1成功検索ごとに	0.04円	—
		(4) 1番号又は1住所ご との1成功検索ごとに	0.01円	
光配線区域情報 調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	9,570円	—
	イ欄	1通信用建物ごとに	6,705円	
ルーティング番 号登録工事等受 付手続費	ア欄	1件ごとに	50円	—
	イ欄	1件ごとに	101円	
同一番号移転可 否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの 1件ごとに	752円	—
	イ欄	1電気通信番号ごとの 1件ごとに	303円	

(通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）並びにデータ伝送機能に係る第3条（用語の定義）第1項第33欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、第68条（手続費の支払義務）第1項第32号、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第7欄、第10欄ウ欄、第10-3欄、第12-2欄、第26欄ア欄及びイ(イ)欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-1-2-1ウ欄、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第62欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第32欄並びに2-2（2-1以外の手続費）第10欄等の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第32欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1以外の手続費）第10欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

(1) 通信路設定伝送機能
ア 基本料

				1回線ごとに月額			
区 分				料金額	備考		
				右欄以外の場 合	通信路設定伝送 機能を利用する 際、料金区域に終 始する場合は		
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	通 信 路 一 線 に 保 有 す る 中 継 伝 送 機 能 及 び 強 直 伝 送 機 能 を 設 定 す る に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	A.T.M.機 用 に 保 有 す る の 上 に 強 直 伝 送 機 能 を 設 定 す る に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの の もの	クラスが下記以外のもの	305,532円	292,219円	
				セカンドクラスの もの	保守の別がタイプ1-1のもの	271,636円	265,356円
					保守の別がタイプ1-2のもの	277,058円	270,650円
					保守の別が上記以外のもの	287,897円	281,238円
					エコノミークラス のもの	271,636円	265,356円
					保守の別がタイプ1-1のもの	277,058円	270,650円
					保守の別がタイプ1-2のもの	287,897円	281,238円
					保守の別が上記以外のもの	340,711円	315,748円
					セカンドクラスの もの	292,343円	279,783円
					保守の別がタイプ1-1のもの	298,176円	285,365円
					保守の別がタイプ1-2のもの	309,843円	296,530円
					保守の別が上記以外のもの	292,343円	279,783円
					エコノミークラス のもの	298,176円	285,365円
					保守の別がタイプ1-1のもの	309,843円	296,530円
					保守の別がタイプ1-2のもの	406,042円	359,444円
					セカンドクラスの もの	329,016円	305,466円
					保守の別がタイプ1-1のもの	335,565円	311,562円
					保守の別がタイプ1-2のもの	348,717円	323,754円
					保守の別が上記以外のもの	324,856円	302,876円
					エコノミークラス のもの	331,338円	308,920円
					保守の別がタイプ1-1のもの	344,308円	321,009円
					保守の別がタイプ1-2のもの	471,374円	403,140円
					セカンドクラスの もの	365,689円	331,149円
					保守の別がタイプ1-1のもの	372,988円	337,759円
					保守の別がタイプ1-2のもの	387,590円	350,978円
					保守の別が上記以外のもの	357,369円	325,969円
					エコノミークラス のもの	364,505円	332,475円
					保守の別がタイプ1-1のもの	378,772円	345,487円
					保守の別がタイプ1-2のもの	526,652円	440,115円
					セカンドクラスの もの	397,040円	353,080円
					保守の別がタイプ1-1のもの	404,469円	360,129円
					保守の別がタイプ1-2のもの	420,823円	374,225円
					保守の別が上記以外のもの	388,720円	347,900円
					エコノミークラス のもの	396,482円	354,845円
					保守の別がタイプ1-1のもの	412,005円	368,734円
					保守の別がタイプ1-2のもの	576,909円	473,727円
					セカンドクラスの もの	427,810円	374,430円
					保守の別がタイプ1-1のもの	436,353円	381,905円
					保守の別がタイプ1-2のもの	453,440円	396,856円
					保守の別が上記以外のもの	415,330円	366,660円
					エコノミークラス のもの	423,625円	373,980円
					保守の別がタイプ1-1のもの	440,208円	388,619円
					保守の別がタイプ1-2のもの	632,187円	510,701円
					(7) 6.0Mbit/sのもの	463,321円	398,951円
					セカンドクラ スのもの	472,577円	406,917円
					保守の別がタイプ1-1のもの	491,082円	422,848円
					保守の別がタイプ1-2のもの	442,521円	386,001円
					保守の別が上記以外のもの	451,360円	393,708円
	エコノミーク ラスのもの	469,032円	409,121円				
	保守の別がタイプ1-1のもの	19,300円	12,910円				
	(4) 6.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	15,656円	10,591円				
	セカンドクラ スのもの	15,972円	10,802円				
	保守の別がタイプ1-1のもの	16,596円	11,225円				
	保守の別がタイプ1-2のもの	10,269円	7,235円				
	保守の別が上記以外のもの	10,470円	7,379円				
	エコノミーク ラスのもの	10,884円	7,669円				
	保守の別がタイプ1-1のもの	1,481,481円	1,078,754円				
	(7) 50.0Mbit/sから 134.7Mbit/sまで の符号伝送が可能 なもの	1,152,230円	864,920円				
	50.0Mbit/sのもの	1,175,284円	882,205円				
	セカンドクラ スのもの	1,221,326円	916,775円				
	保守の別がタイプ1-1のもの	894,310円	704,340円				
	保守の別がタイプ1-2のもの	912,184円	718,414円				
	保守の別が上記以外のもの	947,929円	746,560円				
	(4) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	3,667円	2,452円				
	セカンドクラ スのもの	4,388円	2,892円				
	保守の別がタイプ1-1のもの	4,473円	2,949円				
	保守の別がタイプ1-2のもの	4,650円	3,065円				
	保守の別が上記以外のもの	1,942円	1,369円				
	エコノミーク ラスのもの	1,979円	1,395円				
	保守の別がタイプ1-1のもの	2,055円	1,450円				
	保守の別がタイプ1-2のもの	1,793,071円	1,287,152円				
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,525,212円	1,110,732円				
	セカンドクラ スのもの	1,555,701円	1,132,933円				
	保守の別がタイプ1-1のもの	1,616,685円	1,177,336円				
	保守の別がタイプ1-2のもの	1,059,292円	820,652円				
	保守の別が上記以外のもの	1,080,466円	837,052円				
	エコノミーク ラスのもの	1,122,808円	869,851円				

		区 分		1回線ごとに月額		
				料金額	備考	
				通信路設定伝送相互接続点が当機舎の距離が共に別に定めよ10kmを超える場合は10kmごとの場合の加算料加算料		
通信用途に限定し、伝送機器及び端末回線を取り替える伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専用回線に限定し、伝送機器及び端末回線を取り替える伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A.T.M専用	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,610円	21,963円
				セカンドクラスの	760円	10,360円
				保守の別がタイプ1-1のもの	780円	10,567円
				保守の別がタイプ1-2のもの	810円	10,982円
				保守の別が上記以外のもの	760円	10,360円
				エコノミークラスのもの	780円	10,567円
				保守の別がタイプ1-1のもの	810円	10,982円
				保守の別がタイプ1-2のもの	810円	10,982円
				保守の別が上記以外のもの	3,020円	41,181円
				セカンドクラスの	1,520円	20,720円
保守の別がタイプ1-1のもの	1,550円	21,134円				
保守の別がタイプ1-2のもの	1,610円	21,963円				
保守の別が上記以外のもの	1,520円	20,720円				
エコノミークラスのもの	1,550円	21,134円				
保守の別がタイプ1-1のもの	1,610円	21,963円				
保守の別がタイプ1-2のもの	1,610円	21,963円				
保守の別が上記以外のもの	5,640円	76,871円				
セカンドクラスの	2,850円	38,850円				
保守の別がタイプ1-1のもの	2,910円	39,627円				
保守の別がタイプ1-2のもの	3,020円	41,181円				
保守の別が上記以外のもの	2,850円	38,850円				
エコノミークラスのもの	2,910円	39,627円				
保守の別がタイプ1-1のもの	2,960円	40,200円				
保守の別がタイプ1-2のもの	2,710円	36,985円				
保守の別が上記以外のもの	2,820円	38,436円				
クラスが下記以外のもの	8,260円	112,561円				
セカンドクラスの	4,180円	56,980円				
保守の別がタイプ1-1のもの	4,260円	58,120円				
保守の別がタイプ1-2のもの	4,430円	60,399円				
保守の別が上記以外のもの	3,800円	51,800円				
エコノミークラスのもの	3,880円	52,836円				
保守の別がタイプ1-1のもの	4,030円	54,908円				
保守の別がタイプ1-2のもの	4,030円	54,908円				
保守の別が上記以外のもの	10,470円	142,761円				
セカンドクラスの	5,320円	72,520円				
保守の別がタイプ1-1のもの	5,430円	73,970円				
保守の別がタイプ1-2のもの	5,640円	76,871円				
保守の別が上記以外のもの	4,940円	67,340円				
エコノミークラスのもの	5,040円	69,687円				
保守の別がタイプ1-1のもの	5,240円	71,380円				
保守の別がタイプ1-2のもの	5,240円	71,380円				
保守の別が上記以外のもの	12,490円	170,215円				
セカンドクラスの	6,460円	88,060円				
保守の別がタイプ1-1のもの	6,590円	89,821円				
保守の別がタイプ1-2のもの	6,850円	93,344円				
保守の別が上記以外のもの	5,890円	80,290円				
エコノミークラスのもの	6,010円	81,896円				
保守の別がタイプ1-1のもの	6,240円	85,107円				
保守の別がタイプ1-2のもの	6,240円	85,107円				
保守の別が上記以外のもの	14,700円	200,414円				
(7)	クラスが下記以外のもの	7,790円	106,190円			
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	6.0Mbit/sのもの	7,950円	108,314円			
	セカンドクラスの	8,260円	112,561円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	8,400円	114,200円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	6,980円	95,105円			
	保守の別が上記以外のもの	7,250円	98,834円			
(8)	クラスが下記以外のもの	770円	10,545円			
6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスの	610円	8,359円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	630円	8,526円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	650円	8,860円			
	保守の別が上記以外のもの	370円	5,003円			
	エコノミークラスのもの	370円	5,103円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	390円	5,304円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	370円	5,103円			
	保守の別が上記以外のもの	390円	5,304円			
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	48,740円	664,387円		
	50.0Mbit/sのもの	34,770円	473,970円			
	セカンドクラスの	35,470円	483,449円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	36,800円	502,408円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	22,990円	313,390円			
	保守の別が上記以外のもの	23,450円	319,658円			
	エコノミークラスのもの	24,370円	332,193円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	150円	2,003円			
(8)	クラスが下記以外のもの	180円	2,468円			
50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスの	180円	2,517円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	190円	2,616円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	190円	2,616円			
	保守の別が上記以外のもの	70円	945円			
	エコノミークラスのもの	70円	963円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	70円	963円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	70円	1,001円			
	保守の別が上記以外のもの	70円	1,001円			
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	61,230円	834,602円			
	セカンドクラスの	50,160円	683,760円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	51,160円	697,435円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	53,170円	724,786円			
	保守の別が上記以外のもの	28,880円	393,680円			
	エコノミークラスのもの	29,460円	401,554円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	29,460円	401,554円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	30,610円	417,301円			
	保守の別が上記以外のもの	30,610円	417,301円			

(2) データ伝送機能

ア 基本料

		1回線ごとに月額			
		料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置(端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。)により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス 1の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	7,319円	-
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	12,780円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	18,241円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	23,702円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	34,624円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	45,546円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	78,312円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	154,766円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	225,759円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	285,830円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	340,440円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	400,511円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	416,894円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	438,738円		
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	460,582円			
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	482,426円			
	クラス 2の もの	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	18,131円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	31,840円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	25,667円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	54,994円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	49,042円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	94,805円	
		上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	71,814円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	141,332円	
		上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	92,948円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	187,805円	
		上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	112,771円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	230,948円		
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	130,410円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	274,143円		
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	145,809円		
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	310,623円		
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	155,804円		
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	347,157円		
	上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	166,616円		
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	380,360円		
	上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	177,375円		
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの	413,563円		

イ 加算料

		区分		1回線ごとに月額		
				料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス 1の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	979円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,958円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	2,937円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	3,916円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	5,874円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	7,832円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	13,706円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	27,412円		
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	40,139円		
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	50,908円		
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	60,698円		
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの	71,467円		
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの	74,404円		
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの	78,320円		
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	82,236円			
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	86,152円			
		クラス 2の もの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		2,917円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの		5,375円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		4,268円
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの		9,526円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		8,459円
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの		16,663円
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		12,541円
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		25,004円
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		16,330円
				最低伝送速度が2Mbit/sのもの		33,335円
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		19,883円
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		41,069円
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		23,046円
				最低伝送速度が3Mbit/sのもの		48,813円
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		25,806円
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		55,353円
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの		27,598円
				最低伝送速度が4Mbit/sのもの		61,902円
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの		29,536円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの		67,854円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	31,465円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	73,807円				

技術的条件集

第 21 節 形態 9 端末回線 MDF 接続インタフェース(DSL 用インタフェース)
(略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.4 又は当社が設置する局内スプリッタを使用する場合は、別表 24.5 に示すとおりとします
(略)

技術的条件集別表 24.5 DSLインタフェース仕様 (局内インタフェース 3)

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表1.1に示す。

表1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル (0.4mm~0.5mm φ 単線)
2	コネクタ	2W端子板

技術的条件集

第 21 節 形態 9 端末回線 MDF 接続インタフェース(DSL 用インタフェース)
(略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.4 に示すとおりとします
(略)

技術的条件集別表 24.5 削除

1.2 電氣的条件

ITU-T 勧告 G.992.2 Annex C に規定されている ADSL 方式の電氣的な条件 (信号電力に関する電氣特性) であって本別表が規定する電氣的な条件は、技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。

ただし、DSL サービスと重畳する電話サービスの主要諸元は表 1.2 に示すとおりとする。

表 1.2 主要諸元

項番	項目	規格
1	伝送方式	アナログ電話方式
2	入出力信号	事業用電氣通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号昭和六十年四月一日施行)に基づくアナログ電話用設備の信号 (当社の使用する入出力信号)
3	送出電力	端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号昭和六十年四月一日施行)第 14 条に示す送出電力

1.3 警報条件

協定事業者の使用する入出力信号に対し、当社は警報の検出・発出は行わない。

2 当社の電話品質の保証のための条件

2.1 伝送特性

ITU 勧告 G.992.1 Annex E Type4 に準拠した特性とする。

2.2 過電圧・過電流防護

当社の建物内に設置する協定事業者の通信設備からの過電圧・過電流は、ITU 勧告 K.20 に準拠した装置に損傷を与えないこと。

3 各電氣通信回線の共存のための条件

技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。